

10月9日(金)

出席委員

委員長 あくつ 広王 君
副委員長 湯澤 一貴 君
同 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君

委員 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 鈴木 博 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長
(計画担当課長兼務)
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

商業・ものづくり課長
遠 藤 孝 一 君

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
福 内 恵 子 君

健 康 課 長
高 山 崇 君

生 活 衛 生 課 長
鈴 木 誠 君

保 健 予 防 課 長
鷹 箸 右 子 君

品川保健センター所長
間 部 雅 之 君

大井保健センター所長
(保健体制整備担当課長兼務)
船 木 秀 樹 君

荏原保健センター所長
榎 本 芳 美 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都 市 計 画 課 長
鈴 木 和 彦 君

環 境 課 長
提 坂 義 文 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

学 務 課 長
篠 田 英 夫 君

区議会事務局長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○あくつ委員長　ただいまより決算特別委員会を開きます。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○篠田学務課長　おはようございます。私からは、月曜日および火曜日の本委員会の冒頭でご報告させていただきました、区立学校における新型コロナへの対応につきまして、その後の状況をご報告いたします。

まず、月曜日に報告いたしました1つの学級を閉鎖した学校につきましては、6日火曜日にPCR検査の結果が判明いたしまして、学級の生徒および担任の全員が陰性でございました。したがって、学級閉鎖も当初予定しておりました6日で終了いたしまして、7日からは登校が始まっているものでございます。なお、この学校では、感染した生徒と学校外で交流し、濃厚接触者となった別のクラスの生徒が1名おり、こちらの生徒についてもPCR検査を行いました。この生徒も陰性でございました。

次に、火曜日にご報告をいたしました学年閉鎖を行った学校でございます。昨日8日にPCR検査の結果が判明いたしまして、当初陽性と確認された生徒と同じクラスに3名の陽性判定が出されたということでございます。学校では本日9日も学年閉鎖を継続いたしまして、午後には保護者会を開催いたします。なお、保健所の指示がございまして、同じクラスの全員と、他のクラスの一部の生徒および教員につきましては、健康観察のため当面自宅待機となります。なお、自宅待機期間につきましては、Zoomを活用したオンライン学習を行うとともに、インターネット環境が整わないご家庭にはタブレットを貸出すなど、学びの保障に努めてまいります。

○あくつ委員長　次に、理事会で決定された内容に基づく、本日の委員会運営について、改めてご案内いたします。

本日の審査にあたっては、はじめに第4款衛生費第1項保健衛生費に係る項目を含む質問を行う委員の質問を先行して行い、該当の質問が終わり次第、品川区保健所長をはじめとした関係理事者には退席していただきますので、ご了承願います。

それでは、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第4款衛生費および第5款産業経済費でございますので、ご了承願います。

これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

第4款衛生費からご説明申し上げます。

決算書の266ページをお願いいたします。下段にございます第4款衛生費は、予算現額123億9,939万1,547円、支出済額は113億8,083万272円で、執行率は91.8%、対前年度2億4,654万5,847円、2.2%の増であります。増の主なものは、清掃事務所等施設管理事業、衛生検査室管理運営費であります。

次のページに参りまして、1項保健衛生費の支出済額は53億6,349万7,266円で、執行率は90.8%であります。1目健康推進費では、健康づくり支援事業費、休日・応急診療費、公害健康被害補償事業費、各保健センターの管理運営費などを支出いたしました。

2枚おめくりいただきまして、272ページをご覧ください。下段にございます2目母子保健費では、妊婦健康診査、母子健康指導事業、不妊治療助成事業などを行いました。

次のページに参りまして、下段にございます3目保健予防費では、各種予防接種、がん検診やこころ

の健康づくり事業、感染症予防などを行いました。

続きまして、２８０ページに参ります。４目生活衛生費では、食品衛生などの監視指導、品川第一地域センタービル外壁改修等工事などを行いました。

次の２８２ページに参りまして、２項環境費の支出済額は１５億１,０６７万７,７０３円で、執行率は９５．４％であります。１目環境対策費では、省エネルギー対策事業、環境調査、しながわ環境未来事業などを行いました。

２枚おめくりいただきまして、２８６ページをご覧ください。中段にございます２目リサイクル推進費では、古紙などの資源ステーション回収、資源化センターの管理運営、リサイクル活動支援事業などを行いました。

次の２８８ページに参りまして、３項清掃費の支出済額は４５億６６５万５,３０３円で、執行率は９１．９％であります。１目清掃費では、廃棄物排出指導および収集運搬、清掃事務所と粗大ごみ中継所の維持管理、粗大ごみ受付センターの運営などを行いました。衛生費の説明は以上です。

続きまして、産業経済費をご説明いたします。

２９２ページをお願いいたします。第５款産業経済費は、予算現額３２億１,２５１万３,０００円、支出済額は２６億２,０８８万９,４２７円で、執行率は８１．６％、対前年度５,８６６万９,２１６円、２．３％の増であります。増の主なものは、商店街活性化推進事業、臨時商品券事業であります。

１項産業経済費、１目産業経済費では、中小企業振興といたしまして、中小企業事業資金の融資あっせん、事業承継支援事業、雇用確保支援事業。商店街振興といたしましては、商店街にぎわい創出事業、商店街活性化推進事業、プレミアム付区内共通商品券発行経費の助成を行うほか、消費者啓発事業や臨時商品券事業などを行いました。

○あくつ委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在２９名の方の通告を頂いております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、２６９ページ、健康づくり支援事業に関連してと、粗大ごみの中継所に関連して質問したいと思っております。

まず、健康づくりなのですけれども、健康ポイントとかウォーキングマップ、様々いろいろとそういうところはやられていて、非常にいいことだと思っておりますが、このコロナ禍の中でどのようにしていくのかということでもありますけれども、その中で高齢者の方々なども、我々の町会などもそうありますが、感染を恐れて外出をしないということも非常に起きていると思っております。高齢者の方々の身体活動が３割減少しているという話もあると聞いております。会話をする機会も減っているということから、認知や介護の危険性も増加しているということは容易に想像できるということでありまして、この健康づくりということで質問をしていきたいと思っております。

私はこの高齢者の方々の身体活動が、もちろん高齢者だけではありませんけれども、減っているということ踏まえると、いろいろと健康づくりをしていく中で、ケーブルテレビ、FM品川も含めてですけれども、ここはケーブルテレビだけを捉えて質問しますが、オリジナルの親しみやすい健康体操というものをぜひ創っていただいて、ショートコンテンツでいいと思っておりますけれども、そういうものを、例えばケーブルテレビで６０分に一回、もう毎日でもいいですし、例えば６０分に一回３分程度のものと考えたら１日に１０回ぐらいになるわけですが、こういう形で、テロップを入れるときと

か、よく我々が一般質問しても空く時間とか、必ずケーブルテレビの中には枠があると思うので、そういうところに入れ込む。

また、そういうときに費用の問題もあるのであれば、企業とかにも協力してもらって一緒にその費用を出してもらって、コマーシャルベースも入れても別に構わないと思っておりまして、そういう意味で作成をして、どんどん配信をしていく。健康づくりでそういうことをやっていくことをどんどん進めていただきたいと思っているわけでありますけれども、それについてのお考えをお聞かせください。

○高山健康課長 それでは、私のほうから、健康づくりに係るお尋ねということで、委員ご提案のケーブルテレビのショートコンテンツのご提案でございます。

コロナ禍におきまして、自宅で活動量が減ってしまうという高齢者の方々に向けてということで、まず私どもとしましては、動画投稿サイトのY o u T u b eのほうの活用を図っているところでございます。具体的には品川区のトリム体操連盟をお願いいたしまして、いわゆる健康塾という60歳以上の方を対象とした運動教室が開けない間、例えば準備体操でありますとかストレッチ、それから筋トレといったそれぞれテーマ性を持たせた短い動画を作成いたしまして、これを配信したところでございます。自宅で気軽に組み入れる運動ということで、まずはそのような取り組みをしているところでございます。

ご提案のケーブルテレビなどいわゆる映像系の可能性については、非常に高いと考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員 動画サイトの話は分かるのですが、ラジオ体操があるじゃないですか。あれは高齢者の方も必ずその時間になったらつけるというぐらい結構分かっているわけですね。この回数の問題もあるのだけれども、ではケーブルテレビをつけていただいて、1時間に1回ぐらい、例えば3分の短いコンテンツでもいいのだけれども、それも例えば音楽を入れ込んで、その音楽に合わせて何かやる。だからといって、今、私は「しながわ体操」とは言わないけれども、新たに考えたほうがいいかと思っているのだけれども、短いコンテンツでいいわけだからそういうものをお願いして、それで区民の方がどんどんそういう形で、筋肉体操ではなくてラジオ体操みたいなイメージのほうがよくいいと思っていて、そういうのを企業の方にもお願いして社会貢献してくださいと言えば、やってくださる企業も私はたくさんあると思っているので、その辺はぜひもう一度研究していただいて、これは急いでやるべきだと思っているので、それこそ予算をつけてやっていくべきだと思っているので、そこだけもう一回だけ答弁をお願いします。

○高山健康課長 先ほどY o u T u b eのご紹介をさせていただきました。ご提案のケーブルテレビなどは、いわゆる放送時間帯なども工夫しながら定期的に放送することも可能でございますので、そうした映像につきましては、当面続きますこのコロナ禍における対応として非常に有効だと考えておりますので、引き続いて検討してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくをお願いします。

粗大ごみ中継所に関連してというのは、旧東品川清掃作業所について伺いたいと思っております。令和2年3月31日付で20年間の清掃事業用地の用途制限が解除されました。我々の会派としてはもう2年も3年も前から、ここは用途制限が解除される日が決まっているのだから、その部分についてはもう計画を策定して、要は基本設計ぐらいはもうやってしまって、用途制限が解除された後すぐ工事にかかれるぐらいのことをしてくださいという要望をずっと出してきました。

しかしながら、区の皆様に伺ったところによると4月1日までは区に権限がないわけで、権限がない中でいろいろな調整を図っていくということはなかなかできないとおっしゃっていたところも我々とし

てはある程度理解をしています。ですから、これで用途制限が解除されたわけでありますので、この場所は天王洲アイル駅、また東品川二丁目栈橋にも隣接しておりまして、私は水辺のにぎわいとか、いろいろと考えて中心的な立地になると思っています。

けれども、この中にはもうモノレールの橋脚だとか、地下にはりんかい線が走っているということもすごく分かっておりまして、今補助26号線でも新幹線を越えるので、鉄道事業者と非常に時間がかかったというのもよく分かっておりまして、そういう状況を踏まえると、どれぐらいそういうのかかかってしまうかとか、現状どのように考えられて、どのように今の現状があるのかということをもまずお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤企画調整課長 旧東品川清掃作業所の検討調査の現状でございます。

現時点におきましては鉄道事業者との調整を行っておりまして、委員ご指摘のとおり、鉄道建設工事というところでそういった取扱い指針や地下構造物の影響について確認するなど、解体工事を行った場合の課題の抽出を行っているところです。

また、解体に要する期間ですが、鉄道事業者との調整も様々かかりますので、調整と設計、工事を含んで3年から4年かかるのではないかと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 長いと思うけれども、今までのいろいろな鉄道事業者との関係を見ると、解体するだけでも3年から4年ぐらい、調整だけでもそういう時間がかかってしまうということは致し方ないと思っている部分もあります。

そうなってくると、では、その間何かに使おうかという、あれはあれで粗大ごみの中継所、その前は船舶中継所でもあったけれども、そうすると必ず用途変更しなくてはならないとか、建物を壊せないわけだからそのまま使うと様々な用途変更をしたり、またお金もかかるのだと思ったら二重投資になってしまうとか、そういうことも起きてくると思っているわけです。

そこら辺のところもちろんお考えになってやっていらっしゃるのだと思うけれども、その辺の二重投資をどうしていこうか。それであるならば、その前に検討委員会みたいなものを作ってもいいのではないか。それはもう検討委員会を作って、こういう方向性でやっていく。それに合わせて鉄道事業者との話も詰めていく。けれども、二重投資を踏まえるのか踏まえないのかは別だけれども、そういう部分でお金をかけたとしても、何か利用していこうとされているとか、そこら辺のところもう一回状況を教えていただきたいと思います。

○佐藤企画調整課長 今後の暫定活用も含めた検討の状況でございますが、現在東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時のしながわハウスなど、短期間のイベントで活用することを想定して検討しているところです。

短期間のイベントというところではございますが、委員ご指摘のとおり、長期間使うと様々な制限とか手続きがかかるのですが、短期間、例えば6カ月程度であれば、建築基準法上の適合の一部緩和が受けられるということで、全面的な内装工事というものがある程度省けることもあるということで、費用対効果を見極めて、その辺、今検討を進めているところでございます。

あと、今後の検討委員会の設置も含めた検討の進め方でございますが、本格活用に向けましては地元の意見もしっかりとお聞きして、検討委員会の設置も含めて様々な手法を考えていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。今オリンピックが延期になったので、その活用ということも視野に入っているのだというお話がありました。それはそれで一つの考え方として

いいと思いますけれども、考え方として様々な手法を考えていただきたいと思います。例えば期間が3年ぐらいかかるということ、3年間の間に今言ったオリンピックがあるから、半年。けれども次に何かやろうとしたときに、では2年空かせるのか、それはどのようにしていくのか。では二重投資になるのか。

そうではなくて、そうしたらこれは逆に期間限定で貸すということもできると思うのです。そういうところがあると。ただ、期間限定で貸して、なおかつそこを活用してもらって、区にはそのときの歳入もある。けれども、そのとき検討委員会でしっかりとやっていく中でそれが実って、その分、これは期間限定だから返してもらった中で次にこういう展開ができる。

これはせっかく品川区の財産でもあるわけでありますから、そういう貸す方法を幅広く考えていくことが私はありなのかなと思っていて、ぜひそういうことも踏まえて考えていただきたいと思います。その部分について、最後にそこだけもう一点お聞かせください。

○佐藤企画調整課長 施設の有効利用の観点での検討でございますが、私どもも歳入の確保の観点も常に持っておりますので、解体までの期間については、有効に活用していくことを様々な手法を用いながら検討していきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、281ページの3目、保健予防費の感染症対策事業に関連して、新型コロナウイルス感染症について、現状、区の取組みについて、順次お伺いしていきたいと思います。途中、委員長のご許可を得てありますので、随時資料を提示しながら質疑を行っていききたいと思います。

まず、品川区における新型コロナウイルス感染症の流行の現状についてお伺いいたします。コロナウイルス検査の陽性者数の推移、現在の状態と第二次流行となった2020年6月以降の経過について、ご報告をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 陽性者数の推移等についてのお尋ねでございます。

陽性者につきましては、10月2日にいよいよ1,000人を超えまして、昨日10月8日現在では1,062名というところでございます。

また、検査の陽性率につきましては、5月、6月の頃が2%未満だったところ、7月の終わりから陽性率が徐々に上がり出しまして、9月中旬にかけてまた収まっていたのですが、現在また10月に入りまして再び上昇しているところでございます。

6月以降の陽性者の状況につきましては、20歳代から30歳代の若い層が多くて、症状もそれほど重くない方が多かったところですが、現在は高齢者の方の報告が多いことと、30歳代から40歳代と比較的若い方も含めまして、診断したときから何らかの症状があるということで、入院が必要な方が多くなっているという現状でございます。

また、特に品川区においては、9月の終わりからじわじわと陽性率が再び増加してきておりまして、現在の陽性率につきましては、7月初め、いわゆる第二波と呼ばれていた頃と非常に似た状況になってきているところで、今後また感染者が増えてくるのではないかと心配しているところです。特に先日10月7日は東京都の報告数の10分の1が品川区からの報告ということで、ちょっと驚いているところになります。

○鈴木（博）委員 次に、区内医療機関に入院している患者数の推移はいかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 入院患者数でございますが、基本的に陽性者数の推移と同じ状況でございます。4月中旬から5月にかけて一つの山がありまして、その後、6月から7月初めまではしばらく収ま

りましたが、また7月下旬から増加しているところでございます。8月に入りまして、これまで一番入院患者の数が多かったのが8月9日で68名でございますが、今、先ほどお話ししたように症状がある方の報告が続いております、10月8日でまた51名ということで、また入院が必要な患者が増えていく状況でございます。

○鈴木（博）委員 検査陽性者は、新型コロナウイルス感染症が指定感染症のため原則入院ということになりますが、また増えてきているというお話なのですが、検査陽性者の振り分けは現在どのように行われているのでしょうか。

また、日本財団が品川区に療養施設を整備しているという報道が行われておりますが、この施設に関しても現在どのような状態になっているのかお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 陽性となった患者でございますが、お届けがありますと、まず保健所のほうから患者のほうにご連絡をいたします。それで、患者の症状に応じて、その後基本は入院か施設療養かというふうになっております。非常に重い方の場合、もうその日のうちに、できればその日の夜までに入院先を探しまして、我々のほうで入院できるように手配いたしますが、そうでない方については、翌朝10時までに東京都のほうに患者の症状などを報告して、入院、あるいは施設療養についての調整を東京都に依頼しているところになります。

あと、日本財団、船の科学館の横の駐車場のところに日本財団が整備していた施設でございますが、東京都が無償で借り受けまして、ちょうど昨日発表があったところでございますけれども、140室程度整備されたと聞いております。本来は本日オープンする予定だったということなのですが、台風の影響もありまして、来週からオープンということをお願いしております。

こちらの施設の特徴でございますが、これまでペットを飼っていらっしゃる方が、例えば施設に行けない、入院ができないといった問題があったところ、この施設につきましてはペット、ケージに入れられる犬、猫、ウサギ、ハムスターに限定されるということではございますが、ペットを連れて施設入所ができるというのが特徴と聞いてございます。

○鈴木（博）委員 新型コロナウイルス感染症の流行のピークは過ぎましたが、まだ収束には至らず、今のお話だとまた少し心配な状態になっているということが理解されました。また、新型コロナウイルス感染症を抑え込んだと評判になった国や地域でも、続々と再流行の報告も相次いでいます。以下、具体的な質疑をしていきたいと思っておりますので、お願いします。

新型コロナウイルス感染症対策について、診断、検査、隔離政策、治療薬について、順次区の見解をお伺いしていきたいと思っております。

まず、診断、検査についてお伺いします。感染症の診断は一般的に臨床症状から得られた所見と検査結果を組み合わせる医師が行うものです。これは新型コロナウイルス感染症でも同じことです。現在新型コロナウイルス感染症の診断に用いられているPCR検査について、ごく簡単にご説明をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 PCR検査でございますが、これはいわゆるウイルスの遺伝子の断片を増殖させて、あるかどうかを調べるもので、鼻咽頭ですとか咽頭、唾液などで検査をするわけですが、増幅して調べるために一定程度の時間が必要でございまして、最低でも五、六時間、陽性の場合は再度確認検査をするために、私どものほうでは一応2日ほど検査の結果までに時間を頂いております。

○鈴木（博）委員 ここで資料をお願いいたします。ある感染症が存在するときに、症状を持つ人が感染者の一部であり、症状を現わさない無症状の病原体保有者の人も多数存在します。ちょうどこの図

のように、氷山の水面下の部分がそれにあたるものです。例えば日本脳炎では、1人発病すると1,000人の無症状の感染者がいると言われておりますが、逆にはしかなどでは感染するとはほぼ100%発病します。

次の資料をお願いします。新型コロナウイルス感染症では、感染者の大体3割から4割ぐらいが無症状ではないかと言われています。新型コロナウイルス感染症流行の第一波の4月の時点では医療体制が逼迫していたために、入院治療が必要とされる肺炎患者で、新型コロナウイルス感染を強く疑わせる症例を拾い上げて診断し、確実に治療することに重点が置かれてきました。これは図の右、矢印の部分です。現時点では左側のように検査体制が整い、必要な人が検査を受けられる体制がほぼ整い、どこまで矢印を下に下げていけるかということが現在論議されている状態です。これは左側の矢印です。

次の資料をお願いします。このグラフは、アメリカ・テキサス州ヒューストンの都市部にある病院の入院患者の推移を表したものです。検査数の増加により入院患者は激増していますが、集中ケアユニット（ICU）に入院する重症患者は増えていません。すなわち、矢印を下に伸ばしてきた結果がこのようになると考えられます。

COVID-19には無症状感染者が半数近くいます。これらの無症状の感染者は、当然症状もなく元気なため、標準的な予防策をしっかりと行っていれば、他人にうつすことなく自然の経過で治ります。新型コロナウイルス感染症で問題になるのは、症状があり、重症化し、死亡するリスクがある患者をいかに守り、見つけ、治療し、救命するかだと思います。無症状の検査陽性者を何人見つけても、感染を広げないためには実効性のある施策を併せて行わなければ意味がありません。

本年8月に、東京都世田谷区は「いつでも、誰でも、何度でもPCR検査」なるものを打ち出しましたが、この取組みは現在どうなっているのでしょうか。また「PCRビジネス」とも言うべき、医療からかけ離れたところで検査を呼びかける営業活動が盛んに行われています。さらに、遺伝子ビジネスから流入した保健所を通さなくても大丈夫だといううたい文句のDTC（Direct to Consumer）というような組織も参入してきています。結局これらの検査で陽性になれば、最終的には保健所に泣きついてくるわけで、逆に質が担保されないいい加減な検査の陰性証明に信頼性があるのか、大いに疑問とするところです。

このような新型コロナウイルス感染症の診断、検査体制を脅かしかねない現在の情勢に対する区のご見解はいかがでしょうか。併せてご説明をお願いします。

〇鷹箸保健予防課長 世田谷区の検査の状況でございますが、あの方針につきましては、世田谷区の保健所とは十分に議論されないままどうも進められたらしいということを聞き及んでおります。現在では、その「いつでも、誰でも、何回でも」というのはほぼ不可能に近いということで、高齢者福祉施設の職員・入所者等に限定した検査の方向に進んでいると聞いております。

その理由といたしまして、大勢の人の検査を実施するには一人ひとりの検査をしてはとても時間等もかかるということで、献血と同じ方式で、何人かの方の検体を混ぜて検査をして、そこで陽性が出たら一人ひとり検査をするという「プール方式」と言われている検査方式で進める予定だったと聞いているのですけれども、献血等で認められているその方針については、現在コロナについては日本では認められていないということで、その精度そのものにも問題があることから、その方式が実施できないことから、現在では今お話しした、高齢者福祉施設等の職員・入所者に限る検査のほうに方針が変更になっていると聞いております。

またその影響で、保健所としては非常に重要なHIVですとか梅毒の性感染症の検査を週1回世田谷

保健所で実施していたところ、コロナのほうに人その他を取られて、本来のH I Vとか梅毒の性感染症の検査ができなくなっていると聞き及んでおります。

あと、郵送の検査等についての区の見解ですが、実は非常に問題でございまして、郵送で検体を運ぶ、それを受けた人が陽性だということで保健所に連絡が来て、再度保健所で検査をしたら陰性だったとか、あるいは郵送ですので、本当にその人の検体かどうか分からないということで、つい昨日も23区の課長会で情報を得たところでは、23歳の女性というつもりで検査をしたら実はお父さんの検体だったとか、要は誰が検査をしているか分からないということですし、あとは陽性でも医師が関わっていないので、発生届が全く出てこないものですから、実は陽性の方が、誰にも分からないままそのままになっているということもあり、非常に大きな問題だということを改めて昨日も認識して、我々予防課長会としても何とかしなくてはいけないのではないかと考えているところです。

○鈴木（博）委員 よく分かりました。世田谷区医師会も8月24日に、「報道されておりますいわゆる世田谷モデル事業と、世田谷区医師会PCR検査センターは全く関係ありません。世田谷モデルとは別の事業であり、医師会の執務協力および義務などは一切ありません」と声明しています。

新型コロナウイルス感染症の検査は検査数を増やせばよいというものではなく、検査の質もタイプも、今のお話があったように非常に大切だと思います。品川区は非常に優秀な実務と濱野区長がいらっしゃるの、その点では非常に安心しているのです。現在、新型コロナウイルス感染症の検査希望者に、ほぼ検査が行われているような状況です。

しかしここで問題になるのは、やはり検査の質になると思います。資料をお願いします。これが現在行われている新型コロナウイルス感染症の各検査の比較です。国立国際医療センターの忽那賢志医師も、「PCR検査は鼻咽頭をぬぐった検体で陽性率は約6割と言われています。つまり10回検査をしても、4回は陰性と出てしまいます。また、全く症状がない人や確定患者との接触歴や海外渡航歴のない人など、もともと新型コロナウイルス感染症が疑わしくない人にPCR検査をしても、擬陽性（本当は新型コロナウイルス感染症ではないのに陽性と出てしまう）が多くなります。PCR検査は絶対的なものではなく、検査の使い方をよく吟味し、結果を正しく解釈することが必要です」と検査の意義と限界について述べています。

資料をお願いします。実際に唾液を用いたPCR検査を紹介します。唾液PCR検査キットです。中央に50mlの滅菌遠沈管があります。あらかじめこの中に唾液をためて、この中に垂らしていきます。この底の部分にためれば2cc、検査が可能な量になります。最初のピンクのふたをしっかりと閉めてアルコール消毒を行い、さらに手前の白い緩衝液の袋に入れます。さらにそれを左側のチャック付のポリ袋に入れて強く密閉して、その上で段ボール箱に梱包します。各処置の間1回ごとに手洗いをしっかりと行い、各作業は手袋、マスク、サージカルマスクを装着して作業を行います。採った後は素早く冷蔵して、検査会社の人が検体を取りに来るまで待つということになります。検査会社も細心の注意を払ってこれを運搬することになります。

資料をお願いします。これは実際に当クリニックで配布している患者用の説明書です。検体採取の直前のうがいや飲食、歯磨きなどをすると希釈されたりウイルスが取れてしまうので、検査の前後に十分注意をして検体を採取しています。比較的処置が簡単だと言われている唾液のPCRに関しても、これだけのことをしなければいけないのです。現在PCR検査ビジネスが横行していますが、粗悪な検査キットでずさんな管理、検査を行う例も少なくないようですが、これは全く結果が信用できません。

ただし、唾液をPCR検査に使用できるのは発熱から9日以内と言われており、それ以外では鼻咽頭

ぬぐい液を用いた検査となります。やはりこの場合、感度が問題になります。資料をお願いします。そもそもPCR検査は、唾液でも咽頭ぬぐい液でも70%とされています。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の発病後の日数にも大きく左右されて、その陽性率は病気の日にちによって大きく変動します。したがって、繰り返しますが検査陰性は感染していないとは全く言えないのです。これは安心の材料にはなりません。現に小田原市立病院では、PCRが陰性だったという患者が結局は陽性で、7人集団感染しています。

資料をお願いします。鼻咽頭ぬぐい液でPCR検査を行う場合は、検査者はキャップは任意ですが、フェイスシールドかゴーグル、サージカルマスク、ガウン、それからインナーとアウトターの二重の手袋の个人防护具を装着し、その上で検査をしなければいけません。検査をするということは非常に大変なことなのです。

次に、よく混同される抗原検査についてご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 こちらは、患者の体内に存在するコロナウイルスに対する抗体と抗原が反応するという性質を用いる検査でございまして、PCR検査に比べますと非常に短時間、30分程度で結果が出るのですが、あるウイルスが一定量ないと出てこないといったあたりで、使い方には非常に検討が必要といえますか、PCRと組み合わせたりということが必要になります。

○鈴木（博）委員 スライドをお願いします。右側が新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットです。比較のために、左側にインフルエンザの同じ抗原迅速診断キットを並べました。いずれも鼻咽頭採取時は、エアロゾル感染を防ぐために、先ほどお示ししたPPを全身に装着して検査を行うことになっています。抗原検査は採取後15分から30分で結果が出ること、インフルエンザの迅速診断と同じで定性の場合は特殊な機器が要らなくて手軽に行えることから、現在広く一般に行われるようになってきています。

しかし、インフルエンザ検査キットと同じく、線が薄く出た場合に陽性か陰性か非常に判定に迷うような例もあって、各地で抗原検査は陽性だが、PCR陰性のために報告の取り下げという事態が起きています。したがって結果が疑義ある場合は、今課長がおっしゃったように、必ずPCR検査を併用して確認しなければいけないとされています。

抗体検査もありますが、これは過去に感染したかどうかを調べるもので、現在の感染の検査に全く役に立ちません。ただ混同して、いまだに抗体検査で陰性だったというようなことを発言されている方もいらっしゃいます。

次に、治療について伺います。新型コロナウイルス感染症に対する現在の治療についてご説明ください。

○鷹箸保健予防課長 現在、中等症の方には効果があるというような形で報告されているのは、レムデシビルという薬と、あとは感染を抑えるような形のステロイドの併用療法が一定程度効果が見られるという報告がございまして。また、11月以降と聞いておりますが、日本で開発されましたアビガンもようやく使えるようになる見込みだと聞いてございます。

○鈴木（博）委員 資料をお願いします。いまだに新型コロナウイルス感染症に治療薬がないと思っている方もいらっしゃるようですが、現在新型コロナウイルス感染症は薬物療法も進歩しています。新型コロナウイルス感染症の重症者、死亡者が減っているのは、実は治療法の進歩によるところが大きいのです。

9月9日、集中治療医学会は「COVID-19薬物療法に関するRapid/living Recommendations」を発表し、新型コロナウイルス感染症の軽症にはファビピラビル、これはアビガンのことですが、これ

を弱く推奨、中等症から重症にはデキサメタゾンを強く推奨、レムデシベル、これはベクルリーという商品になっていますけれども、これを弱く推奨というガイドラインを発表しました。新型コロナウイルス感染症の病初期のウイルスの増殖期には抗ウイルス剤、発症から7から10日以降の免疫の暴走が起こる時期には抗炎症剤が現在投与されています。そして抗ウイルス剤としてはレムデシベル、抗炎症剤としてはデキサメタゾン、11月にはファビピラビルも投与できるようになることが期待されています。

資料をお願いします。これが、薬物療法の採用基準というか、どこに働くかという図なのですが、ファビピラビルもレムデシベルも、右下のRNA依存性RNAポリメラーゼ阻害剤というところに属する薬です。資料提示ありがとうございました。ワクチンについては、今回はいろいろとありますので、省かせていただきます。

新型コロナウイルス感染症はいまだに収束に向かわず、だらだらと流行が続いています。経済的・社会的活動、子育て環境も制限されたままの状態です。流行が長期化するに従い、医学的に全く根拠のない無責任なデマが社会に拡散し、意味のない公費の無駄遣いや、本当に必要な施策が後回しにされる事態、感染された患者や医療関係者、クラスターを発生した施設への差別と偏見の多発など、大きな社会問題になっています。

〇あくつ委員長 次に、新妻委員。

〇新妻委員 私からは、281ページ、猫の不妊・去勢手術費助成、299ページ、企業活力強化支援事業に関連して、テレワーク事業についてお伺いいたします。

まず初めに、産業経済費のほうから伺ってまいります。内閣府が6月21日に公表しましたコロナにおける生活意識・行動の変化に関する調査によりますと、全国でテレワークを経験した人の割合は34.6%、ほぼテレワークとなった方は10.5%、23区は20%以上と高い結果が出ておりますが、これは地域や業種によってかなりの差がありました。

このテレワークについてですが、品川区も雇用環境整備事業助成金として支援をしていただいております。テレワークの導入に上限100万円、そしてまた就業規則の改定や見直しに関して上限20万円ということで支援がされております。途中経過で133件と伺いました。当初予算は100件1億円というところが、133件使われていると確認いたしました。現状はどうかということをお教えいただきたいと思います。

133件ということは、上限100万円以内の利用をする方がいたのかと思いますが、どこに需要があるのか、また必要とする支援は何だったのかということをお調べする必要があるのではないかと思います。また、使えなかった企業もあるのかとも思いますので、その辺の調査が必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

〇遠藤商業・ものづくり課長 雇用環境整備事業助成金についてお答えいたします。

9月末現在、138件の申請をテレワークに関して頂いているところでございます。当初予算では100件という形でさせていただいたのですが、どちらかというと規模が比較的小さい企業の申請が多かったというところで、予算的にはまだ十分あるというような状況でございます。

業種につきましては、一番多いのが卸売・小売業、それからサービス業、情報通信業などがこちらの対象として申込みを頂いているところでございまして、比較的にそういうことになじみ深いところもあるのですが、今まで多分経験したことのない、そういう部分に取り組みされていないところについても万遍なくご申請いただいているのかと感じているところでございます。

〇新妻委員 またニーズを見極めていただきたいと思いますのと、本当にリモートワークをするとい

う環境がないままに進めている方も多くいらっしゃいます。民生費でも取り上げました。本当に仕事の環境が変わって、家庭内でリモートワークができない中でもやるというようなことで、家庭の中でも影響が出ているという声を聞いております。

東京都は既にホテルを使う場合の支援ですとか、また今回の3定でも補正を立てて、さらにまたホテルを使ってテレワークをする企業に対して支援をするというようなことも予算付けがされたそうですが、その東京都は企業に対しての支援なのです。そこに当てはまらない個人におけるこのテレワーク環境を整えるための支援を、ぜひ品川区でもお願いしたいと思っておりますが、見解を伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 現行においては、基本的に中小企業支援という形でやらせていただいております。このたびずっと続けていく中で、企業のほうでも急遽やるという体制を取ったものですので、なかなか企業の部分でも課題が出ていますと聞いております。今回12月を予定しているのですが、中小企業を対象にした、今回いろいろと導入していく部分でのまず入門というか、セミナーというか、そういう形でやらせていただく予定で、今進めているところでございます。

委員が今ご指摘いただきましたいわゆる受ける側といいますか、実際に活動する側については、ちょっとまだそこまでどういう支援が必要かというところが見えていないところでございますので、今後またいろいろな形で研究させていただければと思っております。

○新妻委員 ぜひ研究、検討を進めていただきたいと思います。

次に、猫の不妊・去勢手術費助成についてお伺いいたします。現在品川区では、飼い猫、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の一部助成を行っております。さらにモデル地区においてはワクチン助成も実施されており、手厚い支援がされていると思っております。2019年度の予算の執行率は確認いたしました。現在の本年の現状をまず確認させていただきたいと思えます。

併せて、モデル地区は現在何地区あるのか、そしてまた活動状況を少しお伺いしたいと思います。モデル地区においては、約10頭までこの助成が受けられるというある程度の目安があるそうなのですが、例えば地区によっては10頭を超えてしまう場合もあって、柔軟にほかの地区からちょっと予算を頂くことができないのかというようなお声も頂いております。もしかしら各地区10頭という予算付けではないのかもしれませんが、柔軟に予算を使わせていただけるような対策をと思えますが、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 飼い主のいない猫の事業についてでございますが、この何年間か、助成を含めて件数は増加傾向でございます。区の予算も増えておりますが、執行率もこの二、三年は80%から90%ということで、しっかりと活用いただいているというのが現状でございます。

またモデル地区で、現在のところ20地区が活動していただいております。また過去に活動していただいて、現在活動を終了した地区が8地区というのが現状となっております。

地区当たり10頭の制限でございますが、年間に各地区から申請いただいたときに対応できる予算を一応確保しておりますが、年度途中で10頭の制限を超えた地区があった場合、年度途中の場合、まだほかに申請が来る可能性がありますので、ちょっと年度末が近づくまではほかの地区からの流用というか、各地区分を割り振るといえるのは慎重に行う必要があると思えます。またその際に手続きやルールを少ししっかりと詰めた上で、各地区の意見も聞きながら進めたいということで、今検討をしているところでございます。

○新妻委員 どうぞ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

ボランティアの皆様が品川区の腕章をつけて活動しております。基本的には決められた地域内での活

動となりますが、そうでない場合もあります。その際には、品川区から認定されて活動しているという何か認定証のようなもので首から下げられるものがあれば、より一層活動がしやすいとお声がありました。ぜひご検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

また、このボランティア活動は、既に町会や自治会の皆様にはアピールを行っていただいていたところではありますが、まだまだ地域によってはご理解がないような地域もあると伺いました。より一層の地域の皆様への周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 まず、ボランティアの方の認定証でございますが、現在はモデル地区の申請を頂きまして、その中でボランティア活動をしていただく方の名簿を提出いただいた上で、腕章をお渡ししております。

この腕章ですが、当初導入の時点でビブス、それからそういうカードのものといういろいろな案があったのですが、当時の各地区の意見を聞いた結果、使い方、装着のしやすさとかいうことで、現在の腕章と決まった経緯がございます。ただ地区も広がってまいりましたし、腕章の数も今だんだん不足してきていますので、改めて各地区の意見を聞いた上で、使いやすく、また周りの方にも認識していただけるようなものを用意したいと考えております。

それから、地域猫活動モデル地区のアピール、PRでございますが、一応各地区、地域センター13地区においては、町会長会議などの場を頂いて説明には回っているところでございます。ただ、やはり町会長たちにご理解いただいても、それがまた町会の中全員、地域の方にまだ十分に浸透していないというのが現状でございますので、今年度も広報しながらわや区のホームページなどでも特集ページのようなもののスペースをもらってPRをしておりますので、これからもしっかりと周知活動についても充実させたいと考えているところでございます。

○新妻委員 よろしくをお願いします。

もう一つ、区から貸出しの捕獲器がいつも借りられないという声があります。拡充を求めます。さらに不妊・去勢手術後はすぐにリリースすることができません。預かっていただく方への何かしらの支援をお願いしたいという声もありますが、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 捕獲器に関しては、ご指摘のとおり、今ちょっと貸出しをお待ちいただくような状況が生じておりますので、これは区のほうでまた購入をして増やしたいと考えております。

また、リリース後の対応につきましても、実際に受け入れていただく方の確保というのが課題でございますが、進めていきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私は279ページの感染症予防費、新型コロナウイルス対策について伺いたいと思います。

昨日の東京都の感染者数は248人でした。先ほど品川区の実態も示されましたけれども、収束にはほど遠い状況だと思います。その影響もありまして、区内経済の落ち込みは大変深刻な危機に直面をしています。感染拡大防止と社会経済活動を両立させる最大の鍵はPCR検査の抜本的な拡充で、無症状の感染者を見つけ出して保護・隔離をすることだと思いますけれども、いかがでしょうか。

しかし、日本のPCR検査は人口比で世界第153位と大変後れたままになっております。日本医師会のCOVID-19有識者会議の論文でも、感染拡大を抑制するには無症状者を含め感染者をできるだけ多く見出し、感染予防に努めるべきであり、そのためには大規模PCR検査体制が必須であると述べて、そして日本医師会のCOVID-19有識者会議タスクフォースでも、PCR検査等の拡大に関

する緊急提言も出しました。やはりＰＣＲ検査を大規模に拡大して、無症状の感染者の保護・隔離をするということではないでしょうか。いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 現在のＰＣＲ検査の対象でございますが、ほぼ２月から始まったこの感染症に對しまして、検査対象について、国の方針としてだんだん広がってきた経緯があります。当初は濃厚接触者の方は１４日間の自宅待機だけだったところ、６月２１日だったと思いますけれども、濃厚接触者の方も全員検査をするということで、本日、それから先日も冒頭に学務課長から報告がありましたが、例えば学校の生徒で１人見つかったりすれば、その周りの生徒であったり、学年も含めて検査をしたり、また高齢者施設におきまして、お１人見つかりましたらば、その方が関わった方は全員を検査するという国の方針にのっとって検査をしているところでございます。

また、誰でも検査をして、その陽性者を見つけるということがそのまま感染拡大防止につながるかというところは、非常に意見の分かれるところですが、保健所といたしましては、現在国の方針にのっとりまして、必要な場合にはいち早くかなり対象を広げて検査を実施しているところです。

○鈴木（ひ）委員 そもそもＰＣＲ検査を抑制してきたというところから出発しておりますので、今でも１５３位という後れた状況になっていると思うのですけれども、そういうところでやはり検査が必要かどうか、そこに頼るべきではないという議論をしているのも日本ぐらいしかないと言われております。

そのような中で、ＰＣＲ検査については我が党の一般質問で、新型コロナウイルス感染症であっても、７０％の人に陽性が出るといった検査の特性があるという部長の答弁もありましたが、この７０％の人に陽性が出るというのは、３０％は感染をしても陰性に出るということで言われたのだと思うのですけれども、これは厚生委員会の中でもちょっとした論争にもなったのですが、これは診断時に考えるべき数字であって、今回問題になっているのは感染をどう抑止していくか、そのためにＰＣＲ検査がどれだけ効果的かという問題で考えたときには、喉や鼻にウイルスがいる場合はほぼ９９．９％の確率で検出できると言われていているということから考えると、その７０％の人に陽性が出るという、それは診断のときに考えるべきことであって、今回の、感染抑止のためにＰＣＲ検査を効果的に使うべきだということであるべき数字ではないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 繰り返しの答弁になりますが、検査の対象者については、例えば保健所独自で決めるというのではなく、現在国の方針にのっとって、必要な人にいち早く検査をしておりますので、現在の考え方で進めていくということで考えております。また、これにつきましては国の方針が今後変わることももちろんあるかもしれませんが、その際にも国の方針にのっとって、必要な人に必要な検査をいち早く実施していくということで考えております。

○鈴木（ひ）委員 区としては全て国の方針にのっとってということですが、国のほうとしても地方自治体に意見を聞きながら進めていくということも言われているのです。そういうところで、区民に最も身近なところで接している品川区ですから、実態を見ながら意見を述べていくということも必要ではないかと思えます。

私たちは、濃厚接触者に対しても当初からＰＣＲ検査をやるべきだと主張してきましたけれども、国も区も検査はやらないという方針できたところ、様々な世論だったり運動だったりの中で、今や濃厚接触者だけではなく、先ほど課長からもありましたように、さらに広く感染者を発見するというところで検査をするようになったと思います。その検査も、保健予防課長がどこまで検査をするかという判断を行うということですが、その基準についても教えていただきたいと思えます。また、どんどん広

がってきたということに対して区としてどう捉え、今後どうすべきと考えているかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○鷹簀保健予防課長 検査の対象者につきましては、例えば先ほど冒頭ご説明があった学校であれば、陽性の生徒の受けた授業であったり、その席の配置であったりということも含めて事細かにその方の行動、感染可能性がある時期を含めて事細かに聞きます。それによって検査の対象者をしっかりと決めて、検査をいたします。その結果陽性の方が見つかった場合には、ちょうど今回のケースですけれども、より広く対象者をまた広げて検査をするということで、必要な方、それぞれ個別に細かく対象を確認しています。

また高齢者施設につきましては、対象の方がもし感染した場合には重症化になりやすいということもありまして、初めからかなり広く対象を取って検査をさせていただいておりまして、この方針につきましては、最終的にももちろん決めるのは保健予防課長ではございますけれども、基本的には所長にも相談をし、また迅速性が求められますので、いち早くその対応をするように決めて、施設、それから学校とも調整をしながら検査を確実に実施しております。

○鈴木（ひ）委員 今後どのようにこれを抑えていくかというお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。そういう点では、国のほうも通知が何回にも分けて出されておまして、8月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定というところでは、かなり検査を拡大するという方向性が示されております。また、感染拡大や重症化を予防する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、区が支援する仕組みを設けるという決定もされているわけですが、これは本当に高齢者にとっては大変希望があるものだと思います。

先ほどもありましたけれども、感染を恐れて外出をしないという高齢者もたくさんいます。そのような中で、足腰の衰えと、認知機能の低下が心配されるという声もたくさん聞いております。そういう点では、そこまで検査の拡大を区としても行い、国に求めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鷹簀保健予防課長 重症化しやすい高齢者につきましては、今委員がお話しされたような方針が国から出たことは十分認識しております。先頃の補正予算の方でも審議があったように、高齢者施設の職員・従業員については今後検査をするということで福祉部のほうで決定をしたところでございますけれども、現在特段症状がない方に、希望があるということで検査をすることについては、今現在では特段の方向性は決まっておりません。

○鈴木（ひ）委員 私はこういうところにまで拡大してこそ、希望にも応えられるし、市中感染の状況の把握にもつながっていくと思います。また、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院患者全員を対象に、いわば一斉に定期的な検査の実施を都道府県に対しても要請しているという、これも決定の中に書かれております。今回1回だけ初めてやることになりましたけれども、これは本当に大きな前進だと思いますけれども、さらに定期的に、そして対象拡大も含めてぜひやっていただきたいと要望しておきます。

○あくつ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、285ページ、航空機騒音調査、303ページ、消費者啓発費、時間があれば301ページ、商店街活性化事業費についてお伺いいたします。

まず航空機騒音調査、羽田新飛行ルートについてなのですが、今現在、区の騒音調査は台場小

学校と立会小学校の２つの地点で測定局を置いて測られていると思います。なお、港区も独自で騒音測定をされているのですけれども、それが国土交通省の示した推計平均値を超えているということで、昨日８日の港区議会で、国土交通省に対し新飛行経路の固定化回避のため、空港の管制方法の見直しや地方空港への分散などの選択肢を早急かつ具体的に検討することを強く求めるとの意見書が全会一致で議決されました。これと同様のものが昨年１０月に港区で議決されておりまして、今回２回目ということになっております。まさに騒音測定ということでタイムリーな問題なのかなと思ひまして、この質問をさせていただきます。

まず、品川区のこの台場小学校と立会小学校の騒音測定局の２つの地点の選定につきまして、まずこれは飛行機が飛ぶ高度何ｍの地点を想定されて測定局を置いたのか。つまり３００ｍ地点なのか、４５０ｍ地点なのか、その想定です。また、この２つの小学校にしたという選定理由と、またほかの地点への、例えば大井町などに増設のお考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○鈴木都市計画課長 羽田新飛行ルートについてのご質問でございますので、今年度から所管しております私のほうから答弁させていただきます。

まず１つ目ですが、現在台場小学校、立会小学校、２地点で測定を行っておりますが、想定の高さですが、台場小学校が概ね約４７０ｍ程度というところと、立会小学校が高度約３７０ｍ程度というところでございます。

それから、この２地点の測定局を設けた経緯でございますが、基本的にはこれは国の事業でございますので、測定を行う、あるいは測定をする場所を決めるというところは、国のほうで計画が出された段階から検討を進めておりまして、実際に３地点で、今国のほうが測定局を設置してございます。区としても区民への影響が大きいということで測定局を設置したわけでございますが、基本的には２つのルート下それぞれで、１カ所ずつというところと、それから区の公共施設の屋上で、それから測定に際しては、測定する局を設ける場合のマニュアルみたいなものもございまして、当然ながら例えば国道の大きい道路ではほかの音の影響が大きいところは測定ができないということで、そうしたところを全て勘案して、この２地点としたところでございます。

○あくつ委員長 ほかの場所については。

○鈴木都市計画課長 失礼しました。それから、この２地点以外でほかの場所、例えばということで大井町もご質問いただきましたが、やはり今ご説明しましたとおり、そのマニュアルにのっとっていろいろな音ができるだけ排除される形で航空機騒音の音をしっかりと拾えるところということで、この２地点が選定されてございますので、そうした意味で、大井町周辺ということも検討の段階では挙がっておりますが、最終的にはこの２地点になったというところでございます。

○筒井委員 それで、台場小学校は４７０ｍを想定していると、立会小学校は３７０ｍということなのですけれども、３００ｍ地点の想定ですと、今現在４月分の品川区の測定結果が発表されましたが、それを見ますと、３００ｍ程度でしたら、これは国土交通省の想定範囲なのかなと思うのですけれども、４５０ｍ地点の想定ですと、国の最初に示した騒音の推定値をやや超えてしまうのではないかと考えております。特に台場小学校は７４．５デシベルぐらいになっていないといけなのですけれども、それを超える数値が出ております。

そうしたことで、今回品川区独自の測定結果と、国土交通省の事前に発表している騒音の推計値と比較して、区としてのこの測定結果の評価についてどうお考えなのかを伺います。

○鈴木都市計画課長 測定結果の公表、４月分を９月３０日から公表を行ひまして、これを今後順次

測定結果を公表してまいります。基本的には国のほうは事前に台場小学校、立会小学校付近での推計騒音値というのは公表してございません。したがって、国のほうのこの地点での推計値と比較をするということではできませんが、基本的には台場小学校のほうにつきましては、高度が今ご紹介いただきましたように立会小学校よりも高いというところで、結果的には、これは平均になります。77.1デシベルというところと、立会小学校は一番大きいものが81デシベルということもありましたが、区の受け止めとしては、立会小学校では80デシベルを超えるものがありました。基本的には想定というか、想定と比較する数値がございませんが、事前に一定程度想定していたところとそれほど大きな、突出して大きい騒音値が結果として出たという受け止めはしてございません。

○筒井委員 分かりました。

逆に区の独自の測定のもので、最小値が50デシベル台後半のものもあるのですが、国が設置している南部下水道事務所品川出張所とかで測っているところと比べて、50デシベル台後半というのはちょっとかなり低く数字が出ているのかと思っているのですが、その理由というか、今回の品川区独自の測定方法の信頼性というか精度は大丈夫なものなのでしょうか。

○鈴木都市計画課長 基本的には測定器ならびに測定方法につきましては、これも一定程度基準、マニュアル的なものがございまして、国と同等・同様の測定を行っているというところで、基本的には測定結果については信頼性が足るものということでございますが、今、一定50デシベルということで低い音も測定されているというところがございますけれども、基本的に2つのルートがございまして、そのルートの直上の飛行機について主として音を拾うわけでございますが、一方で離れているほうの音も結果的に拾うというところはございます。そうしたところで、2ルートの低い方の音を結果的に拾って、それが公表されているということで、区としては確認をしてございます。

○筒井委員 承知しました。しっかりと今後も精度を高めて測定をしていただきたいと思いますけれども、いずれにせよ小学校近くを飛行機が通っているという事実、また小学校でこのような騒音測定をしなければならなくなってしまったというこの事態をやはり重く受け止めるべきと考えております。かなり異常な事態だと考えております。そこに通われている生徒は騒音によるストレスを知らず知らずに抱えているかもしれないので、また子どもたちが犠牲になっているということが言えると思います。子どもたちに環境配慮だとかSDGsだとかを教えているのに、頭上に騒音をまき散らしてCO₂を排出する飛行機が飛んでいるというのは大きな矛盾だと考えます。

国はどのように品川区が小学校で騒音測定をしているという事実を知っているのか。またそのことについてどう受け止めるのか。区が知り得る国の認識というのをお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 騒音測定を区が実施しているということは、当然ながら国も認識してございまして、この測定結果については国の測定結果とともに情報は共有して、様々な意見交換をこれから行っていきたいというところでございます。

○筒井委員 国はあまり小学校の近くを通っていることは気にしていないということなののでしょうか。品川区は国に対して固定化の回避という取り組みをしておりますけれども、こうした小学校近くを通っている、子どもたちが犠牲になっている、環境配慮やSDGsに矛盾するといったことを、やはり固定化回避の理由の一つとして国にしっかりと伝えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 品川区の小学校、あるいは保育園を含めて、ルート直下にこういった施設があるかというところにつきましては、これは計画が公表された当時から区のほうでしっかりと整理をして、国のほうにも伝えているところでございます。特に防音に関しましては、国はそうした声を受けて小学

校あるいは保育園、高齢者施設等の防音工事の助成制度を拡充してきたというところでございます。

それから、もう一点お尋ねの環境影響というところでございますが、これについても国のほうでは、空港周辺で環境に対する、大気に関する調査は事前にもう行っておりまして、これは継続して行っていくというところで聞いてございますので、当然ながら環境基準というものもございまして、国についてはそうしたところをしっかりと調査をして公表していただいて、それを継続して行っていただきたいということは、これからは強く申し入れていきたいところでございます。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。大人の都合で子どもが犠牲になるということはぜひ防いでいただいて、国に対してゼロ回答は許さないと。早期に品川区上空を通るルートはやめていただくということを国に伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、消費者啓発費のほうに入りますけれども、コロナ禍によって収入が減っていく、また雇用が不安だと、将来の不安もあります。そうしたところで詐欺などの犯罪や、犯罪とまでは直ちに言えない消費者トラブルが増加しているのではないかと考えております。中でもマルチ商法やネットワークビジネスが増えているのかなと、私の耳にも幾つか入ってきますので、そうしたものが増えているのかと考えております。それが、例えば化粧品とか下着とか、福利厚生などの商材やサービスを売らせるという形が多いのですが、ネットワークビジネスで厄介なのは、それが友人や知人からの勧誘で、またそれらの人たちから紹介された人からの勧誘ということで非常に断りにくい。クーリングオフなどの救済制度を知らない。相談先もよく知らない。やはりおかしいと、全然自分では売ることができないと気づいたときにはもう遅いと。結果的には高額な商材を購入したことによって、ますます生活に困窮してしまうという状況になってしまいます。

そうしたことで、まず品川区でネットワークビジネスの被害や相談件数など、どのぐらい把握されているのでしょうか。状況をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 すみません、特殊販売の令和元年度の数字になりますけれども、いわゆるマルチあるいはマルチまがいという部分につきましては、昨年33件となっております。

○筒井委員 それは多いと考えているのでしょうか。その認識と、これ以上の被害をぜひ食い止めていただきたいので、今後こういうのが多発すると考えられますので、注意喚起や啓発、救済制度や相談窓口の周知の徹底という対策を行っていただきたいのですけれども、品川区としてはいかがお考えでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 全体からすると、いわゆるマルチ商法についてのお尋ねについては、二、三%程度という形になっているところでございます。ただ対象といたしまして、どうしてもマルチ商法は若い世代に多いということがありますので、そういう部分で若い方、特に今回成人年齢の引き下げなどもございましたので、そういう方に対して、今も様々な啓発活動をさせていただいているところでございます。今後につきましても、先ほどの成人年齢が下がるという部分も含めまして、特になりたての方について周知啓発を進めていきたいと思っております。

○筒井委員 本当にはっきりと特殊詐欺のように被害が分かりにくい。そして、被害を受けるのは少し若い方が多いので、やはりどうしても相談というのも後手後手に回ってしまうことがありますので、広報しながら等々でそうした周知の徹底をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。これは要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、272ページの母子保健費全般から2つ伺います。それから、283ページ

の環境費から、環境保全事業にあたるかなと思います。それから297ページの産業経済費から就業支援について伺います。

最初に272ページ、母子保健費全般から伺います。

最初に、子育て世代包括支援センターのことについて伺います。厚生労働省は母子保健法の改正により、2017年4月から子育て世代包括支援センターを市区町村に設置することを努力義務としました。努力義務とは言え「義務」とした理由は、現在基礎自治体は様々保健と子育て支援の両面から支援を進めていますが、支援側の連携が不十分なために、結果的に利用者側からすれば支援が一貫性を欠いていると感じているという課題があると厚生労働省は捉えているということです。つまり、妊娠初期から子育て期の支援の在り方を利用者目線で再点検する役割を、子育て世代包括支援センターに求めているということになります。

品川区内には、子育て世代包括支援センターが4カ所あります。3つは保健センターで、1つは子ども家庭支援センターということです。品川区は妊娠から子育てまでの切れ目のない事業としてネウボラ事業に取り組んでいますが、国は子育て世代包括支援センターの役割として、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供することを求めている。だから、保健センターがこれにあたると思うのですけれども、保健センターがこれを一貫してやるということを求められているということです。

現在の区のネウボラ事業では、妊産婦相談は保健センターなのですが、その先、ちょっと切れ目がそこそ分らないのですけれども、子育て、母子に関しては児童センターもそれに関わっているということです。保健センターが子育て世代包括支援センターとして求められる役割と、現に今、区のネウボラ事業で保健センターとして果たしている役割がずれているように感じるのですけれども、その辺はどのように機能させるのか伺います。

それから、子育て世代包括支援センターとして保健センターと子ども家庭支援センター、両方が位置づけられているのですけれども、その役割の分担はどのようにお考えか伺います。

○間部品川保健センター所長 子育て世代包括支援センターのお尋ねなのですが、委員ご指摘のようにいろいろな課題がある状況ではありますが、基本的な今の品川区の役割としては、保健センター3カ所と子ども家庭支援センターということで、集中型ではなく連携型で相互に連携をして行っているという考え方に基づいて実施しております。

主な役割分担につきましては、我々母子保健分野につきましては、これはあくまで母子保健法に基づく母子保健事業を実施するもの。子育て部門につきましては、子ども子育て支援法に基づく利用者支援であるとか、児童福祉法に基づく子育て支援ということで、それぞれの法令の基づく事業になってございますので、役割分担としてはそのような形になっているということでございます。

それで、品川区におきましても、委員ご指摘にされましたけれども、平成27年10月からしながらネウボラネットワークを構築することにより、保健分野と子育て分野の連携を十分に図ってきたという実績があります。ただこの間5年が経ちますので、いろいろな課題も出てきていますので、なお一層子育ての分野と連携をして、事業の実施に努めていきたいと考えてございます。

○吉田委員 その連携型というところに課題があるのかと。厚生労働省はその連携型の実情を見て、やはりトータルで考えるどこかの部署が必要だと捉えたのではないかと思います。

品川・生活者ネットワークは2016年から、区のネウボラ事業は当事者から見ると相談が途切れてしまうことを指摘しております。子育て世代包括支援センターの問題意識には共感できる場所があり

ます。具体的な支援は当然いろいろな部署で行われるとしても、統一的な支援プラン、そこに相談がつながっていないという実態が現状見えております。制度は隙間なくちゃんとあるのです。しかしそれを相談者が利用しようとしたときに、いちいち全部別の制度を利用するように、初めから全部説明していかなくてはならない。その辺がやはり利用者目線で考える子育て世代包括支援センターに求められているのだと思います。

そういう当事者から見た一貫した支援の再構築が必要と考えますが、見解を伺います。

○間部品川保健センター所長 委員から連携型の不備ではないかということなわけですが、当然我々は母子保健で行っております事業でありますので、どうしても基本的には妊産婦から始まりまして、3歳児健診までということで、引っ張ったとしても学校に行かれるまでと。その後は学校保健に引き継がれていくわけです。

子育て支援ということで考えますと、当然18歳や20歳ということで、それぞれその世代、時期によって課題が異なるということで、私どもは妊娠期の届け出のネウボラ相談を実施することによって、妊娠期から産褥期にあたる部分についての支援を主に担っておりまして、そこから先につきましては児童センターに行かれたりすることもありますので、児童センターのほうでも子育て期の相談があるということで、一番キーになるのは、やはり委員のご指摘がありましたけれども、どれだけ情報が共有できるかと。

この困難性が国も指摘しているところなので、そういうことで「包括」という冠をかぶせて一カ所であるような考え方だと思うのですが、ただこれも人口規模にもよりますが、また地方と都会も違いますし、品川区のような40万人規模であればやはり4カ所ぐらいに分けて、それぞれの地区で見ていくという考えもございますので、課題があるのは承知しておりますが、できる限り利用者目線で対応しているということをご理解いただきたいと思います。

○吉田委員 課題は認識しておられるようなので、やはり法律が違うわけですから、そこで制度が別々にあって、そこをトータルで使うのが利用者ですので、その辺の課題をまず洗い出していただいて、どうやったら当事者の情報が伝わって相談しやすくなるか、ぜひその目線で検討をしていただければと思います。これは要望にとどめます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について伺います。これは厚生労働省の制度です。目的は、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場を整備することが目的とされています。ところが全く周知が進んでおりませんで、これはちょっと古い情報です。6月15日に始まった制度ですので、制度導入から2か月後の8月14日、全国で申請は約200件、支給決定は95件という報道を読みました。今はそれから2か月経っていますので、もう少し進んでいると思います。

これはどう考えても、周知不足の責任はもう第一義的には厚生労働省の問題だと思っています。これは厚生労働省と都道府県労働局の制度のようなので、区が直接関わる制度ではないようですが、妊娠中の女性が一番身近に相談に行ったりするのは、先ほどのことにもつながりますが基礎自治体だと思います。分かりやすい周知を何とか自治体として工夫できないものでしょうか、見解を伺います。

○高山健康課長 委員ご紹介のコロナ禍における支援制度でございます。一義的には委員ご紹介のとおり、国・都において責任を持ってこの仕組みが紹介されることで、支援として行き渡るということが理想的ではございますが、品川区の一つの広報といたしましては、品川区のホームページではございますが、妊娠・出産という項目の中でこうした支援以外の妊娠中の女性労働者への配慮についてというよ

うな形で、厚生労働省のホームページを紹介するなどといった形での広報は続けておりますので、このようなものもひとつ見ていただく中で支援のほうの手が広がっていけばと考えております。

○吉田委員 厚生労働省はちゃんと周知すべきだというのは私も同感です。

ただ、やはりそこまで入って情報を探していくというのは結構大変というか、知らないと探しにくいかと思います。妊婦へはいろいろな情報を伝えなくてはいけないというのは重々理解しておりますけれども、厚生労働省も反省したようで、12月31日まで周知の期限を延長しております。新しいチラシを出しているようですので、せめてこれを品川区に取り寄せて、各窓口の目につきやすいところに置くとか、事業者も品川区民が品川区内で働いているわけでもないですけれども、品川区内の事業者にこういう周知を協力してもらうとか、そういう工夫はできないものでしょうか、伺います。

○高山健康課長 妊娠中の様々な支援メニューについては、様々なチラシなどは健康課の窓口、それから保健センターの窓口などに置かせていただいています。既に新しいものが出来上がったとお伺いしましたので、そうしたものを見させていただく中で、有効な支援策の広報について検討してまいります。

○吉田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に行きます。環境のほうです。生活者ネットワークが今年の2月から4月にかけて、F o Eジャパンとグリーンピースジャパンとともに、都内62自治体を対象に、自治体の電力調達の状況に関する調査を行い、品川区にもご協力いただきました。全部の自治体からご回答を頂きました。

調査の目的は、電力調達の現状や方針を確認し、それをきっかけに自治体の再生可能エネルギー利用を促すためです。

調査の結果、7割以上の自治体が電力について環境に配慮するという方針や計画を持っていることが分かりましたが、その多くが必ずしも再生可能エネルギーにはつながっていませんでした。国のものをそのまま区に持ってきているだけということです。その中で頑張っている区が幾つかありまして、その一つとして品川区がとてもよい評価を受けております。

品川区ではご承知のとおり、品川区環境基本計画でCO₂削減目標を国より高く設定しています。それを実現するために、重点施策に区施設への再生可能エネルギー導入を掲げています。その施策を着々と実行していることと考えております。昨年のぐるっばに続き、今年度は第2庁舎や歴史館、大井と月見橋の家の2つの在宅支援センターが再生可能エネルギーを100%導入しております。環境課として働きかけを行っていると思うのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。これらはどういう手順で、これらの施設で実施するということが決まっていくのか教えてください。

頑張っているというのは分かりますが、目標がかなり高いです。10年後に実現するための方針などがあれば伺います。歳入のときに、本庁舎の電力について質疑がありましたが、品川区の環境政策実現ならばまず本庁舎ではないのか、環境課として、本庁舎の電力ということへの働きかけはないのでしょうか、伺います。

○堤坂環境課長 再生可能エネルギーに関してのご質問かと思います。

先ほど委員のお話がありましたように、第二庁舎ですとか大井、月見橋在宅サービスセンター等で再生可能エネルギーの電力切り替え実績ということで、直近では東品川文化センターが大規模改修を終えまして、その複合施設においても再生可能エネルギーへの電力の切り替えを行ったところでございます。

今後、再生可能エネルギー、2050年100%に向けて頑張っているところでございますけれども、手順としてはまず品川区の職員のエコアクトというのを定めていまして、その中で職員がCO₂削減に各自取り組むということでうたっているところでございますけれども、まずは環境課と各所管課でいろいろ

な大規模改修ですとか新築の際に、新しい再生可能エネルギーが導入できないかということで、まずこちらのほうから打診というかお願いをしまして、可能な限り仕様書の中にうたっていていただいて、再生可能エネルギーを導入するとか、あと施設の中で太陽光とか太陽熱を導入した設備を導入するとか、そういうことを進めてまいりたいと考えてございます。

それから、本庁舎の電力の調達について歳入のほうでもご質問があったかと思うのですが、本庁舎については、伺ったところによると第二庁舎の場合は電力のサーバーがあるということなのではございますけれども、本庁舎のほうはサーバーがないということで、昼と夜の電力の差が激しくて、安定供給とか様々な課題があるというところでちょっとすぐに踏み切れない部分はあるのですが、行く行くは本庁舎についても再生可能エネルギーを導入していきたいということで、経理課等と調整を図っていききたいと考えてございます。

○吉田委員 大規模改修のときとか新築のときに働きかけるのはよく分かりますけれども、今、電力会社を切り替えるのにそういうものが必要なのか、これだけの大きさになると一般家庭とは違うのかなと思いますけれども、本庁舎が今すぐ無理であれば、いろいろな施設についてぜひ同じように働きかけていただきたいと思います。

今後は再生可能エネルギーの内容までぜひ検討してほしいと思います。区が直接契約しているものについては、契約書を確認しましたところ、全て仕様書として再生可能エネルギー100%のメニューを選んでいました。再エネの中でも、ごみの焼却による発電は10%以下と指定していましたので、その点はしっかりとできていますと思います。

ただ、契約している電力会社の電源も確認して、まあしっかりとやっていると思ったのですが、残念ながらもう専門知識がないと、その詳細な中身までは全然分かりません。近年で言うと、例えばバイオマス発電でパーム油やパームやし殻、輸入木質ペレット燃料など、燃料を調達する段階でかえってCO₂を増やしてしまう事例も指摘されています。そうなってはもう元も子もない本末転倒となります。今後はぜひその点にも注目していただきたいと思います。

その一つの方策になるのではないかと思います。例えば港区では他自治体と連携して、その自治体で発電している電力を購入しています。これだと電気の素性も明らかでよいと考えるのですが、以前もこのような事例をご紹介しましたが、見解を伺います。

○堤坂環境課長 まず電力の調達を行う中で、契約の中で仕様書に再生可能エネルギー100%ということをお願いはございますけれども、今後環境とかを分析している専門機関などとも相談しまして、その辺をもっと細かく指定できないかとか、そういうことは検討してまいりたいと思います。

他の自治体で行われている、自ら発電するとか、そういうこともちょっと研究材料ということで捉えてまいりたいと考えてございます。

○吉田委員 港区に直接聞きましたけれども、それなりに連携先を探すのに苦労しているとかご苦労はあるようですが、ほかの自治体でも事例があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

東京都はゼロエミッションを掲げております。東京都のゼロエミッションを目標どおり実現するためには、相当自治体が頑張らないといけないと思います。これを質問していると時間がなくなるので、ぜひこれも東京都から働きかけがあった場合は、具体策など積極的に検討していただきたいと思います。要望にとどめます。

次に、産業経済費の就業支援費で伺います。2定の一般質問で、新型コロナウイルス感染症の影響が

出始めた後の就業センターとわかもの・女性就業相談コーナーでの相談の数と、就職につながった数を伺いました。その後の相談件数と就職につながった実績を伺いたいと思います。

品川・生活者ネットワークとしては、雇用者への支援だけではなく、職を失った人への支援を求めています。給付は行わないということでしたが、給付ではなく、仕事につなげる支援が一番重要と考えております。ほかの自治体では、ごく緊急的な短期間の措置ではあるけれども、人手が足りない窓口などで臨時に雇用した例も聞いております。何か検討できることがあれば教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 就業センターおよびわかもの・女性就業相談のお問合せでございます。

まず、就業センターでございますが、来場者、今年度に入りまして2,757名。新規求職者が368名。就職につながったのが98名というところでございます。

それから、わかもの・女性就業相談でございますが、こちらは9月までで利用件数が93件。昨年度は126件なので、若干減となっておりますが、こちらは4月8日から5月6日まで休止させていただいた形でこのような数字となっております。

それから、サポしながわの関係なのですが、しながわ活力応援給付金等で国・区からの委託業者が雇用が必要ということで、33名を一応コールセンター事務補助という形で雇わせていただいた事例がございます。

○吉田委員 今後も仕事を失った人への支援をよろしくお願いします。

○あくつ委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、273ページ、母子健康診査費、275ページ、母子保健指導事業費、269ページ、健康づくり支援事業費についてお伺いします。

1点目に、母子健康診査費についてお伺いいたします。予算では母子健康手帳の交付時に配布するマタニティバッグ、マタニティストラップおよび母子健康手帳用ビニルカバーが計上されていますが、出費を抑える工夫をいただいているという認識でよろしいでしょうか。その経緯とどのような工夫をいただいているのか教えてください。

○高山健康課長 母子手帳に関するお尋ねでございます。

費用を抑える工夫という点でございますが、企業の広告を入れることを前提に無償で提供していただいている部分がございます。委員がご紹介になった母子手帳を入れるバッグでありますとか、あるいは手帳のカバーなどは現在のところは無償で提供していただいて有効に活用しているところでございます。

○横山委員 こちらは今後もしキャンペーン等が終了した場合に、無償提供やカバーの裏表紙などに広告掲載をしていただくような民間事業者を広く募集していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また次に、妊娠届の際のアンケートについてもお伺いいたします。こちらのアンケートのQ2というところで、今回の妊娠が分かったときの夫（パートナー）の反応はいかがでしたかというような設問がありまして、こちらの該当するものにチェックしてくださいというところと、また、夫、パートナーについて、氏名、生年月日、職業を聞いているかと思います。周産期を支えることが児童虐待防止の視点から大切だと考えております。例えば性犯罪、性暴力の被害者へのプライバシーなどへの配慮について、そのQ2のような質問については妊婦を傷つけてしまう可能性があるのではないかとということで心配をしておりますが、区のお考えをお聞かせください。

また、2点目も行きます。健康づくり支援事業費についてお伺いいたします。コロナ禍における女性

の心と体のセルフケア方法について、保健センターではこういった場面で女性の健康に関する相談を受けていますでしょうか。内容を教えてください。

○高山健康課長 私から、3点のうち1点目の、今後母子手帳における広告等のいわゆるキャンペーンが終わってしまった後のお話でございます。一応必要な予算として、そうしたものを区で購入する予算は計上してございますが、今後も出費が抑えられるよう、いろいろな企業の協賛・協力などが得られる機会はぜひ活用してまいりたいと考えておりますので、なるべく区の出費が出ないような形で今後も事業者の選定などを考えてまいりたいと考えております。

○間部品川保健センター所長 私からは妊娠届のアンケートについてお答えをさせていただきます。

妊娠届につきましては、妊産婦のことを的確に把握し、母子手帳を交付したりですとか、今後の保健師や助産師の保健指導、また健診等の一連の施策を行う基礎となるもので大切なものだと考えております。なので、一般的な届けにプラスしてアンケートを実施しているということです。

委員ご指摘のパートナー、夫のいろいろな面なのですが、この点につきましても、今お話ししたように今後の保健指導についてやはり必要だと。ご家庭の状況とか支援の度合いとか、経済的な部分も含めて必要だと認識をしておって今実施をしているということでございます。なお、空欄で出される場合もございますので、その際は改めて聞き直す等のことについては行っておりませんので、一定の配慮を行っているところでございます。

○榎本荏原保健センター所長 私からは、女性の健康相談についてお答えいたします。

心と体の女性の健康相談ですけれども、特別に実施しているわけではないのですが、保健センターでは様々な場面でご相談に応じています。例えば妊娠期の相談事業、産褥期に行う訪問、産後電話相談、また産後ケア事業の中で、あと乳幼児健診等での相談の場面などでも対応しております。保健師や助産師など専門職が対応しているわけです。また心の相談につきましては、一般的な健康相談なども保健センターではお受けしておりますので、その中で女性の健康相談についてもお受けしております。

○横山委員 カバー等の部分に関しましては、ぜひそのように引き続きお願いしたいと思います。またアンケートの部分ですが、アンケートの必要性というのも私は認識しておりまして、一定の配慮を行っていただいているということで、必ず書かなければいけないというようなプレッシャーを与えないということが確認できましたので、ぜひ引き続き配慮をお願いしたいと思います。

健康づくりのところでは、健康プラン21には、女性特有の健康問題について正しく理解し、どの年齢においても健康を保つことができるように、思春期からの対策と生涯を通じた取組みと啓発活動が必要だとあります。

女性は結婚から介護までライフステージの変化が起きやすいため、男性に比べて気持ちが不安定になりやすく、また月経から閉経までの女性ホルモンに関わる変化もあります。月経、女性ホルモンについてなど女性特有の健康問題について、特に若年女性に対して正しい知識の普及啓発を実施していただきたいと考えておりますが、区のお考えをお聞かせください。

やせの問題、加齢による筋力低下の体への影響、また癖による体のゆがみなどの姿勢について、学校保健との連携をしていただきたいのですが、衛生費では要望とさせていただきまして、現在の状況については教育費のところでお聞きしたいと思っております。

また3点目に、母子保健指導事業費についてお伺いいたします。母親学級、父親学級、両親学級のカリキュラムの詳細を教えてください。

○榎本荏原保健センター所長 私からは、正しい知識の普及啓発のところでお答えをさせていただきます。

ます。

女性は月経、妊娠、出産など女性ホルモンに関わる変化がありまして、心身共に不安定になるなど、女性特有の健康問題があることについて正しい知識の復旧啓発などが必要だということは認識しております。保健センターでは、先ほどのご相談に加えまして、区民が主体的に健康づくりに取り組めるように、地域の依頼に応じて出張健康学習を行っております。地域の女性やママの方などのグループなどから依頼がありましたら、専門職による知識の普及啓発ということで、出かけていってお話ししたりというようなことを行っておりますので、そういう中でセルフケアの実践方法を学習できる機会になるのかと思っております。

○間部品川保健センター所長 それでは、私からは母親学級等についてご答弁させていただきます。

母親学級につきましては、妊婦を対象に、妊娠、出産、そして育児に関する知識の習得と地域の仲間作りを目的に実施をしているもので、1開催3日コースで実施をしているものでございます。

カリキュラムの詳細ということですが、1日目はリラクゼーションとお産の経過、2日目についてはママと赤ちゃんとお口の健康、歯磨きとか食生活。3日目は赤ちゃんのいる生活と先輩ママとの交流など、実際に母親になるにあたって必要な知識を習得できるような内容になってございます。

また、両親学級につきましては妊娠中のカップルを対象に、2人で育児を行えるように、育児手技である沐浴の体験ですとか、赤ちゃんとの生活、これは講義になります。また仲間作りの一環もあるのですが、グループ討議なども実施しているところでございます。

父親学級ということでお話がありましたが、今般、従来両親学級で実施しておりましたが、コロナ禍で密を避けるということで父親にターゲットを絞って、今年度については6月以降再開で、父親学級として実施をしてございます。

これについては、やはり父親としての自覚を促すというようなことを目的に行っておりまして、やはり妊婦体験ということで妊婦ジャケットを装着していただいて、やはりお腹が大きくなるとこういう感じなのかという感じだとか、あと沐浴体験、また講義としては分娩の経過や産後の母親の体の変化、産後うつなどの勉強もしていただいております。やはり産後うつを避けるという意味でも、父親の関与の度合いにおいてかなり大きく変化がありますので、今後ともこの父親に対する意識啓発については続けてまいりたいと考えてございます。

○横山委員 女性のところに関しては、専門家の方をグループに派遣していただいたりということもあるということで、ぜひ女性、特に若い女性について、そういった健康問題について専門的に知りたいというところに対してお願いできたらと思います。

ちょっと時間がないので、産褥期の問題なのですが、女性が恋人、妻、母へと役割が変わっていくにあたって、事前の知識というのを知っていたほうが良いと思いますので、ぜひアットホームの作り方講座など、そういった内容でもいろいろと考えていただけたらということで、要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、西村委員。

○西村委員 衛生費より、275ページ、すくすく赤ちゃん訪問事業、不妊治療助成事業。279ページ、子宮がん検診、乳がん検診。産業経済費より、共通商品券普及促進事業について、順不同で時間が許す限り伺ってまいります。

まずは、不妊治療助成事業について伺います。菅首相は所信表明演説で、2年を目途に不妊治療の保険適用を実現すると明言しました。これまで不妊で悩む方たちに出会ってきましたが、実現すれば大きな変革期になるだろうと思っております。

まずは不妊治療の助成制度を設けて以降、近年の傾向をお知らせください。

○高山健康課長 私のほうからは、不妊治療の助成の傾向ということでのお尋ねにお答えいたします。

制度としては一般不妊治療制度と、それから特定不妊治療制度という2つの仕組みを持っておりまして、近年の傾向性としては、全体で見ますと昨年度よりも件数のほうは減っているかに見えるのですが、いろいろな制度のカバーする年齢層の影響もございますので、全般的に見ますと、特定不妊治療が1年間の経過で見ても非常に伸びているといった傾向があるかと考えております。

○西村委員 現在全国で不妊治療をしている方が約10万人と言われている中、保険適用が実現すれば不妊治療への敷居が低くなり、スタートアップが早くなるのではないかと期待する当事者の方の声を伺いました。

現在の事業の成果をどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 事業の成果という点でございます。

助成を受けた方の一定層は妊娠に至っているといった状況を把握してございます。そうした意味では、これは年齢との戦いというようなお話も伺いますので、できるだけ早くこの治療に着手していただいて授かっていただくといったことは、私どもとしても願うところでございますので、そういう意味では、特にいわゆる特定不妊治療に関しましては、都の制度と併せまして経済的な負担が減っていると考えているところでございます。

○西村委員 2年を目途にと首相もおっしゃられておりますように保険適用は十分な議論が必要だと思いますが、晩婚化が進んでいる昨今、適齢期での治療を促進できる可能性もあるため、区民の方々への正しい知識の周知も必要だと考えています。

不妊治療に関しまして、現在区からご案内しているツールや講座、その他手法がありましたら教えてください。

○高山健康課長 主にはホームページでの周知というようなことになるかと思えます。そして、この制度は東京都の仕組みと連携するようなどころもございますので、都の仕組みをご覧になられて区の助成をお知りになるといったようなこともございますので、それが相乗効果のような形でお知りいただくことになるかと思えます。

また、主に健康課では、そうした不妊治療に関わります助成制度、仕組みについてのパンフレットなども置かせていただいておりますので、そうしたものをお手に取っていただいて、早くそうした治療のほうに着手していただければと考えております。

○西村委員 ぜひとも都と連携しながら、助成制度も周知をお願いしたいと思っておりますが、不妊治療はストレス、心身への負担が辛いとおっしゃる方が多く、ケアサポートのほうも区で何かできないかということを考えています。昨日の新聞で、厚生労働省が令和4年の診療報酬の改定に合わせて、適用拡大できるよう検討を進めていくといったようなニュースも出ておりました。

当事者の経済的負担を減らすことと、この案で今から区独自できることはないかと考えておりますが、ご所見をお聞かせください。

○高山健康課長 区独自でできることは何かということでございます。

現在のところは経済的な支援に注力しているような状況でございます。区以外の仕組みのご紹介をいたしますと、東京都においては東京都妊活課という妊娠支援のウェブサイトなどを設けています。また、不妊・不育のホットラインなども東京都のほうで設けていらっしゃいますので、まずはこうしたものの仕組みを十分にご活用いただいて、いろいろな正確な情報を早く入手していただければと考えております。

す。区独自の支援につきましては、今後の課題と受け止めております。

○西村委員 不妊治療はなかなか人に言えない、相談ができないなどの悩みが深く、皆様ご存じだと思うのですが、排卵期になると毎日病院に行かなければなりませんし、1時間単位の時間休暇ですとか、勤務時間の変更できるですとか、会社の理解も必要ですので、仕事と治療の両立にも社会の理解と制度整備の必要を感じています。

このあたりに関してもご意見をお聞かせください。

○高山健康課長 そうした不妊治療に取り組みやすい社会的な機運、企業内における理解というところもひとつ大きな課題かと考えております。これも主に不妊治療に関しましては東京都などが取り組まれている部分をちょっとご紹介させていただきますと、そうした不妊治療に関して理解を示していただくための企業向けの講座でありますとか、あるいはその助成金のような仕組みもあると伺っております。まずはこういった広域的な支援をご活用いただいて、そうした企業の風土の改善などを図っていただければと考えております。

やはり区独自のという点に関しましては、今後様々な保険の仕組みの見直しなども含めて、そういった国全体の動きなども捉えて、何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○西本委員 ブライダルチェックですとか、男性が受診しやすい窓口の増加など、男女ともに検査を受けやすい社会を作っていきたいと私自身も思っておりますので、引き続き区での取組みに期待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、子宮がん検診、乳がん検診について伺います。現在品川区では、子宮がんは20歳以上、乳がんは34歳以上の偶数年齢の女性区民の方を対象に検診を行っているという理解をしております。それぞれに受診できる病院が異なるため、その都度病院を探し、申込みをし、訪問するまでのエネルギーを考えますと、ご案内を同時に送り、同時に受診できないだろうかと届くたびに思っておりました。

なかなか難しい点もあろうかと思いますが、そのあたりも含めまして可能かどうか、まずはご所見をお聞かせください。

○高山健康課長 女性の乳がん、子宮がん検診ということで、まずは通知をとということでございます。現在個別通知という形でこの受診券を送らせていただいております。2年に1回という受診のタイミングでございますが、お誕生日月の前月にこの受診券を送らせていただいております。実際に40歳以上がこの両方が全て対象になってくるかと思うのですが、封書で乳がん・子宮がんの健診の受診票を同封する形で送らせていただいておりますので、その中にはそれぞれ受診できる医療機関の紹介などのチラシなども入れておりますので、特に判断に迷われるようなことはないと考えておりますが、受診環境の向上という点で申しますと、やはり同時に受診できるということはおかねてよりお声として聞いておりますので、そうした医療機関が増えていくということに関しては、区としても働きかけてまいりたいと考えております。

○西村委員 婦人科検診ということで、同時に受けられたらいいというお声が多かったものですから、お伝えさせていただきましたが、また引き続きご検討をお願いしたいと思います。

ちょっと順番が変わりますけれども、産業経済費から、プレミアム付区内共通商品券につきまして伺ってまいります。

今回、30%ということでお得なプレミアム付商品券を発行し、大変好評だったのではないかと考えております。一方、目黒区では混乱を来したというような声も伺っておりまして、品川区は長くプレミアム付商品券の発行を続けてこられて、これまでの分析も含めまして他区との比較など、どのように評

価をされているのかお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 今年度実施しましたいわゆる特別プレミアム付品川区内共通商品券についての答弁をさせていただきます。

今回30%ということで、今までにないような形の金額で募集をさせていただいたところでございます。ほかの区ではいろいろと混乱なども聞いているところでございますが、私どものほうでは従前から長い期間この商品券発行をさせていただいているところでございまして、今のところ当然混乱はないような状況でございます。

例えば販売に関しましてはイコールゲイン方式というようなものをさせていただきまして、できるだけ多くの方にとりあえず手元に届くという形をしております、また抽選販売という形になっておりますので、区内の郵便局、あるいは商店街連合会の窓口ということで分散もさせていただいておりますので、そういう部分でも今回密にならないという部分もございまして、順調にいつていると考えているところでございます。

○西村委員 今回特に利用者の幅が広がった印象があります。制服ですとか体操着など、学用品を購入するときにも計画的に利用しているという保護者の声が届いており、母親たちにも利用が広がっているように思います。

商店街側、消費者、双方の反響はいかがでしょうか、お聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 消費者からのお話ということでございますけれども、今回とにかく30%をプレミアムとして乗せさせていただいたと。また、しながわ活力応援給付金などもございまして、そちらのほうの効果もありまして多くの方にご利用いただけたのかと感ずるところでございます。

あと、商店街の反応でございます。商店街のほうからも、今回こちらの4月、5月で大変商店街が傷んだというところで、商店街連合会から今までの10%、20%ではなく、30%でというような形のお話を頂いたところでございます。既に今回もう発行が進んでおりまして、多くのところから使われて非常に助かっているというお声も聞いているところでございます。

○西村委員 インパクトが大変あったかと思えます。

政策要望でも会派よりお伝えしておりますが、9月での継続発行要望を改めてさせていただきたいと思えます。事業者、店舗の皆様の経済的ダメージも今回このコロナ禍で大きかったものですから、最低でも30%、10億円相当の維持を改めて要望したいと思えますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今後の商品券の発行につきましてもの質問でございます。こちらにつきましては、また商店街連合会ともいろいろと協議などをしながら進めていきたいと考えております。

○西村委員 コロナ禍においてなかなか経済の活性化がままならない中、プレミアム付商品券は区内経済効果が目に見えるのではないかと思います。

次年度に向けてどのようにお考えをお聞かせください。春に向けても区民、商店の皆様が元気になる施策として、ぜひご検討いただきたいと思いますと思えますが、そのプロセスにつきましてもお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 繰り返しになりますけれども、商店街連合会などの意向を聞きながら、あるいはまた商品券以外でもほかの支援策なども検討しながら、うまい形で組み合わせたもので商店街の支援をさせていただきたいと考えております。

○西村委員 現在使った方に関しましては、分かりやすいということで、リピートしていらっしゃる率も高いのではないかと思います。スーパー、コンビニ、クリーニング、あと地元のふとん屋で子どものパジャマを買っているというようなお声もありまして、またランチで飲食を利用できる場所を

ホームページで探しているというお声も聞こえております。

そのような具体的な区民の方の利用していらっしゃる動向をもし調査していらっしゃいましたら、どのように皆様ご利用かお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 今回利用された店舗というところでございますが、今回の30%の部分についてはまだ十分な検証ができていないところではございますが、特徴といたしましては大型店では使えないというところではございますので、いわゆる個店を中心にお使いいただいているのかと感じているところでございます。

○西村委員 小さな商店にも行ってくださっているという区民の方の声を聞くと正直ほっといたします。区の経済活性化のためにも、ぜひとも続けて盛り上げていけたらと私も思います。

前後してすみません。すくすく赤ちゃん訪問について伺わせてください。今現在コロナ禍における保健所訪問を控える方もいらっしゃると思います。

すくすく赤ちゃん訪問の減少状況、それによるフォローアップの体制をお聞かせください。

○間部品川保健センター所長 すくすく赤ちゃん訪問につきましては、4か月までの全ての乳児を家庭訪問しまして、相談員による相談と助言によりまして母親の育児不安の解消や虐待の予防、地域の子育て情報をお伝えするという重要な事業だと認識しております。したがって、健診をはじめ、先ほどの母親学級等の保健事業を休止する中でも、この事業だけは継続して実施をまいりました。

大体件数的には、年間例年だと3,600件ほどということで、月当たり300件ほどなのですが、やはり4月、5月、緊急事態宣言下におきましては5分の1程度に落ち込んでいきました。ただ、そのフォローということではありますけれども、通常の保健師や助産師による電話相談や産後電話、また4か月児健診再開後はそこでの個別相談などで、いろいろな事業を組み合わせでフォローを実施してきたというところでございます。

○西村委員 私も様々な方法をお調べしたのですが、電話相談体制の構築、今後メールやLINEでも相談ができること、オンラインでの外国人の方の多言語対応、交流施設とオンラインを組み合わせた支援の仕方を模索するなど、子ども育成課との連携部分もあるかと思いますが、産後の母親をどう支えるのか。出向けない方にも父親、母親ともに支援していける方法をぜひとも積極的に引き続きご検討いただきたいと思います。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。せお委員。

○せお委員 私からは279ページ、感染症予防費から保健所の業務全般について、275ページ、母子保健指導事業費から母子手帳について、同じく275ページ、不妊治療助成事業についてお聞きします。

まず、感染症予防費です。通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症の対応が重なり、保健所をはじめ、区の職員の方々は大変な忙しさかと思えます。そこで、保健所全般の業務の負担軽減に関わることを何点かお聞きします。

まずPCR検査に関してですが、現在は濃厚接触者の定義として厚生労働省が示しているものは、状況にもよりますが、マスクなしで1m以内の距離で15分以上接触があった人となります。先ほどのご答弁にもたくさんありましたが、様々なケースある中、細かく状況を聞き取りし、そして検査を行うかどうか判断する際に、高齢者やハイリスク要因がある方に配慮して判断していただいているようで、安心いたしました。

東京都の調査において、10代以下の重症化率、死亡率はゼロです。高リスクの方々に寄り添った検査を優先することで、区民の方の不安を減らせたいと思いますので、保健所や自治体、医療機関の業務負担や、医療資源の確保も考慮に入れて対応をお願いいたします。こちらは要望します。

とはいっても、濃厚接触者には当たらないが、陽性者と接触があって不安が強い方などには、自費での検査をご紹介することが適切かと思います。現在はそのようなご紹介、ご案内がされているのかということと、されているのであれば、どの場面やどのような方法でご案内しているのかお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 現在、区の電話相談の窓口に、不安のある方のお電話は一義的に入ってまいりますけれども、そこで症状がある方、あるいは濃厚接触者の方については、もうすぐに私どものほうで行政検査、そして様々な区内の医療機関であったり、今区役所の1階のほうで実施しているPCR検査センターのほうにご紹介をしております。それ以外の自費での検査ということですが、自費での検査が本当に必要なかどうかということも確認はするところですが、症状がある方についてはそもそも自費ではないので、我々が責任を持って、区内にたくさんあります医療機関やPCR検査センターにつなぎます。

ただ、そうではなくて、例えば海外に行かれるためとか、そういったことについては行政検査の対象ではないので、同じように区内で検査できる医療機関と、その場合には証明書の発行も必要となると思いますので、その発行もしていただけるような医療機関にご紹介をしています。また、海外に行かれる方については、行く先の国によって制約がかなり違いまして、出国前72時間以内の検査でなくてはいけないなど細かい制約がありますので、その辺が、日々国の数も変わったり、ちょっとそこまでうちでトレースできていない部分については、外務省のホームページをご覧くださいとか、専用の医療機関がありますので、そういったところの情報をお伝えするという形で、今はご案内させていただいております。

○せお委員 様々、PCR検査に関しては賛否があると思うのですが、区民の気持ちに寄り添った支援となるように要望いたします。

次に保健所の業務、特に保健師の業務内容に関してです。コロナ以前から保健師の業務内容は幅広く、年代でいうと、妊娠期から始まり高齢者までと、要は全ての年代を対象としていて、分野としては健康保持、がんを含む疾病の予防や早期発見、難病の方、精神障害の方のあらゆる支援となります。そこにコロナ対応も加わり、現状は皆さん周知の事実です。そこで、業務整理のため、保健師の全ての業務内容の洗い出しから始まり、本当に保健師がやらなければならない業務なのかという切り出しをするべきかと考えます。

民生費でもお話ししました、障害者雇用の際に企業側がまず業務の切り出しを行います。これは業務が効率的に行われるために、障害者を雇用するとき以外でも有効なやり方かと思います。保健師に関しても一度業務の切り出しを行うべきかと考えますが、見解を伺います。また、特に精神障害者の支援は業務量も多いです。例えば障害者福祉課とも業務を分担し、連携をして取り組んでいくべきかと考えますが、そちらについても見解をお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長 保健師業務のことについてのお尋ねでございます。保健師業務の洗い出し、切り出しというか、そういったご質問でございました。母子保健、それから難病、精神保健ということで、委員からのご説明のあったようなあらゆる業務を行っているところでございますけれども、その中で、例えば母子保健業務もそうなのですが、健診や相談事業など様々な業務を行っている中で、保健師が直接担わなければならない業務を効率的に担える体制を実際のところはつくっております、そのほかの業務については、その都度健診など、お手伝いというか、別の職員、専門職に来ていただいて担ってもらっておりますので、効率性でもう既に洗い出しというか、自然に的を絞ったという形で保健師業務を担っているというところでございます。

精神保健の業務につきましては、障害者福祉課とも連携して担っているところですが、今、多職種支援ということで、メンタルチームサポート事業というものも行っているところですが、そういった中で支援体制の充実を図っているというところで、保健師の役割も、ほかの職種とともにやっているというところで、効率化が図られているということです。ほかの職種というのは、心理職もおりますし、それから精神保健相談員も、会計年度任用職員ということで各保健センターに1名ずつ配置をしております、そういったところで連携し、充実した業務を担っているというところで、

○せお委員 効率よく業務できるということ、それが区民への充実した支援につながっていきますので、ぜひともその効率よくというところ、重視して業務をしていただきたいと思っています。

次へ移ります。275ページ、母子保健指導事業費に関連して、母子手帳についてお聞きします。現在品川区でお渡ししている母子手帳ですが、子どもに障害があると分かった親は、この母子手帳を見てショックを受けることがあります。身長、体重が成長曲線から大きく外れていたり、歩き出したのはいつか、言葉はなど、頭では理解しているけれども、異常だと言われているように感じます。成長にはそれぞれ個人差があります。自分の子どもが成長したら、それがゆっくりであっても家族で喜ばたいです。ですから、現在の母子手帳に加えて、小さな成長も大きく喜べるような工夫がなされている手帳があると、心から幸せを感じることができます。例えば日本ダウン症協会が作成した「+H a p p y しあわせのたね」ですが、穏やかに前向きに子育てができるよう、家族が成長を書き記せる場所はもちろん、様々なダウン症に関する情報や子育てに関する情報も載っています。

このように子どもの特性に合わせた、母子手帳と一緒に使える手帳が、各団体や自治体から出されています。東京都のホームページでは、それを掲載して紹介しています。まずは区のホームページでもご紹介いただきたいと思いますと思いますが、見解を伺います。

○高山健康課長 母子健康手帳に関することですので、健康課のほうからお答えをさせていただきます。

いわゆる広く使われるということで、健康課のほうで一括して母子健康手帳の購入をいたしまして、使用しているところですが、いわゆる広く使われているものということでお渡ししているものでして、委員ご紹介のそうした様々なご事情で、その方々に向けたというような個別の部分まではちょっとカバーはし切れていないというところでございます。今、ホームページなどで都がご紹介されているというお話も伺いましたので、そうした方々が区のホームページをご覧になったとき、必要と思われるものをご自身でダウンロードして使っていただけるような、そのような、より行き届いたホームページの掲載などは、十分に検討する余地があると思いますので、課題として受け止めさせていただきます。

○せお委員 まずはすぐにできるところから取り組んでいただきたいと思います。

また、東京都には、妊娠期から学齢期まで使用できて、子どもの成長や健康に関する記入欄や、子育て

て情報を盛り込んだ、子供手帳モデルというものがあります。これを活用して、区市町村が母子手帳やアプリ、冊子などを独自に作成した場合は、包括補助が出ます。ぜひともこの包括補助を活用して、品川区独自の母子手帳やアプリ、冊子などを作成していただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○高山健康課長 委員ご紹介の子供手帳モデルということで、23区の中で見ますと、以前伺った範囲では、23区中7区程度が導入されているというようなお話を伺ったことがあります。区がお渡ししているものは、標準的なといいましょうか、比較的廉価で入手できるような標準的なものを採用しておりまして、現在はディズニーのデザインなども採用して、広く気に入っていただけているというところもあります。今後、そうした導入が他の区においても検討が進む中で、品川区においても、そうした母子健康手帳のよりよいものという形を模索してまいりたいと考えております。

○せお委員 母子手帳は障害がある子もない子も、どのお子さんでも成長を喜べるものであるべきだと考えます。ニーズは確実にありますので、前向きな検討となることを期待しております。

次に、不妊治療助成事業に移ります。まず、不妊治療助成の件数が、これは決算書にあったのですが、平成30年度が710件に対し、令和元年度は610件となって減っています。先ほどご答弁の中で少しお話しされていましたが、いま一度詳しく、この減った理由をお聞かせください。

○高山健康課長 不妊治療助成の年度の推移という点でご説明させていただきます。

平成30年度と令和元年度の比較でございます。平成30年度は710件ということで、決算書のほうに載っております。今年度の決算書をご覧くださいますと、610件ということでご確認いただけるかと思います。この内訳のほうのお話をさせていただきますと、平成30年度の710件の内訳が、一般不妊治療助成が578件、そして特定不妊治療助成が132件ということで、合計710件。比較いたしまして、令和元年度の610件の内訳と申しますと、一般が231件、そして特定が379件の、合計610件ということになってまいります。

この推移をお話しいたしますと、一般のほうが578件から231件に減っているということで、助成が減っているのではないかとと思われるかと思いますが、これは制度の変更に伴うものでございまして、対象といたします年齢層、カバーする年齢層が縮小したといったことで、東京都との役割分担をした結果ということでございます。一方で特定不妊治療のほうは132件から379件に伸びているという、このことに関しましては、純粋にこの制度が広く普及をしつつあるといったことで、区としても手応えを感じているところでございます。

○せお委員 理解いたしました。皆さんご存じのとおり、菅首相から不妊治療への公的医療保険の適用について考えが示されました。さらに報道では、その実現には早くも2年程度かかるという見方で、それまでの間は助成制度の拡充などで治療を支援したいということです。現在まで品川区の特定不妊治療助成においては、東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方に対して行っていると認識しております。この不妊治療の保険適用が開始されるまでの約2年間に関しては、助成制度の拡充というお話があるわけですが、制度としてはどのように取り扱うご予定でしょうか。見解をお聞かせください。

○高山健康課長 政府における不妊治療の保険適用に向けた段階的な検討という中では、この保険適用を想定しております2022年4月という、この時期までの間ということで、先日報道がありました厚生労働省の概算要求などでも、通常のコストに特別要求という形で積み増しされております。報道ベースの話になりますけれども、現在の助成額初回30万円を、10万円を超える引上げをする案などが、

国においてはされているといったような報道もございます。区といたしましては、そのような動きと、何というのでしょうか、かぶることなくといいますか、その動きを捉えて、区としても必要な支援については、この2年間の間、どのような支援が必要かどうかについては、より拡充するよう検討してまいります。

○せお委員 不妊治療の2年間というものはとても大きいものですので、国の動向を待たずとも、様々な視点から区ができる支援を検討していただきたいと思っています。

こちらに関連して、次は精神的支援の部分です。これはその都度申し上げておりますが、不妊治療による負担を感じる部分として、一番大きい割合を占めるのではないかと思います。そして、こちらもちょうと先ほどご答弁で何度か、東京都ではのご案内があったと思うのですが、精神的な部分、つまり心のケアなどは、国や東京都で解決されるものではなく、生活に一番密着した地域の役割なのではないかと考えます。昨年の決算特別委員会でも提案させていただきました、不妊治療をされている方の交流の場を作ること、これは子どもを望んでいるけれどもできないという非常にセンシティブな悩みから、その間は開放される大切な時間です。現在はこのコロナ禍において集まることは、妊娠する時期がさらに遅くなるのではないかと不安に感じる方もいらっしゃると思いますので、オンラインでの開催が適切かと思います。開催方法も含めまして、交流会についての品川区の見解をお聞かせください。

○高山健康課長 交流会の場の提供のご提案ということです。現在のところは、区の支援と申しますのは、やはり経済的な支援というものが一番大きいというように捉えておりまして、それに加えて交流の場ということまでの検討というものは、現在進んでおりません。現在、やはり助成を受ける方々の人数の推移や動向などをニーズ把握の1つの手段として、私どもとしては注視しているところでございます。先進都市と申しますか、中核市レベルですと、そのような交流の場を提供しているというお話は伺っておりますので、そうした先進都市のお話なども伺いながら、どのような支援が適しているかということについては、引き続き検討してまいります。

○せお委員 私は以前から、ネウボラは妊娠期からではなく、妊娠前からの支援にしていきたいと常に申し上げております。不妊治療を経て妊娠、出産された方は、もちろんそれで終わりではありません。そこから子育てが待っています。そこも切れ目なくつながっておりますので、ぜひその辺も考慮したネウボラも要望して、終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは275ページ、不妊治療助成事業、続いてありますが、それから、277ページの予防接種費、そして279ページの自殺予防対策事業、283ページの電力について、そして285ページ、品川区立環境学習交流施設についてまで伺えればと思っております。

不妊治療については、午前中からいろいろな質疑がもう既にありますので、重ならない部分を3点伺いたいと思います。1点は、この不妊治療助成の中で、男性不妊の件数がどの程度あるかということ把握されているかどうかということ、それから2つ目、保険適用、これは私も不妊治療の経験者として、国に保険適用を求める要望に関わってまいりましたが、今年になってようやく国が動き始めたということで大変喜んでおります。ただ、厚労省のお話を伺っていますと、まだまだ中ではいろいろと綱引きもあるようで、ぜひ自治体としても、国の方向性の後押しをしていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。それから3点目です。当事者団体であるF i n eの調査では、不妊治療で働き方を変えたことがある方は4割に達し、そのうちの半分は退職でした。不妊治療には身体的負担、精神的負担、経済的負担、そして時間的負担、これは仕事との両立ということを多く意味しますが、この4つ

があります。それぞれに、私もやはり区として一定の施策が必要ではないかと考えておりますが、区のお考えを教えてください。まずはここまでお願いします。

○高山健康課長 3点のご質問をいただきました。1点目の男性の不妊治療の件数という点でございます。申請を夫婦といいますが、パートナー単位でいただいている関係で、男性に特化した統計数値については持ち合わせてございません。

それから2点目の、保険適用に向けて区としての後押しなるものができないかということでございます。1自治体の要望、要請などで、それが採用というところにはなかなか難しいかと思いますが、そうした機会などがあれば、ぜひ1つの、区としても意見表明などができればというふうに考えております。

それから3点目の様々な障害といいますが、負担についての区としての見解といいますが、支援という観点でございますが、先ほどこちとご説明の中でも申しましたけれども、現在都においての取組みなどもございまして、例えばそうしたフォーラム、企業内における機運醸成のフォーラムでありますとか、あるいは研修の機会、そして雇用企業に対する経済的な支援といった、そのような仕組みが広域的に今ございますので、そうしたものも1つご活用いただきながら、区としても引き続いて、何ができるかということについては考えてまいります。

○あべ委員 男性不妊についてなのですが、これは女性もいろいろな負担があるのですが、男性もその不妊の検査、あるいは治療といったことには、非常に大きな精神的なハードル等々もあるというふうに聞いております。これから保険適用等々、いろいろと施策は進むと思うのですが、そうした心理的なハードルも取り除かなければ、なかなかそれが進んでいかないのではないかと思います。ぜひ件数については、区で把握をしていただきたいと思います。改めてご答弁をお願いします。

それと次に進みます。子宮頸がん予防接種なのですが、これの対象者の数、それから現在の接種の割合を教えてください。また、子宮頸がんによる全国の年間の死亡者数が分かれば、ごめんなさい、これはいいです。品川区内の話でいきます。接種対象者と接種の現在の数、そして割合を教えてください。

○高山健康課長 私のほうは前半の、男性についての数値的な把握というところでございます。先ほど申しましたように、ちょっと助成の申請が家族単位といいますが、パートナー単位ということで、個別の集計をしてみなければいけないというハードルがございます。今後、新たな支援の仕組みなどを考える中で、そうした既存の、いただいている申請などの内容について改めて精査をする中で、把握に努めてまいりたいと考えております。

○鷹簗保健予防課長 まず、子宮頸がんによる死亡者ですが、昨年1年で22名という形になっております。あと子宮頸がんの予防接種、HPVのワクチンですが、こちらのワクチンは小学校6年生から高校1年生までの女子を対象とするワクチンでございまして、昨年と一昨年ですと、大体5,000、平成30年度が5,940人、令和元年度、平成31年度が6,174人というようになっておりまして、こちらに対して3回接種して完了という形になるわけですが、接種率につきましては、平成30年度が0.37%、平成31年度、つまり令和元年度が0.79%ということで、非常に少ない数となっております。

○あべ委員 本当に非常に少ないと思います。子宮頸がん、大変恐ろしい病気ですが、8月ようやく品川区でも接種の呼びかけは行ったと思うのですが、そして一定の問合せがあったとも聞いております。どの程度の問合せがあり、また、予診票を送ったのでしょうか。

○鷹簗保健予防課長 8月の末に、あなたのお子さん、あるいはあなたがこの予防接種の対象ですと

いう部分のお知らせの通知を、ようやく接種控え勧奨後初めて送って、そのすぐ後からこれまでの間に、９８件のお問合せがあり、予診票をお送りしまして、もうこの数は昨年１年で接種した人の半数に達しておりますので、かなりの効果はあったのではないかとというふうに考えております。

○あべ委員 一定の効果はあったということですが、ただ全体の数からいえば、まだまだ接種率としては非常に少ないと思います。数少ないワクチンで防げる悲惨な病気ですので、ぜひ、これは若いお母さんからも、呼びかけだけではなくて予診票を送ってほしいというお声もいただいております。でないと、なかなか周囲のお母さんたちの関心が低くて、これから多くの女性と、それからこれから生まれるであろう子どもたちの命のため、確実に守る１つの方策として、ぜひ、より積極的に勧奨していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 ８月末のお知らせに次いで、つい先日の国の検討委員会のほうでも、新たな接種、勧奨はしないのですけれども、必要性について分かりやすい国のパンフレットを作り直して、それを送るようなという方針も出ておりますので、より積極的なといいますか、正しい情報についてお知らせしていきたいと思っております。

○あべ委員 ぜひ前向きに検討していただき、このことが一歩でも前に進むことを期待しております。それから自殺予防については少し時間がありますので、ただ、若い女性の自殺がコロナ禍で増えているというように聞いております。区のほうでも多分把握をされていると思いますので、この点では、今後の対応、ぜひ検討をしていただきたいと、これは要望にしておきます。

残りの時間で環境について伺いたいと思います。午前中、区の電力使用について、特に再生可能エネルギーについて、品川区が積極的に取り組んでいらっしゃる、この姿勢は高く評価させていただきたいと思います。この分野、技術や性能の進化が速い中で、ぜひ品川区としてもRE100、環境計画に盛り込む、あるいは前倒し実施も進めていただきたいということが１点と、それから電力の調達に当たっては、他の自治体との連携だけではなくて、区内の企業との連携もできるのではないかとということで、これぜひご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから最後に、コロナ禍で歳入が減る中で、やはりどの部分で歳出を減らしていくかということで、大変なことだと思っております。シーリングで事務費は減らしても、なかなか数百億という数字にはならないと思います。であれば、まとまったもの見直しが必要ではないでしょうか。この区立の環境学習交流施設、公園を掘り返して箱物を造る発想自体も私は実は疑問を持っておりますけれども、少なくともこの金銭的な面からも、少し見直しをかけてはいかかと思いますが、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 再生可能エネルギーに対してのお尋ねでございます。環境基本計画を平成３０年度に策定いたしまして、今年度３年目です。令和９年度までの１０年間の計画でございますけれども、５年目の再来年に一応見直しを考えているところでございます。その中で、昨今のコロナ禍などの影響や、様々な社会情勢の変化などを踏まえて、見直しを図りたいと思っております。それで再生可能エネルギーの利用率というのですか、その辺の率がコロナ禍の中でかなり上回ってきたという部分があるので、それが継続的につながるものなのか、一時的なものなのか、その辺の見極めも大切だと思うので、その辺も慎重に見極めながら進めていきたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、つる委員。

○つる委員 ２７７ページ、予防接種費、２７２ページ、母子保健費、２９２ページ、産業経済費、２８０ページ、生活衛生費について伺ってきたいと思います。最後のは、ペットの散歩やマナーについて伺ってきたいと思います。

まず予防接種費であります、2018年の小児がんなどの治療で免疫を失った子どもの定期予防接種の再接種の費用助成についてを、繰り返し質問して求めてまいりましたが、品川区も2019年度末に要綱を変更していただいて、実施の運びとなったわけでありまして。さらに23区で見ると、先行している足立区を含めて、品川区も含む2019年度からスタートで、12区ぐらいが同時に、一気にスタートさせたというふうな理解であります、その23区の状況と、また、この品川区での費用助成について、活用されている実績があれば教えてください。

○鷹簀保健予防課長 23区全体での実績や方向性については、今委員ご指摘のとおりでございます、この骨髄移植手術等の理由によるということで、委員からこれまでご要望いただいております予防接種費用の助成につきましては、昨年度末、つまり、今年の3月30日に要綱をようやく策定いたしまして、品川区でも、何らかの理由によってこれまで接種した予防接種の免疫がなくなってしまったお子さんに対しての新たな助成が始まったところでございます。これまで1件ではございますけれども、つい先日助成の申請がございまして、このお子さんについては、いわゆる骨髄移植ではございませんでしたが、ガンマグロブリン注射ということで、このガンマグロブリンを打つと免疫がなくなってしまうということに対して初めて申請がありまして、今、助成の手続きのほうを進めているところでございます。

○つる委員 23区で見ると、先ほど提示させていただいた区がやっていて、品川区は、今1件申請中で手続き中というところで伺いました。がんだけではなく、それ以外の疾病について、その治療薬に基づいて、本来接種してあったものが、ワクチンが失われてしまうというところで、今ご答弁の中にあった薬剤については、我が家についても三度家族が経験をしたことがあって、たまたまその前後してそれは免疫が失われるということとはなかったわけでありまして、そうした様々な疾病のお子さん、ないしその家族の支援に資するということで、ほかの区も、また全国的にも、これは広げていかなければならない、そうした事業だと思います。これは区としてもホームページに掲載はしていただいておりますが、より対象の方にその情報がしっかりと手届くためには、実際に治療に当たっていただいている医療現場のドクターの方々など、そうした方々にもしっかりと品川区の方にはそのような助成があるということを理解をいただくことでも、そのドクターとのやり取りの中でも、家族の方にその場でも安心を与える、そうした材料にはなるのかなと思いますので、そのような周知方法もさらに拡充をしていただきたいと思います。

ちょっと細かいところですが、まさに始めていただいたばかりであるわけでありまして、他区の状況を見ると、この、いわゆる申請期間については若干ばらつきがあるような理解であります。例えば台東区、江戸川区は3年、新宿区が2年、その他は品川区と同じ1年というところと、文京区などは6か月、あとはホームページ上ではちょっと記載が分からなかったわけでありまして、この申請期間についての考え方と、それからこれ、この申請だけではないのですけれども、ほかの行政の手続き、今ちょうどコロナ禍にあつての手続きというところでの課題であるかと思うのですが、申請についてもやはり保健予防課の窓口までご持参くださいと、このような対応なのです。やはりもう既にお子さんが、何歳かにもよると思うのですけれども、感染しやすい状況であるお子さんを一緒に伴って申請するということも、これもいかなものかというところがありますので、その辺りについての工夫が必要なのかなと。オンライン申請など。そうしたことの検討もあれば、ぜひ教えてください。

○鷹簀保健予防課長 現在のところ、確かに委員ご指摘のとおり、保健予防課の窓口には主治医の先生の証明書といいますが、それとともに申請するようになっているふうになってございますが、今その他の申

請を含めて、郵送あるいはウェブ上での申請がほぼ可能になってございますので、今後お問合せがあったときには、そのような申請方法についてもご案内してまいりたいと存じます。

〇つる委員 申請期間の考え方なども一応お伝えしたのですが、これは始まったばかりなので、とりあえず品川区は1年からのかなという理解で、今後に期待したいと思います。ぜひその申請については、オンライン申請、積極的に早めに体制を整えていただければと思います。これは保健予防課だけの話ではないと思いますけれども、お願いしたいと思います。

次に行きます。母子保健費に関連して、一般質問で今回提案させていただいた、とうきょうママパパ応援事業のうち、衛生費の所管する各課についての質問させていただきたいと思いますが、その中で移動経費補助の活用、それから多胎ピアサポート事業の活用というところでは、既に一般質問でご答弁、検討いただくということでそれぞれいただいておりますけれども、移動経費補助については、これは既にコロナ禍の緊急対応というところでの商品券、品川区はやっていただきましたが、これは同じ考えかというところの確認と、それから面談については、オンラインでの面談を積極的に検討をいただきたいということ、それから多胎ピアサポート事業については、これ現状の保健センターでやっていただいている取組みに追加をしてということで一般質問でも提案させていただきましたが、Z o o m等を活用して、もう既に民間の団体が品川区内でも実施をいただいているということもありますので、そうしたところとの、都の費用を活用して連携した、充実したピアサポート事業にしていくということが必要ではないかなと思いますけれども、まず、この辺りについて教えてください。

〇間部品川保健センター所長 とうきょうママパパ応援事業の移動支援に関してですが、委員からご指摘がありましたように、今般、今年は母子保健事業の中でも1万円のタクシー券の上乗せということで、区内商品券を配布したところですが、今この移動支援も検討する中では、やはり、かなり好評だったので、同じような形式が取れないかということで鋭意検討を進めているところでございます。

また、この支給に当たっては、とうきょうママパパ応援事業の要綱におきまして、3歳未満の3年間にわたる支給が可能になっているわけですが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児のそれぞれの保健事業に参加したときに、面談等をして母子の状況を把握して、必要があれば保健指導等につなげるということになってございまして、今のところは既存の事業の中で行うということも考えておりますが、コロナ禍の状況等もありますので、そういった状況ではどうかということは、引き続き検討していきたいなと思っています。

ただ、Z o o m活用やその他の団体との連携のピアサポートの関係につきましても、基本的には今多胎児ケアについては、ふたごの会をはじめとする事業展開を行っていますので、その中での自主団体の支援等を行っていますので、また皆様のニーズを聞き取りするなど、ちょっと改めてお話を聞いてみたいと考えております。

〇つる委員 ぜひ積極的な取組み、これは移動経費補助については、商品券でぜひ検討いただきたい、それから申請等、面談についてはオンラインのことも積極的に活用いただきたいと思いますし、それからピアサポート事業については、まさにピアなので経験者の方、専門的なところは品川区が担い、そしてケア、実際の経験者については、民間の実際に経験されている方をそこをお願いをするという、そのような線引きも1つ考えられるのかなと。これは事業費用をどう活用するかということも含んでくると思いますけれども、ぜひ実際の今のご相談者、それから団体の声、しっかりと聞いていただいて、対応をお願いしたいなと思います。

ここについても、やはり申請については、特に双子、私の今身近な周りでも2世帯いらっしゃって、

お声をいただいている、やはりただでさえ2人を連れていろいろと、ポストに何かを投函することだけでも大変だというようなお声をいただいているわけであります。だから使えるものは使うということです。そのような技術をしっかりと使って、それで済むことは済ませると。このような、いい意味でのざっくりした考え方ということも大事ですし、そのような中で、いかに微に入り細に入る、そうした家庭の心をしっかりと把握、つかんでいくかということも大事なわけでありますけれども、そのような工夫をぜひしていただければと思います。私も今、多胎ではないのですけれども、ワンオペで多子をやっていると、結構いろいろと大変だと実感として思うところがあって、これでさらに多胎になると、それは想像を絶するなというところもありますので、そのような自分の体験からも、そこはぜひ、本当に積極的な品川区子育て支援の、また多胎世帯のより一層の支援策の強化をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。292ページ、産業経済費についてですが、これは2018年の質疑でも一度やり取りはさせていただきましたけれども、障害者の作業所等への支援策という視点での質問になります。その2018年のときには、デザインの力やファッションの力を活用して、障害者の、そうした作業所等での工賃向上につなげていく、チャリティーではなく、やはりビジネスとしてしっかりと押し上げていくと、そのような支援を産業経済費の所管のほうから何かできないかという提案をさせていただきました。今回も同様の視点なわけですが、その当時、何か仕組みづくりができたらいいなと感じたところという、感想めいたご答弁はいただいたわけでありますけれども、やはり今、コロナ禍にあっても、いわゆる社会人の方全般というか、大変な状況の中で今お仕事をされている、その中で、そのような障害をお持ちの方が、そうしたところで働かれているところでも、同様なことが今起こっているわけがあります。やはり、どのような障害があろうがなかろうが、自立をしっかりとしていく、それを支援していくということは非常に大事な観点かなと思いますし、あえて言えば、ビジネスチャンスがいっぱいあるだろうなと思っております。

今日、私、今この質疑のときにしているマスクは、総社市のデニムマスクなのです。これは有名になっていますけれども、既に工賃が3倍になっているというのです。3月、4月ぐらいから、まずは市民向けに宣伝してやったら全国に広がって、今もう受注、すごく待っている。それで生産が追いつかないので、最初9か所ぐらいのところをやっていたのですけれども、今26か所、県内26か所で作業しても、それでも追いつかない。1週間1万枚とかを作っているという中で、工賃がそれだけ上がっていったと。これは岡山県の特産であるデニムというものを活かした、まさにビジネスチャンスとして、そのような機会を捉えることができた。品川区も、公明党としても提案させていただいて、区役所1階の売店でもマスクを販売していただいておりますけれども、もう少しそこに付加価値をつけていくことによって、そのようなチャンスもあるだろうと。これはマスクだけではないのですけれども、そのような視点でぜひ何か考えていただけないか、支援策を検討いただけないかという質問になります。

先日私、7月に父親が亡くなって臨海斎場で葬儀をやったときに、骨つぼを見て改めて思ったのですが、骨つぼもこれ、品川区内の作業所で作成いただいているものであります。やはり社会に貢献するということは非常に大事な部分かなと思いますので、あともう一方で、やはり先ほど冒頭申し上げたように、チャリティーなどではなく、やはり消費者が欲しいものをしっかりと提供できる、そのような仕組みが大事かなと思いますので、その点を含めて産業経済費の視点で、障害者の作業所等への支援のコラボ、連携、この考え方があれば教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 障害者福祉施設の販路拡大のような形になろうかと思います。障害者

福祉施設ということで、この間いわゆるエシカル商品のようなところもあろうかと思います。まず1つは消費者センターの部分になりますけれども、この間消費者の視点というところで、倫理的な消費をするようにということで普及啓発のほうさせていただいているところでございます。もう1個は、いわゆるある程度の付加価値、今ですとブランド的なものになろうかと思いますけれども、マーケティングの中でいろいろと付加価値をつけるというところが必要になるかと思います。ブランディングのほかにいろいろとマーケティングについては可能かと思います。アイデアなどいろいろと出てくれば、それに沿った形のもので支援といいますか、いわゆる経営相談的なものが事業所という形でお受けすることもできますので、そういうところからの支援という形でさせていただければというふうに考えております。

○つる委員 最後に、今いろいろと支援策を考えていただけるということのご答弁と理解しましたので、ぜひまた次の質疑のときに具体的な方策が出てくることを期待したいと思います。本当に障害者が作られた後、それに著作権を入れて、何か著作権使用料を支払うとか、そのような仕組みも含めて、様々、本当に本人、ご家族、いろいろなお考えをしっかりと聞いていただいて、工賃向上の支援策を考えていただければと思います。

○あくつ委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは281ページ、感染症対策事業、297ページ、中小企業活性化推進事業、時間があれば281ページの動物愛護について伺っていきます。

最初に感染症対策事業について、1点まず確認であります。今朝のご答弁の中で、感染者数が1,062名というようなお答えがあったかと思ひまして、今朝の読売だったか、産経だったかの新聞だと、980程度だったように記憶をしています。このずれについて、まずお伺いしたいのと、このずれの原因といいますか、NESIDからHER-SYSに何かシステムを変えて、データで国と都と保健所、品川区がオンラインでリアルタイム連携しているような理解をしていたので、ここが増えたのか、それとも、その感染者数のカウントが違うのかをまずお聞かせいただきたい。

あとPCR検査センターについて、5月から品川区役所の敷地内で検査センターを作って、今、年度内までとりあえずやるというような形になっていると思います。これも当然ながらどこかのタイミングで、今コロナ禍なので非常に意義のある事業でありますけれども、どこかのタイミングで、この区役所内の検査センターというものはやめていく時期が来ると思っています。その判断の材料として、当然総合的な判断になるかと思いますが、感染者数で、あとは医療的な環境になるのだと思いますが、その医療環境、例えば民間の検査が増えてきたらいいのか、それとも医師会の体制が整ったらオーケーなのかといった、そういった判断材料がどういったものなのかをお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 東京都が報告している数と、品川区で把握している感染者数のずれですけれども、こちらについて厚生委員会等ではこれまでも何度か説明してきたところですが、品川区で把握し、報告している数は、品川区保健所が陽性者の方に対して入院勧告、就業制限等の具体的な対応をさせていただいた数になります。総じて品川区が把握している数のほうが、現状では多くなっていると思います。その理由というのは、例えば区内に入院をされている患者様で、区民ではないですけれども、区内の病院に入院されている方については、その方々に対しては品川区保健所が入院勧告等いたします。感染症法は全て、患者の所在地を管轄する保健所が対応するという法的なルールがございまして、品川区としては、数はその保健所が対応している数を出しております。一方東京都が報告しているのは、品川区に住民票がある方の数ということで報告しておりますので、区内では積極的に患者を診てくださる

病院で、区外の方がたくさん入院されていらっしゃると思いますので、このずれになっているところです。この違いについては、今、委員お話がありました。NESIDからHER-SYSに変わったとか、そういったことが特段原因になっているということではございません。

次にPCR検査センターでございますが、おかげさまをもちまして5月12日から、医師会の先生方のご協力で、いち早く検査センター、こちら区役所のほうにできたのですが、今現在は、日々の検査をされる希望というか、必要な方がかなり増えている状況です。ただ、日によって違うところですが、今は閉めるというような方向性についてはまるで考えていないところですが、今後につきましては、検査センター以外でも区内の医療機関、病院あるいは診療所で検査をしていただける医療機関が、その後随分増えてきておりますので、その数がどんどん増えてくれば、PCR検査センターを将来的に閉めるという可能性はあるかと思っておりますけれども、今現在は、日に何十件もまだ検査をしていたところですので、その時期がどうかというあたりは全く見当がついていない状況になります。

○芹澤委員 PCR検査センターについては、現状まだ考えられないということで、もちろん医師会もまずは年度末まで、3月まではしっかりとやりたいというようなお話もいただいています。その中で、PCRの予約センターというものも医師会内にありますけれども、まだそちらについては、年度内にしっかりと人数の確保ができていないということもあって、非常に医師会も困っていらっしゃる。それで、行政がこれを手を貸すべきなのか、ちょっと何とも言えませんけれども、そういった医師会としっかりと連携を取りながら、これからの検査センターの、予約センターも含めて、体制づくりというものが必要なかと思っています。今はもう非常事態ですから、当然既に医師会、保健所、そして行政がすごく連携は取られているのだと思いますけれども、医師会の方々からも、日常的にしっかりと連携を取りたいというようなお話をいただいています。これがどういったスパンでやるのかはそれぞれのお考えがあるのですが、今後はこのコロナ収束後にも、医師会と行政の皆さんで、しっかりと話し合いを定期的に行っていただきたいというふうな意見がありましたら、そちらについて、また後ほどご答弁をお願いいたします。

続いて、中小企業活性化推進事業について伺っていきます。持続化給付金等、国の支援が様々あって、持続化給付金は残念ながら簡単過ぎて、ちょっと給付金詐欺のようなものはニュースでも多く出ています。家賃支援給付金になると逆に難し過ぎて、自分ではなかなかやれないというようなお声もあって、区でも支援をされているかと思えます。こちらについては、区の家賃支援というものは都の家賃支援の基準に準ずると。都は国に準ずるという形で進めていますので、実際は国の家賃支援が受けられれば、区の家賃支援も受けられるということだと思います。残念ながら中小企業というか、零細の飲食店など、本当に帳簿を自分で手書きで管理しているような方々というのは、なかなか家賃支援というものが難しい状況にあって、そういった方々への支援政策というものを区としてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○船木保健体制整備担当課長 PCR検査センターの運営体制についてのご質問でございます。PCR検査センターにつきましては、5月の開設以来、当時はなかなかコロナの感染がどこまで続くのかという見込みが立たなかったものですから、最初は本当に当面3か月程度という緊急対応を取ったところでございますが、かなり運営が長期にわたっているところでございます。この間医師会とも緊密に連携を図りながら、運営体制、今委員おっしゃったような予約センターの体制ですとか、かなり人の入れ替わり、やはりスタッフの入れ替わりも、医師会の中でも工夫されているというように聞いておりますので、引き続き連携を取りながら、適正な運営、本当に円滑な運営について努めてまいりたいと思っ

ております。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金に関してのお尋ねでございます。こちらの支援策といましては、私どもでなかなかこのような助成金に慣れていない企業といえますか、特に本当に小規模な事業者がいらっしゃいますので、中小企業センターの1階で相談窓口を設けさせていただきまして、いわゆる申請に当たってどのようなものが必要かというものを、中小企業診断士が説明をさせていただくというような形で対応させていただいているところでございます。

○芹澤委員 中小企業支援に関しては、私も以前要望を出させていただきましたけれども、このような各行政文書を官公庁に提出するというのを代行できるのは、行政書士がメインになりまして、税金であったら税理士、労務関係であったら社労士、そのほかは行政書士ということが公的な見解だと理解をしています。中小企業センターに来れば、もちろんお話は当然親身に受け付けていただけるのですが、なかなか1人で、例えば飲食店をやっている方など、電話相談も含めてお話が難しいというところもありますので、以前行っていたいたテレワーク支援のように、専門家の補助というものもぜひご検討をこれからもしていただければと思います。

最後、動物愛護の件で伺っていきます。2019年に動物愛護法の第39条が大きな改正が行われまして、犬と猫に関しては、生後もしくは購入から120日以内にマイクロチップを埋め込むことが義務づけられました。環境省が非常に前向きに動いていただいて、自民党もこれはプロジェクトチームを作ってやっていったというような理解をしています。横浜だったか、神奈川県自治体のほうでは、このマイクロチップの埋め込みの補助というものはやっているのです。品川区でそこまで代金の補助をする必要があるかどうかは、ちょっと私も何とも思っていないけれども、品川区として、この法改正をしっかりと周知していくという必要はあるかと思っています。災害発生に、犬、猫がいなくなってしまった、それ以外でも、迷って殺処分になってしまったというような悲しいケースをゼロにするためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○鈴木生活衛生課長 法改正によりまして、飼っている犬や猫のマイクロチップの義務化、もう施行されております。基本的には、ペットの飼育や販売業者のほうは装着と登録を義務付けられておりますが、一般の方、遡っての登録までは、まだ義務として徹底されていないところでございますので、今後周知をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○あくつ委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは269ページ、健康づくり支援事業と、275ページ、産後ケア事業についてお聞きいたします。

健康づくり支援事業の中からウォーキングマップアプリ運用保守等と、健康ポイント事業運営委託等についてお伺いいたします。今年の7月に厚生労働省が発表しました日本人の平均寿命、女性が87.45歳、男性が81.41歳となります。ともに過去最高を更新いたしました。また、世界との比較でも、男性は世界第3位、女性は香港に次いで第2位と、大変な長寿国を堅持しております。また同時に、日本は健康寿命が世界一長寿社会を迎えており、今後のさらなる健康寿命の延伸も期待されております。

こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで全ての人たちが元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会となる必要があります。最も身近で手軽にできる運動として、ウォーキングが挙げられます。区民が積極的に体を動かす意識を持ち、運動する習慣を身につけるためにも、ウォーキングに取り組みやすい環境づくりが必要です。そこでまず、ウォーキングマップアプリ

の概要と利用者の状況についてお知らせください。

○高山健康課長 ウォーキングマップアプリのお尋ねでございます。区民が気軽に実行できる健康づくりの1つとして散歩を推奨するために、冊子のほうも既に作っておりまして、こちら「品川ウォーキングマップ 私の散歩道」というものがございまして、これ以外にスマートフォンのアプリということで、配信のほうを平成28年より実施しております。これまでの実績という点で申しますと、この5年間で大体1万ダウンロードぐらいございまして、年平均で申しますと大体2,000から2,500ぐらいのペースでダウンロードをしていただいているところでございます。機能といたしましては、先ほどご紹介いたしました冊子の内容でありますとか、あるいは歩いた距離や経路を記録する機能、そしてお気に入りの場所を登録する機能などを設けまして、多くの方に使っていただいていると受け取っているところでございます。

○松澤委員 分かりました。また、ウォーキングアプリと同様に、この健康ポイント事業について、歩くことをに着目した事業であります。そこで、開始から3年目となる、本事業の内容と実績、利用者の反応についてお知らせください。

○高山健康課長 健康ポイント事業についてのお尋ねでございます。こちらのほうは委員ご紹介のように3年目ということで、平成30年度にスタートした事業でございます。区民の約7割を占めると言われております、健康づくりに無関心な層を含む多くの区民に対しまして、運動を始めるきっかけや継続する動機となるインセンティブを付与するということで、健康づくりに取り組むことを目指すものでございます。

具体的には、参加者の方に活動量計という万歩計のようなものをお持ちいただきまして、歩いた歩数や、区が主催する事業に参加いただくことで、ポイントをどんどん獲得していただきまして、期間内にためていただいたポイントで順位をつけ、ランキング、そして最終的に商品券などをお渡しするものでございます。事業発足の当初は40歳以上としていたのですが、その後は二十歳以上ということで、働き盛りの層も取り込もうということで、年齢層について拡大をいたしました。本年度は3,000人の方に参加をいただいております。

反応といたしましては、参加いただいて、健康の意識に変化があったという方がおおむね8割、それから事業全体に満足をされているという方が86%ほどということで、3年目を迎えて、事業の成果について手応えを感じているところでございます。

○松澤委員 分かりました。8割の方が喜んでいる、これは確かにとてもいい取組みだと考えられます。先ほどポイントという話がありましたけれども、これは兵庫県豊岡市、これは市が開発した「とよおか歩子」というアプリがあります。これは設定した歩数を達成するとポイントがつく、そのポイントを小学校や幼稚園などに寄附する、1ポイント2.5円の換算で寄附金が交付されるとありました。健康無関心層を動かす方策として、しながわ健康ポイント事業と全く同じ形なのですが、誰かの役に立ちたいという気持ちに着目しております。先ほど高山課長からの答弁もありました。このランキング形式によるほかに負けないという競争意識も役立ち、子どもたちのために、孫のために頑張るという意欲で、初年度83万円から110万円まで寄附金が増えております。

そこでちょっとご提案させていただきます。歩いて健康になることは大変重要であります。要介護にならない体づくりにもつながり、それにプラス付加価値をつけ、どちらもウィン・ウィンになる考え方が大切だと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○高山健康課長 地域貢献と申しますか、そうした要介護にならない体づくりでありますとか、ある

いは寄附などの趣旨でありましょうか、そのようなご提案をいただきました。この間の3年間の動きとしましては、健康ポイント事業も柔軟にいろいろと手を入れてきております。例えば人数を、当初1,000人だったものを現在のところは3,000人まで拡大、あるいは、先ほどご紹介しましたように、年齢を40歳以上から二十歳以上ということで、年齢層についても拡大いたしました。また、なかなかこの事業に、非常に思いを入れてくださっている方もいらっしゃるの、継続して続けたいという方のお声にも応えてまいりました。委員ご提案のそのような仕組みも、利用者の声を聞きながら、今後導入できるかどうかについて検討してまいります。

○松澤委員 アプリやAIを駆使し、さらに健康に対する区民の取組みが活性化することを願い、次の質問へ移らせていただきます。

275ページ、母子健康指導事業費の中から産後ケアについてお伺いいたします。先ほどつる委員からもいろいろとありましたが、これは決算書には記載がないのですけれども、厚生労働省は今年度、双子や三つ子といった多胎児の子育てに特化した支援を実施し、予算案に約240億円を盛り込み、一部をこの支援に充てるとありました。実は私も4人の子どもがおりまして、真ん中の2人は双子であります。その双子も小学校の4年生になりました。振り返ってみると、本当に双子のベビーカーというのは、大変に大きくて重いのです。バスには乗れません。これは電車もたためないので文句を言われる。これはもう本当にしょっちゅう言われてしまうのです。買物も行けません。どうしても通路が狭いので入れないのです。私は戸越という土地柄、近所のおじちゃん、おばちゃんに言えば買ってきてくれる、そのような関係があるからよかったのですけれども、多分そのような人は少ないと思うのです。そういった部分で、やはり出かけるなどと言われている方が大変多いということをお聞きしております。

多胎児の出生件数が約9,700件、全体の1割を占める計算となります。東京都が行った調査では、9割の親が、やはり同じように気持ちがふさぎ込む、外出・移動がづらいと答えております。多胎児への虐待死のリスクは、子ども1人の場合と比べ、2.5倍から4倍になると推計されております。そこで品川区の多胎児の出生状況についてお聞かせください。また、今年度をはじめ、既に取り組んでいる多胎児支援について、ご説明をお願いいたします。

○間部品川保健センター所長 多胎児支援につきまして答弁させていただきます。品川区における多胎児の出生につきましても、委員ご指摘のとおり、国や都と比率は同じで約1%ということで、品川区の場合、大体3,800人ほどの出生がございますので、年間40件弱というような状況でございます。

今、主な支援ですが、多胎児育児学級ということで、いわゆるふたごの会で、先輩の親からいろいろなアドバイスを伺ったりして育児不安の軽減を図っていたり、また、早産や軽体重で生まれることもありますので、そういった場合については、保健師や助産師の定期的なフォローを行っているところでございます。

○松澤委員 多胎児を抱えた母親、出産後数か月は授乳と泣き続けることへの対応、これはほとんど睡眠時間が取れない状態になります。このような状態に対して、自分からSOSを出すことができないこともあります。時期に応じて適切な支援や配慮を行うことで、育児負担が大きくなり、孤立しがちな多胎児家庭の中で虐待予防にもつながります。多胎児家庭について、保健センターとして有効な支援策について、ポイントなどがあれば教えてください。

○間部品川保健センター所長 やはり有効な手段ということで、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、父親学級ということで実施をしております。やはり、育休中の夫の3割は、家事育児が2時間足らずという調査結果もございます。産後うつになるならないの決め手は、やはり夫やパートナー

の関わりによるところはあります。私どもといたしましては、今後ともこの父親学級を通じて、母親に今までの育児で頑張ってきたことをねぎらったりだとか、感謝の気持ちを伝えて良好なコミュニケーションを担保するように努めてまいりたいと思います。

○あくつ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、281ページの感染症対策事業、それから289ページ、家庭用生ごみ処理機普及事業、301ページ、商店街活性化事業費について伺っていききたいと思います。

初めに感染症対策事業ですけれども、これまでの質疑でもございましたが、品川区におきましての新型コロナウイルスの陽性者、上昇気味と。陽性率も上がっていると。この中で、やはりこの約半数が感染経路不明ということになっているかと思えます。この感染経路不明というのは、この新型コロナウイルスが無症状の状況で感染している人たちが感染を広げるということが1つの特徴というところで、感染経路不明というのが多いということなのだと思うのですけれども、1つのこの感染経路不明者への感染防止対策的なもののツールとして、接触確認アプリのCOCOAというものが存在していて、これがある意味、現在のところの有効なツールとして、私なども考えているところでございます。

このCOCOAについてなのですが、接触したというような通知が来た場合に、症状ありという場合、あるいは症状は本人としては出ていないのだけれども、感染に思い当たるようなところがあるというような方は、帰国者・接触者相談センターへの連絡先というものが案内をされると、このような手順になっていると伺っております。当初はこのCOCOAの接触者、濃厚接触というか、接触通知が来た人というのは、PCR検査はどうなのだというお話がありましたけれども、今原則PCR検査を受けられるということに、国のほうで方針転換しました。そうはいっても、すぐに接触通知イコールPCR検査ということではないというようになっているかと思えます。そのように、すぐにPCR検査ということには一足飛びに行かない、この辺の事情についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○鷹箸保健予防課長 接触確認アプリCOCOAについてのお尋ねでございます。COCOAの通知が来たので、心配になってどうしたらいいかといったようなお問合せは、8月に入ってから増えております。委員のおっしゃられたように、当初は通知が来て、ではその後どうするのかと、特段ちょっと方針も示されていなかった部分もございますが、8月21日の国の通知以降は、基本的には通知が来た方は検査の対象と考えてもよいと。そういったような通知になっておりまして、保健所によって実はかなり対応が違うのですけれども、品川区では、ご相談があって検査を受けたい、非常に不安であるという方については、現在全例PCR検査センターや、それ以外の区内の医療機関のほうにご紹介をして、検査を受けていただくような体制が整えられているところでございます。

○塚本委員 このところで今、相談が非常に区の保健所のほうに来ているというふうにありました。この辺の区における保健所の負担が、COCOAの対応で非常に今負担が増しているというようなことがあるということで、東京都のほうで各区の保健所の負担軽減ということを目的として、専用のコールセンターを開設するという話が出ておりました。これは、現在どのような形で負担軽減につながっているかということをちょっとお伺いしたいのですが、COCOAの案内先、今は帰国者・接触者相談センターイコール品川区の保健所ということになっているかと思えますけれども、この電話番号等が東京都のコールセンター等が変わっていくのか、そのような形で負担軽減という形が具体的に取られていくのか、この辺の見通しを教えてください。

○鷹箸保健予防課長 COCOAの対応ですが、現在は、今委員ご指摘のとおり、品川区民であれば全例品川区の電話相談センターまで電話がかかってくるところですけれども、ちょうど昨日の23区の

課長会で、今後都のほうで一括対応するというような方針を示すべく、各区にこれから調査、アンケート、といいますのは、実は区によって全く検査対応の考え方が違いまして、通知が来ていても、詳しくお話を聞いて、症状がない方については様子を見ましようということで、検査にご案内しない区もありますし、品川区のように、ご不安がある方についてはほぼ全例検査をしましようという区と、実は全くばらばらでございます。要は、これまで区として対応していた内容と、その辺、例えば23区であれば23通りある対応する方法が、都の一括になって全部1つになってしまうと、区民にとって、お一人の方に何度も通知が来ることが実際にありますので、前回と全く違うということが起こり得るために、ここは慎重にしないといけないのだということをちょうど確認をしたところでございます。今後どのような対応になるのか、基本的には区民であれば、区内の医療機関がご協力いただけるかを都に登録して、そこから都のほうで医療機関名をお教えするというような形になるというように考えているところですが、時間外も含めまして、確実な対応をお願いするにはしばらく時間が、開設するまでにもかかりそうだというものが今の現状でございます。

○塚本委員 分かりました。そういった事情があるということで、なかなかやはり一足飛びにいろいろなことが解決していかないというか、何とかしなければということはそれぞれの方が思っているのかもしれませんが、こういった事情の中で、本当に現場の方々のご苦労されているのだらうというように推察をいたします。例えばCOCOA1つ取ってみても、陽性者というものは自分で登録して、自分の行動によって、接触があった人に対して通知が行くわけですが、この登録自体が任意だということがあるということで、登録しなければそれっきりというようなところもあるので、やはり多くの方がしっかりとこれを利用していただければ、一定の感染経路不明者に対する感染拡大の防止につながるとは思うのですが、その一方でなかなか登録者、インストールしている人の数もまだまだ足りないでしょうし、というようなことがある中で、この感染経路不明の対策として、これまで区のほうで様々、半年以上にわたってコロナの感染対策を行っていく中で、何か分かってきたことや、あるいは区としてできるようなこと、こういったことが何かあるのであれば教えていただきたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 感染経路が分かっていない方への対応ということでございますが、まず、感染経路はどうして分かるかといいますと、陽性者の方が保健所のほうに、医師から届出があったときに詳しく、発症前14日間、症状がない方については検査以前の14日間の行動について詳しく聞き取ります。14日間というのは、ほとんど覚えていない方も多いわけですが、14日間でその人が誰から感染してきたかということ聞き取ります。また、その2日前からですと、その方が今度は誰かに感染を、うつした、させたのではないかとということも含めて詳しく聞き取りをしております、ここで分かれば感染経路が分かるということなのですけれども、今お話ししたように、14日も前のことだと覚えていない方もかなり多くて、そこでなかなか感染経路が分かってこないという事情もあると思います。

あと一方で、話さないという方もいらっしゃいます。なぜそこまで言わなければいけないのかということで、かなりそのプライバシーの問題といいたしましようか、そのようなことでお話をさせていただけない方もいらっしゃいまして、そこについては、全く顔を見合わせない中での電話だけで、どれだけ信頼関係が保たれるかというところで、看護師あるいは保健師の専門性が問われる部分もあるなというところを日々感じているところでございます。

COCOAに関しましては、先週から、実はその当初から言われておりました、接触がないにもかかわらず通知が来るという、いわゆるそのシステム上のエラーがようやく改善されたと聞いておりまして、

それ以前は、私どもの電話相談の何と4割が一時期、多いときは半分ぐらいがC O C O A通知からの相談という事態がありまして、それでお聞きすると、全く出かけていない日にもかかわらず、その日に接触があったという通知があって、本当に通知のあった人は不安ですし、混乱に陥るという状況もあったのですが、ようやくそれが先週から改善されまして、今現在は、C O C O Aからの電話相談、全体の2割程度まで減ってきているところでございます。

○塚本委員 本来にこういった感染症の中で、不安や恐怖、あるいは、ちょっと今お話がありましたけれども、保身のようなところから、いろいろと現場では大変な対策をされるご苦労があるかと思いますが、とにかくこの感染拡大を最小化するというための戦略的な検査といったことが大事かと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、家庭用生ごみ処理機普及事業で、今家庭にいたることが増えましたということで、家庭のごみが増えているという中で、家庭用生ごみ処理機のこの助成事業、大変に広がっていて、今回の補正予算でも新たな予算計上ということになりました。このコロナのある種特殊な事情の中で需要が伸びているという中でありますけれども、やはり全体として生ごみは減るという、リサイクルというか、ごみ処理事業の中で大事な視点がここにはあると思うので、コロナということに限らず、この1つの契機として恒久化するというか、家庭において生ごみ処理機というものは当たり前のようにあるのだという品川区になっていくような施策を、今、打っていくべき時期にもあるのではないかとも思っておりますので、そういった中で、この処理をした後のかすというか、その残りが、いわゆる堆肥として使えるということで、再利用の可能性があるのです。この堆肥としての利用というものを、区としてうまく回るような形を作って、普通は家庭菜園で使うとか、そのようなことが推奨されていますけれども、より一層この家庭用生ごみ処理機というものが、付加価値のようなもので、家に1個あるといろいろと便利でいいのだという形になるような施策というものをぜひ検討していただきたいと思いますけれども、区のお考えはいかがでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 生ごみ処理機につきましてのお尋ねでございます。処理機につきましては、処理機にかけた部分、10分の1ぐらい減容化されまして、それが堆肥になるということでございます。それをどのように活用するかという視点だと思ってございます。やはり活用の際には、ある程度一定量が集まるというところと、どういった場所でそれを活用するのかというところが課題だというふうに捉えております。いずれにいたしましても、やはり機器の購入の助成を拡大しまして、単なる、何というのですか、生ごみの減量だけではなくて、これが堆肥化できると。そういったところをしっかりとPRしながら、今後の普及に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○塚本委員 ぜひ、今すぐにこのような名案というものはないのかもしれませんが、よく検討していただいて、普及に努めていただきたいと思います。

次に、301ページの商店街活性化事業費の中で、聞きたいことは区内の、主に商店街のキャッシュレス化の状況についてなのですが、今、区内のキャッシュレス化というものはどの程度進んでいるのか、区の支援策というものもあるかと思いますが、その辺の実績等も含めて認識をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街のキャッシュレス化についてのお尋ねでございます。今回ITの関係で助成金を用意したところでございますが、途中から販路拡大支援事業という補正予算を頂戴しまして、そちらがいわゆるキャッシュレスに対応したものということで用意させていただいたのですが、実際にそちらの申請のほうはほとんどないというような状況でございます。キャッシュレスに

については、いわゆる間に入っている会社がキャンペーンなどをやっていて、こういう機器といいますか、キャッシュレスの機器については、ある程度キャンペーンで無料に近いような形でやっているの、そういうところもあるかなと思っています。

ただ一方で、商店街のほうの話を聞きますと、やはり手数料がかなり負担になるというようなことで聞いているところで、なかなか導入に踏み切れないというような形のものを聞いているので、思っているよりは進んでいないというふうに考えているところでございます。

○塚本委員 よくその手数料の話はやはり聞くところでございまして、これが、今キャンペーン中は無料というところがあるわけですが、それが終わってしまえば、もうキャッシュレスもやめてしまおうというようなことを話している店舗もございしますので、そこは1つの焦点というか、どのようにしていくのだというところの話だと思うのですが、経産省の調査などによると、キャッシュレスをすると、売上げというものは大体2%ぐらい平均で上がるというような試算もあるようです。あと対面接客の省力化、お釣りのやり取りなどといったものが省力化するので、その分業務的に効率が上がると、こういう面でメリットがあるわけですが、今後のキャッシュレスの推進について、ちょっともう時間がないので要望で終わるのですが、ぜひ商店街としてのキャッシュレス化というものも1つの今後の大事な施策だと思しますので、推進のほうよろしく願いいたします。

○あくつ委員長 次に、西本委員。

○西本委員 281ページの感染症対策、コロナウイルスに関して、まずお聞きしますが、今までの議論の中でも、東京都の連携というところ、情報がどのような流れになっているのか。たしか2月ぐらいのときの総務委員会で私は質問したのですが、品川区の情報、感染情報が品川区には来ていないのです。東京都のほうに直接行ってしまっていて情報が来ないというような現状がありました。その後、4月ぐらいから市区町村の感染症の数が出てきたわけですが、今、情報共有というのは、東京都、品川区、それが同じレベルで持っている状況なのか、さらに言うと、品川区の情報というものは、感染予防対策にとっては非常に大切な情報が入っていると思うのです。それを、今後は予防という観点からいうと、いろいろな対策に使えるのではないかと考えているのですが、その情報の使い方というか、見方というか、分析はどうされていますでしょうか。また、保健所のほうの人員は大丈夫ですか。これから増えてくるのか、減ってくるのか、よく分かりませんが、その対応はできているのでしょうかということです。

次に、271ページのかかりつけ医についてですが、まず発熱すれば、かかりつけ医を決めていけば、そのお医者さんに相談をして、熱があるのだけれどもということで相談できると思うのですが、かかりつけ医を持たない方々もたくさんいるわけで、何件か、発熱したのだが、どこで診てもらっていいか分からない。そして五、六軒電話をしたのだけれども、受診をさせていただけなかったというたらい回しがかなりあったのです。今、そのようなことはありませんよね。要はPCR検査、本当に必要な人には迅速に検査をしていただきたいのです。それがそのような形になっているのか、なっていないのか、その情報はどこまで周知しているのでしょうか。それから医師会との関係性は、協力体制がどこまでできているのでしょうか。そして発熱外来ということで、今後冬にかけてインフルエンザ等々ありますので、発熱外来という形で準備をしている病院もあります。ただ、されていない病院もあります。その辺の情報を、やはり、区民の方に教えていく、知らせるということは必要なことではないかと思いますが、その体制を教えてください。

まとめてちょっと聞いてしまいます。297ページのコワーキングスペース整備、テレワークがもう

当たり前の社会になってきているのですけれども、やはり自宅で仕事をするという環境がなかなか難しいと思うのです。そうなった場合に、このコワーキングスペースというものを品川区はかねてからいろいろとやっておりますので、それを拡大してはどうかと思います。また、以前はカラオケ店などでコワーキングスペース的な使い方、テレワークの用途として開放しているという話もありましたので、そのようなことを利用して、テレワークをされている方々への支援というものは、やはり少ししていただいたほうがいいのかなと思いますが、そのお考えをお聞きます。

それから301ページ、295ページのほうにあります商店街、それから中小企業、倒産がどのぐらいいあって、どのような商店街、中小企業、品川区内の状況はどれだけ把握されていて、これから必要な支援はどのように考えているのかお聞きます。

○鷹箸保健予防課長 まず、コロナウイルス感染症の患者の情報についてですけれども、診断をした医師が、その医療機関が所在する所在地の保健所に届出を出しまして、その情報を都に我々のほうは報告をします。それがまた都から国に行って全体が集約されるという、そのような形になっております。先ほど別の委員にも答弁しましたが、所在地主義ですので、例えば品川区民であっても、隣の自治体の医療機関を受診した場合にはそちらに情報が上がり、そこから都に情報が行きます。また、入院している患者については、住所地がどこであろうと、病院所在地の保健所に届出が来ますので、我々が把握しているのは、あくまでも診断した時点で品川区にいる方の患者数ということになります。この情報の連携ができてないということではなくて、HER-SYSの前のNESIDのときでもその考え方は同じで、逆に品川区民でも、区外の病院ですべて治療している方の場合には、最後まで品川区が把握しないということも十分あり得ます。以上になります。

人員についてですが、東京都からの応援派遣職員ですとか、その他の区独自の派遣看護師なども含めまして、今総勢、当初の常勤の数よりも、事務職で5名増、それから会計年度任用職員も8月から3名増、それから派遣の看護師については、ちょうど一昨日より19名増ということで、大幅な人数増によって現在対応しておりますが、これからまた感染者は増えそうな状況の中で、連携してやっていきたいというふうに考えております。

また、発熱した患者については、基本的にはかかりつけ医ということになってございますが、特に今後、インフルエンザとコロナウイルスの初めの症状はほとんど区別がつかないということで、東京都のほうが発熱した患者について、かかりつけ医を持たない方についても、的確な診療あるいは必要な場合の検査につながるような仕組みを、今ちょうどつくっているところでございます。また、それについては当然医師会とも連携しながら、日本医師会、東京都医師会も含めて、この仕組みをしっかりとつくっていくというふうになってございます。その中には、今委員のお言葉にありました発熱外来、発熱をした方が、自分がどこに行ったらいいのかというようなことで混乱が起きないように、心配が起きないようにシステムになるというところで、今話を聞いて、一緒につくっていく予定になってございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず、いわゆるテレワークに伴うコワーキングスペースの普及といえますか、そのようなところかと思います。区立といたしまして、いわゆる産業支援交流施設、SHIPのほうでコワーキングスペースを運営させていただいているのと、あとここ数年、武蔵小山のほうでもコワーキングスペースという形で設けさせていただいているところでございます。SHIPのほうは、まだ4月以降、さすがにやはりこのような状況ですので、会員が増えているような状況でございます。まだ、もう少し入る余裕はございますので、そういう部分を使っていただきたいのと、あとカラオケ店などという部分につきましては、ちょっとまだ現状のどれだけコワーキング、逆に言ううちのほうで

もまだ余裕があるというところもありますので、そのような部分については、今後また推移を見守っていきたいと思っております。

それから倒産の数字でございますけれども、ちょっと今数字を持ち合わせていないのですが、昨年よりは減少しているというところでございます。全国的に見ても、ほぼ30件台ぐらいで少ない数字だというふうに聞いております。こちらはいわゆる融資のあっせん制度で、私ども区のほうでもそうですが、国や都につきましても制度融資等がかなり充実しているということで、倒産については一定程度回避されているというふうな形で考えているところでございます。

○西本委員 やはり情報というものが、私はどうしても理解できないのが、品川区にとってという、分かるのです、感染したところの集約は分かるのです。感染したところ、いろいろ東京都、品川区内の集約は分かるのですけれども、その品川区の実態がどこまで把握し切れているのか、要するに、どのような形で感染が広がっていて、感染予防をどのようにしていったらいいのかというようなものが、いろいろな情報があるわけだから、その情報を使って区民の方々に伝えて、例えばクラスター、このような原因があるから、このような要素があるから注意してくださいとか、今は、今朝もそうですが、どこどこ中学校でありました。小学校でこうでした。分かりました、それは。そこでクラスターが出ました、分かりました。でも、ではなぜそのような状況になったのですかというような分析は、やはり知らせていくべきなのではないでしょうか。そうすると注意喚起ができますよね。そのような分析の方法が、もうそろそろ必要なのではないのでしょうかということをちょっとお聞きしたかったので、もう一度お願いします。

発熱外来、これは本当に早く整備していただきたいと、非常に期待を持ちました。よろしくお願いします。

そしてSHIPの件もありますけれども、要は、SHIPはSHIPで分かるのです。でも、このような使い方もありますという形を紹介してあげたら、もっと助かる人がいるのではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

そして融資あっ旋は、もう今は大体それで守られているのですけれども、でもこれから先、もっと大変なことになります。もっと大変なことになります。なので、そこを含めて今後の展開を、支援策を考えていただきたいと思います。そうですね。感染対策として、情報提供をよろしくお願いします。

○あくつ委員長 答弁の時間を考慮しての質問をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 今、週1回公表しておりますが、その中で分かりやすい報告に変えていきたいと思えます。

○あくつ委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは281ページ、食品衛生について、269ページ、健康推進費の中の職員給与費に関連した保健師について、また、産経費のところ、301ページ、空き店舗活用支援事業についてお伺いをいたします。

まずは281ページの食品衛生についてでございます。こちら、会計決算審査意見書の43ページのところで、当初予算比で52.0%でございました。まず、こちら当初予算比で半分ほどに減りました要因、そしてそれに対する評価について教えていただければと思います。

○鈴木生活衛生課長 ご質問の生活衛生費の執行残についてでございますが、大きく2つの原因がございます。1つは、食品衛生法が改正されまして、それに伴うHACCPの指導等に関する非常勤の方、これを5名募集をかけて勤務していただく予定だったのですが、全国的な需要、それから法改正だけで

はなくて、オリンピックのほうでも非常勤食品衛生監視員の募集が増えたことがありまして、予定の5名が実際には2名しか確保できなかったということがあります。そのため、非常勤の方の報酬や共済費等の経費を使わなかった部分が1つあります。

もう一つは検査の委託費でございますが、これは食中毒が発生したときに、検査機関に検査を委託しております。これにつきましては、その年度によりまして、発生件数、それから食中毒の原因、ノロウイルスなどの場合には患者数も感染が広く広がり、多くなるのですが、アニサキスのような場合には寄生虫ですので、基本的には1人だけというような状況がありまして、毎年大きく変動するものがあります。昨年度に関しましては、その検査の件数が少なかったということで、この2つから執行率が下がってしまったということでございます。

○小芝委員 その幾つかある要因の中で、食中毒の件数が減ったという話を伺いまして、それならば執行率の低さというものも喜ばしいことであるとは思いますが。かつては死亡事故に発展し、裁判となりました事例もございます食中毒は、毎年の夏になればニュースになりますが、今年に至っては少ない印象を受けました。菌による食中毒は夏に多く、ウイルスによる食中毒は冬に多いと、農林水産省のホームページでも食中毒の原因を主に2つに分類して注意を呼びかけております。そこでお聞きしますが、近年におきます、この食中毒の件数の推移、また、その特徴について教えていただければと思います。

○鈴木生活衛生課長 品川区における食中毒の傾向でございますが、この5年ほどの経過で申し上げますと、大体件数としては年間数件から10件を超える程度というところで変動しております。主な内容としましては、年度によってかなりばらつきがございます。先ほど申し上げましたように、昨年度に関しては、アニサキスが一昨年から増えてきたのですが、それが引き続きありました。それからカンピロバクターによるもの、このようなもので、患者数としては昨年は31名でした。一昨年に関してはまた特徴が違いまして、アニサキスも多かったのですが、ノロウイルスによる食中毒がありましたので、患者数は65人というふうに大きく増えた年でございました。ただ年度によって、また時期によって、状況は変わっておりますが、先ほどの予算も含めて、多くの事例が発生してしまった場合にも十分な対応ができるように予算措置を取っているところでございます。

○小芝委員 今年度特にコロナウイルスの影響もありまして、一層の感染防止の徹底がなされているため、この食中毒被害が今後またより少なくなることを期待しておりますが、一方で、テイクアウトがこれほどまでに需要が伸びた年もこれまでになかったと思います。対面の食事による感染を防ぐため、また、食品を扱うお店の経済、そして地域経済が復活するためにも、テイクアウトは両方のメリットを追求する新しい食の在り方であると考えておりますが、一方で、帰宅してから時間が経ってこのテイクアウトした料理を食べると、場合によっては、今度はまた食中毒の心配があるわけでございます。今年について、そういったことで食中毒になられたような方というのは、例年に比べて多かったのでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 まず、テイクアウトに関する食の需要の伸びでございますが、やはりこのコロナの関係で、今まで通常の飲食店の許可を取られている事業者の方が、テイクアウト用の許可を取りに来るケース、またはそのご相談に来るケースが非常に増えております。それから、実際のテイクアウトの食事による中毒でございますが、幸いなことにテイクアウトの食事を原因とする食中毒、今年度に関しましては、ままだしか1件か2件程度ということで、それほど多く発生していないということが現状でございます。

○小芝委員 これまでとは違う新しい食生活の中で、食中毒の予防をはじめとした食品衛生の指導な

どは、時代の急速な変化に対応しなければならなくなると思います。引き続き、区民の食の安全とともに、区民の健康に寄与されますことを強く願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、職員給与費に関連して、保健師についてお伺いをいたします。特にコロナ禍の中で、最前線に立たされています医療の方々、とりわけ保健師についての新聞報道が先日ございました。保健師1人が対応する患者の数は自治体によって様々であることが、この新聞報道で分かりました。新聞に書かれていました品川区の統計が少し古かったのですが、昨年の2019年、5月の時点の在職されていた常勤の保健師の数が、およそ品川区では44名、感染者数21人につき1人の保健師の方が対応されてというような統計でございました。そこでまず確認でございますが、現時点での、品川区におけます常勤の保健師の方は、何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○高山健康課長 福祉部と健康推進部を合わせまして、43名と記憶しております。

○小芝委員 保健師はそれぞれ本来の持ち場で働かれていると思うのですが、本来の業務をこなしつつ、一方でコロナにも対応されているという状況なのでしょうか。その辺りのところを教えてください。

○鷹箸保健予防課長 コロナに対応しているのは常勤の保健師で、保健予防課感染症対策係の保健師になります。その人数、4名でございますが、そこに会計年度任用職員としての保健師が8月から3名増員され、職員としては、その7名です。それ以外に、電話相談あるいはその他の個別のコロナ対応業務ということで、現在派遣の看護師にこの業務は担っていただいております、その人数が25名になります。

○小芝委員 ちょっと時間が押していますので、産業経済費のほうに移ります。

301ページの空き店舗活用支援事業でございます。区の会計決算審査意見書にも載っておりますが、こちらのほうは対当初予算比で11.8%と、特に執行率の低い事業となっております。空き店舗解消と集客力向上を図るために、品川区では商店街が実施する事業を支援し、商店街の活性化を図るため、チャレンジマート事業助成金と空き店舗解消支援事業に取り組みされておるわけでございますが、令和元年度におけますそれぞれの事業についての取組みと、その取組みの結果の評価についてお教え願ひます。

○遠藤商業・ものづくり課長 空き店舗活用支援事業についての、執行率等も含めましてのお尋ねでございます。こちらは大きく2つの事業ございまして、チャレンジマート事業と、それから空き店舗解消支援事業というものでございます。チャレンジマート事業につきましては、いわゆる空き店舗があったときに、そこに商店街のほうで、あるいは魅力のある個店をやるというような場合に、東京都の補助金、東京都が3分の1、区が3分の1という形で補助いたしまして、それぞれの店舗を運営するという形になっているところでございます。

それから、もう1点の空き店舗解消支援事業でございますが、こちらは例えば店舗などでトイレや出入口が1か所しかないというようなときで、いわゆる店舗が住居と兼ねているようなところに対して、それぞれ分離するようなときに補助をいたしまして、店舗部分を貸出しできるようにするというところの事業でございます。こちらの空き店舗解消支援事業につきましては、昨年度につきましては執行がなかったというところで、なかなか難しい状況だというふう認識しているところでございます。

○あくつ委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは281ページ、感染症対策事業、279ページ、自殺予防対策事業、297ページ、サポしながわ支援事業と、品川区シルバー人材センター支援事業をお伺いしたいと思います。

まず、感染症対策事業についてお伺いしますが、これは自宅療養者の対応について、現状をお聞きし

たいと思います。軽症者や無症状者は、原則自治体が借り上げた施設で療養すると認識しております。しかし、療養先の宿泊施設の調整や確保ができない現状、また、小さなお子さんがいらっしゃるご家庭では、自宅を離れられないとか、あるいは高齢者の介護をしているなどの家庭の事情で、自宅療養を希望するケースがあると聞いておりますが、実態はどのような方が、この自宅療養となっていられるのか、それが1点と、また、困難を来している、いわゆるホテルなどの宿泊施設の調整・確保、これは非常に大変だと。この調整も、保健所保健師の方がしてくださっているという状況も伺いますが、そこら辺のご苦労の大変さも少し教えていただければと思います。

○鷹簀保健予防課長 まず自宅療養者でございますが、自宅療養ありきというような報道をよく見かけますけれども、現在でも入院または施設療養が原則でございます。自宅療養はあくまでも、今、委員のご指摘もあったのですが、特別の理由がある場合に限られておりまして、その理由といたしまして、今、委員もご指摘があったところでございますが、先ほどこちと話題になったペットがいるとか、小さいお子さんがいるとか、その他自宅を離れられない特段の理由がある方に限っている状況でございます。

それから施設利用でございますが、現在都内では8つのホテルを東京都が借り上げまして、症状がない方、あるいは非常に軽症な方については、そちらのホテル療養、施設療養に行っているわけですが、こちらにつきましては、東京都が一括調整をしてくれることになっておりまして、どちらのホテルにどなたがといったようなことを、現在区で調整しているといったような事実はございません。

○このんの委員 特別な理由がある方を自宅療養者としているというところが分かりました。この自宅療養者に対して、品川区は6月の補正予算で、自宅療養者へ食材を届ける配食サービスをされているかと思っておりますけれども、これは他の自治体よりも早く実施したというふうに認識しております。これは大変にありがたい事業だと思っております。そこで現状をお聞きますが、10月7日現在まで延べ陽性者数は989人となっておりますけれども、現在の感染者数の中で、自宅療養者となっていられる方の数と、それから食材を配達している配達先の件数など、状況をお知らせいただきたいと思っております。また、どのような食材を配達されているのか、食材の内容、それから療養期間中に何回ほど配達をされているのか、1回で、その療養期間中のものを全部配達されているのか、それとも何回かに分けていらっしゃるのか、その辺を伺いたいのと、それから、どなたが配達をしてくださっているのか、この配達の仕組み、その辺もお伺いしたいと思います。

○鷹簀保健予防課長 まず、自宅療養者の数でございますが、直近のところで、10月3日現在で31名というようになっております。これまで一番多かったのが7月29日で、63名になります。そのお届けしている内容でございますけれども、基本は保存が利くような形の食材で、バランスも考えまして、主食、それからお熱が出ることも考えて、電解質水分ですとか、あとは野菜を召し上がっていただくのが難しいので野菜ジュースなど、主食その他全部、おかず、バランスよく考えてお届けしております。これは保健センターの栄養士の助言なども得て、内容を決めております。その回数でございますが、初めは自宅療養、基本が10日間ということで、10日間分を一遍に、かなりの量になるのですが、お届けしていたのですが、その後発症してから検査をして届出があるまでに実は結構時間がありまして、最終的な自宅療養は大体3日間で終わるとか、あとは、すぐにホテルに入れない場合でも、おおむね3日間ぐらいあればということで、現在は大体3日間分を1セットにしてお届けしている状況で、1人の方に複数回お届けする必要というものは、現在のところまではありません。ですから1回お

届けしております。また、食材とともに、すみません、お尋ねにないのですが、パルスオキシメーターですね。患者の体調を管理するようなものと一緒に配らせていただいております。

どのような形でお届けしているかということでございますが、当初は職員が、本来業務を終わった後にご自宅まで届けに行っておりまして、ちょっと危険な時間帯といいますか、夜11時などに届けるような状況もありまして、それはいかがなものかということで、あと保健予防課以外にも健康課の職員ですとか、皆さんにご協力をいただいて、何とか届けていたのですが、しばらくしてから配送システムをうまく活用するというので、今は民間業者のほうにお願いをして、ただ陽性の方と、例えば配達した業者が会うと、そこで感染が広がるといけませんので、ご自宅の前までお届けをするというような形のお届けするシステムで、現在は連日人数を指定してお願いをしてきちんとお届けする、その日のうちにお届けするというような、うまくシステム化されまして、今は業者に頼っている状況です。活用している状況です。

○こんの委員 よく分かりました。当初は職員の方が配達をされていたという、本当にご苦労だったかと思いますが、でも、感染をされた方にとっては、届けてくださるのは大変にありがたいことだと思いますので、今は配送システムを活用されているということですので、大変な作業でありますけれども、引き続きご対応をお願いしたいと思います。

この配達の件のほかに、8月頃から厚生労働省で、自宅療養者の対象要件というものが少し緩和されて、先ほどは特別な理由のある方ということでありましたけれども、いわゆるホテルなど施設の療養が困難である人を、自宅療養を可としたということで、でもこうしたことで、療養先の調整業務、これは東京都のほうがやってくださっているということですが、この対応も大変だと思います。その中で東京都が、無症状者や軽症者の感染者がペットを飼われている場合の、ペット同伴の滞在ができる宿泊施設を150床新たに用意して、来週10月12日から受入れを開始するというのを聞いております。その1つは、品川区の船の科学館の敷地内に整備した災害危機サポートセンターというようにお聞きしているのですが、この件について、この場所を選ばれたのはなぜなのか、もし経緯が分かれば、その辺を参考までにお伺いしたいのと、また、入所対象要件、これについて、また、いわゆるペットと同伴けれども、その同伴をするにも要件があるのか、その辺の調整、入所の流れの概要などもご説明ください。

○鷹箸保健予防課長 ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになるのですが、自宅療養が今に至るまで認められているわけではいまだにありません。基本はもう入院か、施設かです。ですが、その特別な理由の場合で、ご本人が絶対に行けないというときには、仕方がないので自宅でもという話です。基本は、指定感染症である限りは、感染拡大防止のために入院か施設という基本は、今のところまだ変わっておりません。

ペットを連れてということは、確かに来週からということなのですが、その船の科学館の駐車場というのは、周りにあまり住居がないということで選ばれたというように聞いておりますけれども、施設を作ったのは、先ほど他の委員のご質問にお答えしたのですが、その土地を選定して施設を作ったのは日本財団でございますが、それはどういう経緯かということは特段こちらに示されておきませんが、その施設そのものを無料で東京都が借り上げて、来週から運用するというふうに聞いております。条件というのは、ちょっとまだ今後の調整の中身について細かくは示されていないところですが、来週の月曜日からということですので、日曜日に発生届があった人から対象になるというふうに考えているので、この後細かく示されると思いますが、基本は大型犬は無理なので、ケージに入って、そのケージも自分で用意するというような形で、今は聞いているところです。あとは当然ですけれども、ペットの食べ物

まで都のほうで準備するわけではございませんので、それをマックス10日間分は自分で用意してくるようにといったところまでが、今、保健所のほうに示されておりますが、ペットによって条件が違うと思いますので、今後、例えばこの時間あたりに既に示されているのではないかなと思うところでございます。

○こんの委員 よく分かりました。できれば、やはり感染者にとっては、ゆっくり療養していただくためには施設だということで、ペット同伴についても東京都のほうで用意をするという動きもありますが、これからも引き続き、まだまだこのコロナの対応はお願いしなくてはならないところですので、引き続きこの業務も、何とぞよろしくお願いいたします。

次に行きます。自殺予防対策ですけれども、こちらは品川区として、この自殺予防対策として、自殺対策計画を策定していると思いますが、その中に自殺リスクを低減させる取組みとして、相談の業務があると思いますけれども、その相談業務の中に、保健師などという方が受ける相談と、それから専門の医者が受ける相談と、様々相談窓口があると思います。それは、例えば専門医の方の相談が月に1回というような回数なのですが、それは果たして足りているのでしょうか。ちょっと感覚的なことで恐縮なのですが、もう少しその回数というものはあったほうがいいのではないかと、相談に来られる方が相談しやすいように、その辺の体制はどうなのだろうかというところを1点お聞きしたいと思います。

○榎本荏原保健センター所長 精神保健相談ということで、専門医の方にいらしていただいて行っている相談のことなのですが、精神保健相談とうつ系のご相談と児童思春期など、ちょっと種類はあるのですが、それぞれ精神科の先生にいらしていただいておりますので、それぞれの来ていただいている先生に1回あたり3枠ぐらいは相談ができるようになっておりますので、各保健センターで毎月最大9件から12件ぐらいまでのご相談は応じられるという体制を取っております。

○こんの委員 その専門医の先生の相談窓口のほかに、いわゆる保健師のところでも、その専門というか、精神保健の先生が携わってくれていると。分かりました。ここに相談をされる方というのは、ご家族の方、ご本人というふうに想像するわけですが、例えば、全く医療にかかっていない方をつなげるという作業があると思うのですが、相談を受けた後に医療にかかって、医療にかかったら、その医療とご本人あるいは家族の方で、それが、何でしょう、自殺予防、いわゆる心のケアというように流れていくのでしょうか。それとも医療につなげたけれども、アウトリーチとして関わった保健師が、その後も追っていきながら見守っていく体制となっているのでしょうか。その辺を教えてください。

○榎本荏原保健センター所長 保健センターのほうに心の相談という形で入っていらっしゃる方々の相談、いろいろなご相談をお受けしている中で、すぐに受診をしたいのでクリニックなどを教えてほしいというご希望のある方は、そのまま受診をお勧めする場合もございますし、こちらの専門医相談のほうにいらしゃいまして、まずは見立てというのですか、その方、ご家族だったり、ご本人だったりなのですが、今の状態を専門医に見立ててほしいということでのご相談に入ることもありますし、当然その後いかがでしたかということで、保健師や心理職のほうでフォローをしていくという体制になっております。

○こんの委員 フォローしてくださっている体制があるということは分かりました。それでも保健師はほかの業務も大変に業務が多い中で、このアウトリーチはどこまでいってもというか、1回、2回で終わる話ではないと想像するところだと、やはり保健師の確保というのは、これからもこういう対応には、保健師の確保というものは大事だなと思っております。その辺は要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは271ページの健康づくり支援事業からの質問を致します。

271ページの一番上でありますけれども、各種健康塾、1,008万円余からです。人生90年から100年と言われている現在でありますけれども、何の努力もなくして健康でいられるということは、あまり例を見ないことだと思います。長寿の方々は、健康に対して何かを行っています。人それぞれですが、散歩やランニング、体操教室や趣味など、いろいろな健康方法がありますけれども、本区では区民の健康づくりのための事業、60歳以上の方を対象に区内23か所、46教室、シルバーセンターや区民集会所を会場にして、週に1回、午前中の1時間の健康体操を実施しておりますが、お聞きを致します。この教室は、1会場1コースにつき定員25名程度、46教室ですから、会場の広さでも異なりますけれども、計算しますとざっと1,150人近くになります。区内60歳以上の中で、この健康塾に参加されている割合は、これでよいとお考えでしょうか。それとも、会員をもっともっと集めるべきと考えているのでしょうか、お聞かせをください。

○高山健康課長 健康塾のお尋ねです。この人数が適正かどうかという点に関しましては、これは通常ですと6か月の活動期間がございまして、募集をいたしまして、抽選の後参加者が決定するという中では、おおむね募集数を大体1割ぐらい上回る数の方に応募いただいて、参加者を決定していますので、その関係でいえば、多くの方にご辞退いただいているというような状況はありませんので、人数規模としてはまず適正かと思っております。また、会場の都合などもございまして、これ以上多くの参加者の人数の積み増しということもなかなか困難な状況もございしますので、実施の事業の規模としては適正と考えております。

○木村委員 健康塾は同じような年代が集まるわけですから、話に花が咲き、健康づくりに拍車がかかるわけであります。高齢者には大変居心地のよいところになると思います。何らかの形で、この規模を大きくすることはもう、今の答弁にもありましたけれども、あんまりしたくないというような、これ以上はもう無理だというようなことでありますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○高山健康課長 今、会場として使用している場所は、委員がご紹介になられましたシルバーセンターや、あるいは地域センターの集会室などを使っているところでございます。仮にこの会場数を増やすとなると、既存の団体にもある程度我慢をいただく必要もあるといったこと、それから実際にこの事業運営をお願いしておりますトリム体操連盟のほうに、さらなる負担をお願いしなくてはならないといった事情もございまして、会場規模として、マンパワーの点からも、おおむねこの規模が適正規模というふうに考えているところでございます。

○木村委員 今度は277ページの上から9番目にありますけれども、9行目にあります「20歳からの健康診査」、1,947万円余からの質問をいたします。

「20歳からの健康診査」とありますけれども、二十歳といえば、例外もありますが、健康そのものという印象が強いのですけれども、なぜこの二十歳からになったのでしょうか。また、20代にはどのような病気が考えられているのか、お聞かせをください。

○高山健康課長 「20歳からの健康診査」のお尋ねです。まず、なぜこの、いわゆる健康世代といえますか、このような若い世代を対象にしたかという点でございまして。生活習慣が大きく変化する時期、就職などで大きく周辺環境が変わるというその時期に、早期の病気発見といったところを目的としておりまして、若年期からの生活習慣病予防の機運を高めるといった、そのような将来に向けた、そうした予防的な効果も期待できるところでございまして。

この世代に特に生活習慣病などで大きく懸念されるような所見はないというふうには考えております

が、早くからこのような、1年に1回ご自身の健康と向き合うという、そうした契機として、この健康診査のほうを活用いただければと考えております。

○木村委員 私たちの頃にはそのようなことほとんどなかったわけでありませけれども、時代は変わった、大きく変わっていくなということを実感いたしました。

次に、279ページの中段より下にありますが、こころの健康づくり事業からの質問をいたします。

私たちは日々何らかのストレスと向き合いながら生活していますが、ストレスへの対応が困難になると心身のバランスを崩してしまい、心の病気を生じることがあります。誰にも話せない悩みや、眠れない夜を過ごすことは大変つらいことであります。2019年の全国の自殺者数は、2018年より671人減の2万1,609人、そして2020年8月までの自殺者が、前年比で約250名増えているという報道もありました。本区、品川区では、平成19年度より自殺予防連絡会が、自殺予防啓発やネットワークづくり、相談体制の充実等に取り組んでこられました。本区の自殺者数は減少傾向にありますが、毎年60人前後と言われております。お聞きをいたします。さらなる自殺者減少に向けた取り組みの強化とありますが、この取り組みの強化とはどのようなことでしょうか。お聞かせをください。

○鷹箸保健予防課長 今、委員ご指摘いただきました、おかげさまで昨年度、自殺対策基本法に基づく品川区の自殺対策計画「～みんなで支えあういのちの輪～」を策定したところでございます。その対策の強化につきましては、目に見えてすぐ効果的な対策というものは実際には難しいところですが、特に今年については、コロナの問題を背景に、経済的あるいはその閉塞感から自殺者が増えるということが想定されている中で、例えばこれまで子どもたちが対象でしたSOSカード、今般初めて大人を対象としたものを作成いたしまして、CSR協議会の皆様方のご協力も得て、駅のトイレに置いたり、商業施設のトイレなど、区内のいろいろなところに置いていただいております。特に大井競馬場のトイレに置かせていただいたものは、何と1週間ですぐなくなったということで、すぐ追加の依頼がありまして、お届けしたところでございます。

○木村委員 いろいろな相談があり、大変な対応に苦慮されていることと思いますけれども、親切に対応をして多くの命を救ってきたと思いますが、これからも、今以上にこの苦労があると思いますけれども、これからの事業成功には何が必要とお考えでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 今後の新たな取り組みでございますが、先ほどの繰り返しになる部分もありますけれども、これまでやってきたものを、普及啓発であればより具体的かつ区民の皆さんの身近なところで展開していく、今回の計画では、区内の、例えば医師会、歯科医師会の先生方のところでちょっとした変化に気づいていただく、あるいは商店街等も含めて、ちょっとした変化に身の回りの人に気づいていただく、そのためのゲートキーパー研修の強化、そういったものを取り組んでおりまして、コロナ対応で少し取り組みの始まりが遅れたところもございますが、なお一層しっかりと、年度後半で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○木村委員 本当にせっかく生をうけて、この世の中に生まれてきたわけでありませから、まだまだ、人間にはやるのが十分にあると思います。ぜひとも皆さんの力で、1人でも多くの方をお救いいただきますようお願いをして、質問を終わります。

○あくつ委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は269ページ、職員の人事について、274ページ、保健予防についてお聞きしま

す。

まず職員人事のほうですが、3月の予算特別委員会はそれでよかったと思うのですが、今回も負担軽減ということで、大変職員の皆さんは多忙な、お忙しい思いをしていると思います。ならば、なぜ人をもっと増やさないのか。足りないわけでしょう。これは議会で止めているわけではないです。やはり職員の皆さんをどんどん増やしてもらって、働き方改革というものは品川区でも言っているはずですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

そして保健予防ですが、品川区は、コロナウイルス感染症拡大防止策を公表していますけれども、もうあれから、発症してから国内で7か月以上経っています。感染予防の指針はそのまま変わらないですが、行動制限は緩和に向かっています。そして行動制限の一部は緩和をしておりますが、コロナとは別の病気にかかり、健康を損ねている方が増えています。外出もいまだに控えて、買物や病院へ行きにくい、お友達とも会いにくい、持病が悪化したり、健康な方も体調を崩しています。足腰が弱ったり、気力が弱ったり、認知症の方も増えていると聞いています。コロナ感染症による発病者や死亡者を守ることも必要ですが、その一方で、コロナが原因ではなくて、外出自粛などの規制により、患者や関連死の方が増えている、増え続けている、このような現状についてどう思われているのか、ちょっとその辺のご見解をお聞かせください。

○黒田人事課長 職員数のお尋ねでございますが、いわゆる常勤の職員につきましては、採用試験を前年度に行いまして、そちらのほうで特別区全体で採用活動を行っているというところでは、急遽繁忙となった時に採用数を増やすということは難しい状況でございますので、先ほどの質疑の中でありましたとおり、特に医療職につきましては、大量の職員の確保というものが難しい状況でございますので、人材派遣等を活用しながら対応しているといったところでございます。

○鷹箸保健予防課長 コロナ感染の拡大をきっかけに、受診控えによる、その他の疾患が悪化される方が多いのではないかとございまして、医師会等の先生方、あるいは病院の先生方との話し合いの中で、確かに受診者の、総数といいますか、大変減っているというお話は聞いております。特に慢性疾患につきましては、例えばお薬がなくなってしまうなど非常に大きな問題にもつながり、それはもともとの持病を悪化させるきっかけになっているというお話も大変、特に歯科医の先生方との話し合いの中で聞いています。ただ、一方で外に出るのが怖くて受診できない、お薬がなくなってしまう、どうしようということについては、いわゆるリモート診療というのでしょうか、電話での再診扱いにして、お薬については近所の薬局がその患者のお宅まで届けてくださるという、これまで制度はあったのですが、あまり使われていなかったものが、このコロナをきっかけに、薬局の薬を届けていただくシステムが随分成り立ってきているので、まずはそのようなものをご活用いただくことも1つかなと思います。ただ、慢性疾患の方については、開業医の先生等に通っていただいて、そこで顔を見て、話して、そこで安心をしていただくということも本来は必要というふうに十分考えておりますので、これまで進めてきましたかかりつけ医の推進、そういったものも含めて、早く普通に受診できるような時期になればいいかなとは思っているところです。

○須貝委員 人事については深く入れないので、一応意見だけ言わせていただきますけれども、人が足りないならば、やはりいろいろ、恐らく様々な案件が出てきていると思います。それは都との折衝、国との折衝、ならば、やはり人事に対しては余裕のある職員配置、これは当たり前のことだと私は思います。どのような企業でも。それが毎回このように、なかなか出にくいのですということは、私はちょっと人事の怠慢ではないかと思います。そして、今私のお聞きしたのは、片やコロナ、コロナで、

そちらのほうに力を集中しているのは分かります。でも、区民は皆さん平等ではないですか。やはりご高齢者、かかっていない、罹患されていない方もいらっしゃる。だったら、そのような人たちのほうに、片一方でそのような人たちが増えている。それだったら何か保健衛生の根幹として、私はおかしいと思うのですが、その辺についてちょっともう1回お聞かせください。片一方は一生懸命守っています。でも片一方は患者が増えて、そして死亡者も増えている。何か矛盾しているように思うのですが、違いますか。

○高山健康課長 保健師の現下における活動領域といいますか、その辺りをちょっと私のほうでご説明させていただきます。

保健師は日々健康づくり推進事業などにも出向きまして、地域における様々な世代の健康についての支援をしていること、また、保健センターにおきましては、日常的な母子保健の業務でありますとか、成人健康の分野もカバーしておりますので、委員がご指摘になるような、感染症対策だけをやっているわけではございません。幅広く、現下におきましても、保健師活動については広がりを見せているといった状況でございます。

○須貝委員 実際にそのような方たちが増えているというならば、何とかそれをフォローして、ほかの区民の方も大切なのですから、何とか人員を増やしてでも対応していただきたいと私は思います。その中で緩和している、今、感染予防の緩和は分かります。様々やっていることは分かります。ただ、コロナ禍で感染症対策が緩和していて、それぞれ制限を少しずつ緩めています。ですが、高齢者の活動の拠点として、ほっと・サロンなどはまだ活動がやはり制限されてできない。それで、前回話が民生費でもありましたけれども、カラオケ、マージャン等もできない。やはりこれは違うと思うのです。この方たちはこれが楽しみで、そして、これが元気になる、気力になる、1つの大きな要素ではないですか。やめるということは簡単です。そうではなくて、どうしたらこの場所でできるのだ、どうしたらこの人たちに楽しんでもらえるのか、どうしたらもっと興味を持ってもらえるのだということを考えるのが、我々の仕事ではないかと思うのです。その辺についてちょっとご見解をお聞かせください。

○高山健康課長 コロナ禍においては、身体活動の活動量が減るでありますとか、あるいは高齢者につきましては、閉じ籠もりがち、引き籠もりがちになるというようなこともございまして、この緊急事態宣言後には、様々な事業を徐々に、感染症対策と両にらみで活動のほうを再開しているところでございます。その中には保健師も関わりながら、例えばフレイルチェックの要素を入れたりとか、そのようなことでふれあい健康塾など、従来からの健康づくり事業を安全性を確保しながら再開しているところでございます。

○須貝委員 やはりせっかく元気になってきた方がいらっしゃいます。その人たちは、その場所に行ってマージャンをやる、カラオケをやる、ではカラオケが全て感染するのか。私はそうではないと思うのです。やはり工夫はあると思いますので、その辺は今度は前向きに、私は考えていただきたいと思います。多くの方が今活動を停止して、家に引き籠もっているということは、これは事実なので、足腰も悪くなる、気力もなくなる、元気がなくなって皆と会えない、このようなことは少しずつでも改善していただきたいと思います。

次に、ソーシャルディスタンスについてお聞きしたいのですが、町田のライブハウス、ここは定員が70名のところなのです。それで京都大学の宮沢准教授が、この70人いっぱいのライブハウスいっぱいまでライブを行いました。それでその先生の指示に従いました。それはソーシャルディスタンスなどはないです。完全にくっついている。だけれども、きちんとマスクをして、すみません、大声を出さな

いでやってください。そのほかに仕掛けはありますが、実際にソーシャルディスタンスというものは、この品川区の感染予防の指針にもありますけれども、これ変えたほうがいいのではないですか。だって実際に矛盾しているのは、毎朝毎晩、通勤通学でいっぱいのところを多くの、何万人、何十万人の人が、いや、何百万人かもしれない、乗っているのに、ではどれだけ感染していますか。実際ないですよ。黙っていて、マスクをして乗っている。ただ、先生もおっしゃっていましたが、超満員は駄目だと言っていました。だけれども、このようなことがあるならば、そのような品川区の感染予防の指針も、やはり何も国に従うのではなくて、皆さんに安心感を持たせる意味でも、改善するところ、変更することはしていかないといけないのではないのですか。このままいったら、本当に品川区中、皆もう縮こまって、生きているだけになってしまいます。買物も行けない、お店にも行けない。お店が駄目なら、きちんとそこを見に行ってください。本当にきちんと換気はできているのか、そしてつい立てはあるのか、そのようなことをやはり区のほうでもやって、衛生上問題ないと。それで感染しにくい。そのようなところをやはり1軒でも作って、まちの中が活気があるように、私はやっていくべきだと思います。あれは駄目、これは駄目、何も駄目、だからじっとしていたほうが良いと。それではやはりおかしいです。それについてご見解をお聞かせください。

○鷹簀保健予防課長 新型コロナウイルスの感染症予防として、3密を避けるということについては、誰も異論がないところだと思ひまして、それに基づいて、区としては区民の皆様にごひ守っていただきたい新しい生活様式ということ、広報あるいはホームページ等で、繰り返しお知らせをしてくているところがございます。あれも駄目、これも駄目といった形で、特段そこを強調して広報などをした記憶は、少なくとも私はございませんで、特に緊急事態宣言の頃は、お店に行くのもなるべく控えるようにといったことはあったかと思いますが、現在は、ただお店に行っても、レジに並ぶのに一定の距離を開けるとか、そういった配慮は必要ですが、かなり今、日常生活のほうは緩和されてきていると思ひますし、また、区民の皆様も自主的にマスクをつけていただけていますし、あとは先に買物する物を決めて、スーパーの中でも必要なものだけ買って帰るとか、その辺かなり区民の方も気をつけていただけておりまして、緊急事態宣言の頃に比べますと、区民生活も随分以前の形に近く戻ってきているのではないかなというふうには私に考えているところになります。

○須貝委員 実際に我々もスーパーに行って買物をします。並んでしまうときはもう目の前、30cmも離れていないです。実際にそれが現実です。そこでコンビニに行くと会計をするとき、1mも離れていないです。20cmか30cm、現実を見てください。現実を。だから、ソーシャルディスタンスはおかしいでしょう。それで、ある公共交通機関に書いてあるのは、バス、電車、タクシーについては、常に1番としてしっかりと換気してください、これで大丈夫ですよ。それから2番目、目と鼻、口は何が何でも触らない、触って口に、またはそのようなところに触れた場合には感染しやすいです。そして、その電車でも、バスでも、タクシーの中でも静かにして、話すならマスクをして、それで話してください。それで、何もそこにソーシャルディスタンスなどをやってしまったら、お店だって、それからライブだって、何かやるときに何もできないではないですか、そういうことも、区民の生活ということも考えてください。そういうところは私は行動指針としてしっかりと直して、少しでも区民に安心感を与えるべきだと思いますが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○鷹簀保健予防課長 繰り返しの答弁になりますが、必要な感染予防をしっかりと保っていただいた上で、可能な限りこれまでどおりの生活していただくということが区の姿勢であり、それは国も推奨していることとございまして、いたずらに全て駄目などということは、決して申し上げるつもりはござい

ません。

○須貝委員 このような宮沢さんという、やはりウイルスの研究者が明言して、断言しているのです。このような人たちの声にも耳を傾けて、いい区政をつくっていただきたいと思います。終わります。

○あくつ委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 279ページのこころの健康づくり事業、精神保健事業費について、また、281ページの難病患者療養支援事業について伺います。

初めに、281ページのほうから伺っていききたいと思います。まずこの事業の概要、内容についてと、また、難病といいますと数多くあるわけですが、難病の数、それから区内にどれくらいいらっしゃるかという毎年の申請状況、それから申請の多い難病というものはどのようなものがあるのかということをお教えてください。

○船木大井保健センター所長 難病患者療養支援事業についてのご質問でございます。難病患者の療養支援事業といたしましては、主に難病の専門講演会、そして療養支援教室、また、理学療法士等によるリハビリ訪問事業などがございます。これらの事業に加えまして、各保健センターの保健師による家庭訪問や電話相談、また、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、必要な個別支援を行っているところでございます。

次に、難病の公費による医療費助成がございしますが、申請件数は、国と都の公費の負担の適用を受けるものと、東京都のみの公費負担の適用を受けるものがございしますが、これらを合わせまして、今年度8月末現在で510件でございます。参考としまして、昨年の総件数が3,980件でございますが、申請件数が減少しておりますのは、何も要件は変わらないのにその更新の期間を延長するためだけの申請という部分が、いわゆる更新のために必要な診断書の取得、このことだけを目的に医療機関を受診するということを避けるために、国のほうから通知がございまして、そのような場合には自動的に期間を1年間延長するというような通知が出されておりますので、申請件数自体は若干減少しているところでございます。

順序が逆になりますが、難病の数といたしましては、国庫補助の対象となる疾病が、令和元年7月1日現在でございしますが、333、都単独補助対象疾病が8疾病でございます。また、主に多い疾病といたしましては、パーキンソン病、それから潰瘍性大腸炎、また、人工透析を必要とする腎不全、こちらなどが挙げられます。

○たけうち委員 いろいろと保健師が、やはり本当にコロナだけではなくて、いろいろなところでお力添えをいただいている中で、患者の支援をしていただいているということでございます。また、難病の数も333、また、申請の多いところでは、パーキンソン、また、潰瘍性大腸炎ということで、この事務事業概要等を見ますと、本当にゼロの、品川区では幸いというか、ゼロの難病もありますし、数の多い少ないはありますが、やはり潰瘍性大腸炎ということで、先般の安倍元総理もこのご病気で退任をされたということになっています。この潰瘍性大腸炎は、比較的若い人に多いと言われております。そういった中で、今様々な支援事業をお聞きしましたが、就労というか、お仕事についての支援のようなものは何かやっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○船木大井保健センター所長 就労支援についてのご質問でございますが、保健センターで直接的に難病の方に特化した就労支援等は行っておりませんが、区での事業ではございませんけれども、例えばハローワーク等では難病患者の就職サポーターの制度ですとか、難病の方を対象とした助成制度も含めまして、各種雇用の支援をしております。具体的にその難病に特化した就労支援の仕組みづくりとい

うものを保健センターでは実施はしてございません。

○たけうち委員 実はちょっと私の近い方がこの潰瘍性大腸炎ということで、それで今大学4年生で、ちょうど来年また就職ということで、非常にこの治療についても、申請から支給認定が下りるまで3か月ぐらいかかるらしくて、1回行くと大体5万円ぐらい費用がかかって、5回ぐらいが1つのクールで、いろいろな治療法があるのでしょうかけれども、1か月で20万円、30万円とかかってしまいう中で、また来年就職、コロナでなかなか厳しい中でまた就職という中で、特にほかの難病ももちろんいろいろとあると思うのですが、比較的若い方に多いこの潰瘍性大腸炎、今、ハローワークでもいろいろなご支援をされているということですからけれども、例えば今、障害者雇用促進法で、特に公務員などでも、一定の割合でこの障害者の方の採用というものを義務づけられております。例えば公務員で、23区の場合には試験に合格した後に面接されると思うのですが、その面接のときに、例えばこういった、難病ということのお話をご本人からあったときに、どのような対応をされているのか、もし分かれば教えてください。

○黒田人事課長 採用時につきましては、特に勤務できる条件としまして、1日の勤務時間が7時間45分で、週38時間45分勤務ができるということが前提での採用試験に応募していただいているというところがございますので、特に個別に病歴について確認するということはございませんが、また採用試験の中でも、そういったところは、病気があるということで採用が不可になるということもございませんので、採用になれば、いわゆる休暇制度等の中で持病を治療しながら勤務いただくということになろうかと思っております。

○たけうち委員 特に難病だからといって、その段階ではねるということはないということで安心したわけですが、実は最近をよく取り上げられる明石市、これは別のところで取り上げられていましたが、明石市では、発達障害や、また難病患者の職員の採用ということで、恐らく全国で初めてで、今もほかであるかどうかちょっと分からないのですが、あえて障害者と併せて発達障害、また、難病患者も採用しますということを打ち出している自治体があります。当然品川区の場合は23区一律ですから、品川区単独でそのようなことはできないことは重々分かっているのですが、先ほどあったように、実質的には難病の方でも、その方の状況に応じて採用される場合もあるということで、これはもう非常にいいことなのですが、やはりそのような方にとって、障害者もそうですけれども、なかなか進んでいませんが、このような難病の方もそういったことが出されることで非常に勇気が湧いてくるのではないかなと思います。これについてはやってくださいということではなくて、どのように感じられるか、ご見解を教えてください。

○黒田人事課長 例えば、ご紹介のありました明石市の職員採用の中では、特別区ではいわゆる障害者を対象とした区分の採用試験を行っておりますが、その中に自立支援医療受給者証をお持ちの方や発達障害に係る医師の診断書を受けている方、障害者総合支援法の対象となる疾病の対象になる方ということを、採用試験の区分に加えているということがございますので、特別区ではそういった対応をしておりますけれども、明石市のほうでも、やはり所定の勤務時間勤務できるということを採用の条件にしておりますので、そういった意味では、特別区の試験につきましては学歴要件等もございませんので、能力のある方が試験を受験していただけて、力を発揮していただければと思っているところでございます。

○たけうち委員 また、ぜひ今後研究・検討、いろいろな方面でそのような方にお会いしたら、そのようなこともあるということをお伝えいただければと思います。これは要望にとどめさせていただきます。

す。

それからこころの健康づくり、精神保健事業ですが、ここには事業名が出ておりませんが、事務事業概要の144ページに警察官通報、また、精神障害者の医療保護入院（区長同意）というものが出ております。この内容について簡単にお知らせいただきたいということと、あと実績というか、状況について、また、一応そのように実績が出ているのですけれども、決算としては出ていないのですが、どこかに入っているのかどうか、もし分かれば教えてください。

○鷹簗保健予防課長 精神保健福祉法に基づく警察官通報、あるいは区長の同意入院についてですけれども、警察官通報につきましては、精神保健福祉法の第23条に自傷他害のおそれがある方については、その発見した地の警察官がその方を保護して通報するという、そういった制度でございます。通報を受けた、その内容は品川区保健所のほうで受理を致しまして、東京都のほうに入院の必要があるかどうかにつきまして、精神保健指定医の診察についての要請をするという事業でございます、これまで平成29年度が68件、平成30年度が79件、令和元年度が91件、対応してございます。その後どうなったかということは、実は一昨年までは全く地元の保健所に連絡がなかったところでございますが、例えばその方が区民であれば、戻ってきた後に保健センターの保健師等が個別の支援が必要ということで、かねてから要望しておりましたところ、一昨年の6月以降、保健所のほうが東京都のほうに連絡をしますと、何年何月の何人のうち、まず診察に至ったかどうか、診察に至った場合にはその方が実際に入院になったかどうかというような情報を全て戻していただくようになりまして、おおむねの割合ですが、通報があったうちの診察に至った方が大体半数、そのうち実際に措置の入院になった方が、全体の50%が診察になって、その38%が措置入院になり、残りの12%は特段入院にならなかったというような大体の割合で、これまで対応してきているところになります。

次の医療保護入院でございますけれども、こちら事業として、こちらの事務事業概要に挙げさせていただいているのは、いわゆる区長同意の入院ということで、入院が必要と思われる方に親族等が一切いられなかった場合に、どなたが身元引受人になるかということと誰もいないので、区長が身元引受人という形になって入院をしていただくという制度でございます。こちらの件数は平成29年度が16件、平成30年度が31件、令和元年度が14件となっております。いずれにいたしましても、この事業といたしますか、この対応は、私どものところだと保健予防課の保健師、あるいは、具体的な入院についての細かな調整について保健センターの保健師が対応しておりまして、常勤の保健師の業務の範囲内でやっておりますので、その予算ですとか、決算の中に個別に出てくる内容にはなってございません。

○たけうち委員 分かりました。最初のほうの警察官通報ですけれども、今あったとおり、今まではなかなか通報はするけれども、区を素通りして、その後フィードバックがないという中で、地域の方がやはり、いろいろなケースがあると思うのですが、やはり区にも情報が来ないということが、要望されて最近、一昨年ですか、変わったということで、非常にいいケースだと思うので、いろいろな方がいて、本当にその情報をやはりどこまで、区がつかんだからといって、地域にそれを提供するのかということ是非常にプライバシーの問題はあると思うのですけれども、1つそれは大きな前進かなと思いますので、またそれを大いに活用していただきたいなと思います。

それから区長同意の医療保護入院ですけれども、保護者等がいない方が、区長が代わってという形になると思うのですが、実際にちょっとご相談を受けているケースだと、保護者がいるのですけれども、例えば保護者、お母さんが90代で、息子がいるのですが、60代後半で、いわゆる9060問題でないのですけれども、その息子のほうがちょっとこう、認知症なのか、アルコール中毒なのか、精神的に

もということで、奇行が目立つという中で、家族としては、もう入院してもらいたいと言っているのですが、本人は病院に行きたくないと。そういった場合には医療保護でも区長同意にはできないわけでしょうけれども、そういった場合には、通常の医療保護入院というものがあると思うのですが、その流れについてはどのようにしていけばいいのか教えてください。

○榎本荏原保健センター所長 医療保護入院につきましては、品川区で毎年300件弱ぐらいの件数になっておりますけれども、保健センターのほうで関わって入院になる場合と、ご家族なりがご本人を連れていってということで、関わりがない方もいらっしゃるかと考えております。その中で、委員のほうからお話がございましたように、なかなかご本人は病気の意識がなく、ご家族の方は非常に症状や病状などから困っていらっしゃるという方もありまして、非常にケース・バイ・ケースの状況ですので、そのご本人の状況で、ご本人ともお会いしてお話しして、あとご家族のご状況もご相談に乗りながら、一番ベストな方法で入院につなげられるかどうかというところを、病院も探しながらやっているという状況でございます。

○たけうち委員 本当に保健師が家まで行って、訪ねていただいて、医者などを連れていっていただけるケースもあるようなので、本当にお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

○あくつ委員長 以上で、第4款衛生費、第1項保健衛生費に係る項目を含む質疑が終了しました。関係理事者の方は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時43分休憩

○午後4時00分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。安藤委員。

○安藤委員 282ページ、環境費から環境学習交流施設、大気汚染調査、羽田新ルートなどについて伺います。

まずは環境学習交流施設です。地球温暖化、気候変動の問題は、巨大台風による災害の激甚化や、酷暑、激暑など、私たち区民の肌感覚でも、改善は待ったなしの課題となっているのではないのでしょうか。事務事業概要によれば、この施設の整備目的について、地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は、世界共通の切迫した課題としてさらなる対策が求められており、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっていますと。こうした社会的な変化に対応し、より効果的に環境保全を促進するためという問題意識を示して、具体的には、体験を通じて楽しみながら環境学習を行うとともに、最新の環境情報の発信ということが機能の1つに掲げられています。まず、当施設における地球温暖化問題、気候変動対策の位置づけについて簡単に伺います。

○堤坂環境課長 (仮称)品川区立環境学習交流施設に関してのお尋ねでございます。こちらについては、主なターゲットとして、第1ターゲットということで未来をつくる子どもたち、これが主に小学校の3年生から6年生、第2ターゲットとして、その子どもたちを支える人たち、大人、保護者の方が中心になるかと思うのですが、その方たちを対象に、主に地球温暖化に対する意識を啓発させていただいて、地球温暖化を少しでも食い止めようということが簡単な狙いでございます。その中で、施設の中で大型映像装置による展示ですとか、あと体験型の展示とか、そのようなところを予定しているところ

ろでございますけれども、そのような体験を通じていただいて、地球温暖化に対する意識、あと環境保全全体に対する意識を向上させていただくという狙いがございます。

○安藤委員 いろいろこの施設については様々な課題もあるとは思っておりますけれども、中身としては、やはり今、子どもがターゲットということもありましたし、あと意識啓発ということもありましたが、やはり何というのですか、この地球温暖化対策に、気候変動の問題に関心を持ってもらうというような中身にしていく必要はあると思っているのです。ここで、ちょっとこの問題を自分の日常に、お子さんなども含めて、引きつけて考えられるのではないかという教材を環境省が昨年作成したので、紹介したいと思います。委員長の許可もいただきまして、iPadに環境省のホームページの抜粋画像を入れましたので、投影いたします。

これは「2100年未来の天気予報」というもので、パリ協定における産業革命以前からの気温上昇を1.5℃に抑える、この温室効果ガス排出削減目標を達成できなかった場合と、達成できた場合にどうなるのかということを、日頃私たちが日々日常で見ている天気予報形式で示した映像資料なのです。夏と冬のバージョンがあり、それぞれ10分程度で非常に短くて見やすいということです。ご覧のように、この夏の日本各地の最高気温が、もう大変なことになっていまして、これは達成できなかった夏の場合なのですけれども、北海道も含めて、なぜか沖縄が一番涼しいということになっていっていますが、沖縄以外は全てで40℃を超えていると。これ、ここにはないのですが、冬の2月の場合でも、最高気温が東京で26.0℃、鹿児島で26.2℃と夏日となっており、夏は米や農業生産への影響ですとか、あるいは冬は雪不足による観光業への打撃や水不足、雪が積もりませんから水不足になると。冬でも熱中症搬送が起こるというようなニュースが流れたり、そして最大瞬間風速每秒90m、そして中心気圧900ヘクトパスカルの、日本をすっぽり半分ぐらい覆ってしまうような超巨大台風など、広範囲に深刻な影響が出ることを、誰もが毎日目にする天気予報報道という形で紹介している映像なのです。ぜひこの気候変動問題とこの対策の必要性を自分に引きつけて考える、いい材料だと思うのですけれども、この映像資料を、環境課に限らないと思うのですが、これからの温暖化対策というところで活用していただくことを提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 環境学習交流施設におきまして、地球温暖化や気候変動に対する対策については、令和4年の4月のオープンに向けて、今運営事業者の候補者等とも打合せを行っている最中でございます。来年度さらにその一歩踏み込んだ本格的な検討を行っていく予定でございます。その中で、今ご紹介いただいた環境省の「2100年未来の天気予報」ですか、これは私も拝見したのですけれども、冬の2月の話ですと、節分の時期に豆がとれない、そのような紹介もしておりまして、非常にショッキングな内容なので、今のお子さんが見てもこれ非常にショックを受けて、現在のお子さんが、これは80年後の話なので、長寿社会ということで、まだ今の小学生の皆さんも生きている時代なのかなと思いますので、このようなものは非常に参考になる内容なので、これは環境省が作った動画でございますが、ほかにも気象庁ですとか、いろいろな団体がいろいろとイメージ動画というのですか、啓発動画というのですか、それを作っているかと思うので、そのようなものもいろいろと検討させていただきながら、施設の中で取り入れられるものは取り入れていきたいと考えてございます。

○安藤委員 本当に人類の死活問題の大事な問題ですので、様々な取組み、啓発などを強めていただきたいと思います。

次に大気汚染調査について伺います。区のホームページを見ますと、区と都が設置した計6か所の測定局の4つの測定項目について、グラフつきの経年的な年間測定結果が見られるのですが、このうち微

小粒子物質PM2.5について3点伺いたいのですけれども、まず、PM2.5を測定している4か所について、環境基準を現在達成できているのか、状況を伺いたいと思います。

2点目は、ホームページから数値を確認しようとする、このPM2.5、すぐに見られない、都のページに飛んでしまうのです。ほかのNO_xやSO₂と同様に、この区のページでまとめて見られるようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

3点目はPM2.5、この区の自排局での測定は行われていないのです。大気環境の改善に取り組む市民団体の皆さんから、大井中央陸橋と平塚橋、この2か所の自排局についても、PM2.5を加えてきめ細かく測定してほしいとの声を伺っていますが、この2か所についてもPM2.5を測定するように求めたいのですけれども、いかがでしょうか。

○堤坂環境課長 まず、PM2.5についての環境基準を満たしているかということでございますが、これは測定箇所4か所とも、直近の数値などを見ていますけれども、環境基準は満たしております。

それから、すぐにこの数値が見られないというお尋ねだったのですが、区内の大気状況「しながわの空」というところがございます、そこをクリックしていただくと、直近の1週間のデータなど、その辺がすぐ見られるようになってございます。ただし、北品川だけは東京都の部分で、ちょっと何かオンラインになっていないということで、ちょっとすぐに見られないような状況になっていますので、その辺は都のほうにリンクしているのかなという部分がございます。

あと自動車排気ガス測定局の部分で、大井中央陸橋と平塚橋の部分でございますけれども、こちらのほうについては、区で設置している部分ではございますが、実際に都の所有地を借りているところで、さらにPM2.5の測定器を作るとなると、またスペースのことでちょっと問題があるということと、あと道路上の測定局ということで場所の課題もあることで、現段階で測定する予定はないというか、現在の4か所で区内を満遍なく測定を行っていると考えさせていただいて、測定する予定はございませんということでございます。

○安藤委員 表示の仕方はぜひ工夫していただきたいと思います。

羽田新ルートによりまして、これまで飛ばなかった飛行機が品川の市街地のど真ん中を頻繁に飛行することになりますよね。それで大気環境の悪化が当然心配されます。航空機からは大量のPM2.5やナノ粒子が排出されて、それは非常に小さいので肺の奥まで入って、呼吸器疾患や肺がん、心疾患の原因になるとされておりまして、アメリカでは毎年450人前後が飛行機の排気ガスで命を落としているということです。直近でいうと、PM2.5は環境基準を満たしているという話でしたが、2015年は未達成だったのです。だんだんよくなってきたなというところで、今度新ルートで飛行機が飛ぶということになりますと、また、これが環境基準を割ってしまうのではないかと本当に心配だと思うのです。騒音測定については区は独自にやっていますが、この騒音測定同様、区もこの大気汚染についての独自調査を強めて、区民への健康被害の影響や、その有無を把握すべきだと思いますが、区の考えはいかがでしょうか。

○堤坂環境課長 微小粒子状物質、いわゆるPM2.5については、その飛行機がもたらす影響というものはあまり関係ないのではないかと、そのようなコメントも出てはおります。それから直近でちょっと見てみたのですけれども、10月2日と10月4日に品川の上空を飛んでいるのでございますが、そのときの数値というものがそのほかの日と比べてもそう大差ないというか、逆に低かったりということで、むしろ、やはりその設置場所からいいますと、自動車の排ガスとか、そちらの影響が大きいということと、飛行機単独の数値というものはなかなかその部分でピックアップすることは難しいの

かなと考えてございます。ということで、先ほども申し上げましたが、これ以上測定する予定はございません。

○安藤委員 自動車に加えて、新たに航空機が加わるということで、全体で影響を受けるのです。だから別に航空機の排気だけということを私は取り立てて測定する必要はなくて、今までの測定をさらに強めていくと。そのような点では、この大気汚染測定箇所を、現在4か所ですよね。ルート直下の地域を漏れなくカバーできていないので、例えば東品川、あるいは五反田、大崎、大井町、立会川の駅周辺などに、これを増やす必要があると思うのです。それで今後測定していったって、その数値が超えた場合、まず増やしてはいかがかということと、そしてこれが増えた場合、そのときに環境基準を超えたという場合、どのような対応をするのかも伺いたいと思います。区民の環境や健康を守る立場から、そのような場合は国に当然新ルートの中止を求めるべきだと思うのですが、区はその考えがあるのかなのか伺います。

○鈴木都市計画課長 大気環境についてでございますが、基本的には、今、環境課長が答弁しましたように、区内、PM2.5については、ルート直下ではございませんけれども、区内でバランスよく測定をしているというところで、上空からの影響については、大気の風向きですとか、そうしたところが様々影響して、ルート直下にそれぞれストレートに落ちるというところではない場合もございますので、そうした意味では、このPM2.5については羽田の担当、所管する我々としても、夕方飛ぶ場合と飛んでいない場合、常にその状況、数値は比較して確認しているところでございます、影響については。それから国のほうでも、空港周辺で、この大気環境調査についてはしっかりと行っていくと。その環境基準が守られているかどうか、しっかりと調査を行っていくということは報告を受けてございますので、その状況もしっかりと注視していきたいというところでございます。

○安藤委員 空港周辺で国はやると言うのですけれども、問題はその国の調査に品川区も入っているのですか。実際に区民が暮らしているところの大気環境がどうなのかということが重要なので、それと増えた場合、超した場合はどうするのかという質問の答弁がないので教えてください。

○鈴木都市計画課長 当然ながら超えた場合は、これは国のほうで責任を持って、これは環境基準ですので、その超えた場合についての対応は、国についてしっかりと求めていくということになろうかと思えます。

○あくつ委員長 次に、松本委員。

○松本委員 本日は301ページ、商店街活性化事業費について、それと303ページ、消費者啓発費について伺います。

まず、商店街活性化事業費のうち、商店街アドバイザー派遣事業助成なのですけれども、こちらは予算段階では65万円計上されていたのですが、決算段階で見ると2万円ということで、相当少なくなっているかと思えます。こちらの事業内容と、ここまで低調となっている理由についてお願いいたします。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街アドバイザー派遣事業でございます。こちらは商店街のほうで、例えばですけれども、専門家の力が必要だというような場合に派遣をさせていただいて、解決に導いていただくというものでございまして、昨年については、そちらのほうのお話があまりなかったというようなところでございます。

○松本委員 これは商店街の課題解決や活性化などというところで、専門家に対する対応をお願いできる、たしか補助率も100%だったかなと思うので、本当はぜひ使っていただければ使っていただきたいなということがありますので、引き続き周知をお願いいたします。

それで活性化ということで少しお伺いしたいのですけれども、今年の6月に国土交通省が、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用の許可基準を緩和するというのが、テラス席の道路占用の許可基準を緩和するというふうな施策を始めました。これの目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するため、都内でも港区と、あと結構ニュースになったのが渋谷区で、渋谷中央街というところで、9月25日から飲食店が道路上でテラス席を設けて営業する渋谷中央街ストリートテラスが始まったということです。東京都のほうも、占用許可基準緩和によるテラス営業支援事業を始めているというふうに伺っております。この国の施策の大切というか、重要な点が、地方公共団体等と連携して申請した場合に、初めて緩和が行われるというふうに伺っております。ですので、これはお店や商店街が単独で申請できるわけではないということです。一方で緩和と言われても、これの通知、通達で出ていることなので、各商店街等でこの行政の通知というものをなかなか、では全部読んでいるかといったら当然読んでいない、どうにかして情報というものは得なければいけないのですが、そう簡単に得られるものではないと思います。

ここまで申し上げて、道路占用の許可自体は、これの所管は土木管理課というふうにはもちろん承知しているのですけれども、この区のウェブサイトを見ますと、手続きフローチャート図もアップされていて、そこでは商業・ものづくり課に意見書の相談をするというようになっている状態。実際問題として、では土木管理課が商店街とそれほど接点があるかといったらそうではなくて、やはり接点があるのは商業・ものづくり課なのだろうなと思います。ただ一方で、この件の議会への報告を見ていますと、建設委員会では行われているのですが、区民委員会のほうでは行われていなかったというところです。これは許可の所管が土木管理課なので、分担の関係上やむを得ないところだと思うのですけれども、一方で気になるのが、商業・ものづくり課のほうでどう動かれたかというところです。建設委員会のほうで報告されている内容を見ますと、8月時点なのですが、やはり許可件数ゼロ件なのです。先ほど申し上げたように、商店街等のほうではなかなか情報が得にくいというような状況があるかと思っています。この施策自体は新型コロナウイルス感染症下で苦境に立たされている飲食店等の支援策なので、やはり行政から積極的に周知を図っていただくのがいいのではないかなと思っています。一方で、これは11月末までの緩和措置なので、実際に冬になると、確かに屋外でということは大変となるので、実はこれまでの、この数か月間の動きというものが大事になったのではないかなと思うのですが、この間商業・ものづくり課のほうでどのように動かれたのか、お願いいたします。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆるお店の前にテラス等を設けてというような話を、基準が緩和されたということでお話を伺いまして、そちらにつきましては、全ての商店街にこのような形の制度が変わったので、検討されているところにつきましては商業・ものづくり課のほうにご相談してくださいというような形でやらせていただいたところでございます。密にならないというところで外でやっているということで、こちらのほうでも申請、お話があるのではないかとこのところ考えていたところですが、結果といたしましては、ちょっとお話のほうはなかったというような状況でございます。

○松本委員 現実には8月段階ではなく、今の段階でもどうやらないということで、ただ一方で、やはり簡単な周知だとなかなか分かっていただけない部分もあるのかなと思います。ほかの区だと、このような場合だったら大丈夫ですよという図を作られたりなどということもありますし、もっとさらに進んで、自治体のほうが積極的にやっていこうというような動きをしているところもあるようです。なので、これ、先ほど11月末までというように申し上げたのですが、各種経済団体、各種というか、経済団体の中にはこれを延長してくれというようなことを国に言っているところもあって、場合によっ

てはこれはまた、1回仮に11月末の段階で終わったとしても、また来年出てくる可能性もありますので、そのためにはより積極的に周知というか、むしろ一緒にやっていきませんかというようなところをやっていただければなというふうにお願いいたします。これは要望です。

次に消費者啓発費のほうなのですけれども、昨年消費者センターのほうが移転されたということで、移転したことによる影響ですね。移転したことによる影響があればお願いいたします。また、過去の答弁で移転に関し、商業・ものづくり課との連携強化という点もあり得るというように挙げられていたかと思うのですけれども、移転から1年経っての連携の現状についてもお願いいたします。

○遠藤商業・ものづくり課長 今回、消費者センターが大井一丁目共同ビルから移転して1年経ったところでございます。結局消費者センターがかなり近いということで、いろいろな形で、警察の方も消費者センターにお見えになったりするので、そのような部分での意見交換などをさせていただいているところでございます。本来であれば、中小企業センターまつりというものが毎年5月に行われているところがありまして、そこにいわゆる消費者の団体などがいろいろなイベントなどを一緒にやって、一体感を持ってということであったのですけれども、今回コロナ禍ということで、残念ながら中止になってしまったところでございますが、引き続きそのような面では連携といいますか、同じ課の中ですので、取っていただければと思っているところでございます。

○松本委員 今連携のところなどということもあって、なかなかイベントも今できないという状況かと思いますが、その一方で、先ほど午前中も話が出たのですが、成年年齢の引下げの点です。18歳になるということで、これからそういった若い人たちをターゲットにした、午前中もあったマルチ商法等の問題が出てくるということはそのとおり、そのとおりというか、あると思うのです。その消費者教育なのですけれども、こちらが結構見ていると、学校側でなかなか消費者教育の時間が確保できないというような声も聞かれるのですが、こちらのほうの取組みの状況をお願いできればと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 私どもでやらせていただいている成年の年齢の引下げに対する取組みということであれば、例えば同じ建物にあります介護福祉専門学校、このようなところに、特に新成人、社会人になろうという方たちに対して啓発用冊子を提供したり、あるいは少し離れますが、小学校低学年を対象に、お金の使い方を学ぶ講座など幅広くやらせていただきまして、青少年問題協議会等にも情報提供させていただいているところでございます。

○松本委員 この問題は午前中も話があったところなのですけれども、マルチ商法というものがとにかく結構若い人たちを中心に、これ、でもよく考えたら、私が小さい頃なども、親の世代などがよくマルチの問題でというものがあったのですけれども、私もそれで、議員になる前なのですが、このマルチまがいのようなところの潜入をしたことがありまして、すごいびっくりしたのですけれども、何かうまくやっているかといったらそうではなくて、コミュニティのようなものを作って、結構寂しい若い人たちをどんどん取り込んでいるというところがあるのです。詐欺などという話自体は、教育することも大事なのですけれども、具体的な手法というか、どのように彼らが取り込んでいっているのかということも、ぜひともこの教育支援の中に取り込んでいただきたい。具体的な手法の部分も取り込んでいただきたいと思うのですが、最後にご答弁をお願いいたします。

○遠藤商業・ものづくり課長 最新のそのような情報については、消費生活相談員に研修等も受けさせていただいておりますので、出前講座等もあります。その部分活用して、周知に努めたいと思います。

○あくつ委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、285ページの航空機騒音調査から、羽田新ルートについて伺いたい

と思います。

午前中の質疑で、区の測定地点の高度、立会小学校で370m、台場小学校で470mという答弁がありました。高度と併せて、横の距離といいますか、ルートの線があると思うのですが、そこからの、この2つの測定地点の距離というものが分かれば、立会小学校と台場小学校の距離を教えてくださいと思います。

○鈴木都市計画課長 区内で設置しております2地点でのルートとの横方向の距離になりますが、台場小学校については、海側のルートから横方向で250m、立会小学校が、内陸部のルートになりますが、横方向で150mという位置関係でございます。

○石田（ち）委員 国の説明では、高度300mでの騒音が直下で80デシベルと、高度450mの直下で76デシベルという説明なのです。この測定地点の2つは、その300mよりも高い地点、そしてルート直下よりも少し離れた地点ということで、区が出されているこの航空機の測定地点の測定結果、これを見ても、離れている、そして高度も高いにもかかわらず、最大で81デシベル、立会小学校は出ています。台場小学校でも、立会小学校よりも高い高度にもかかわらず、81デシベルが最大でも出ているのです。どちらもこの国の説明よりも高い高度で、そしてルートから少し離れているにもかかわらず、このような大きい騒音が出ているのです。それに対して先ほど課長の答弁が、突出して大きい騒音が出たという認識ではないということでした。あまりにも区民の認識とはずれていて驚いたのですけれども、一般質問でも取り上げましたが、住民の声を紹介しました。そして引っ越しを考えるほど耐え難い苦痛を強いているのが、この羽田新ルートだということで、騒音の被害なども紹介してきました。改めて、国の説明よりもうるさい、大きな騒音で飛んでいる状況の区の認識を伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 午前中、騒音測定結果についてご答弁差し上げましたが、基本的に、例えば立会小学校につきましては、当初国のほうは大井町駅付近で80デシベルというところで説明があったかと思います。その測定、高度から比較すると、立会小学校はさらに高度が低いというところの位置関係でございます。それで立会小学校、ご紹介いただいたように80デシベルを超えたものもございましたが、総数としては、4月でいいますと、277の発生回数に対して、80を超えたのが5回という状況で、立会小学校の平均値としては79デシベルというようなところでございます。それから、台場小学校についてはさらに高度が上がるというところで、やはり高度が上がった分、測定値は平均で77.1デシベルというところで、区としての受け止めとして、突出して大きい騒音値、これの実数の騒音値としてはなかったという受け止めでございますが、当然ながら、これは区としてこの数字が、実際の音が、大して音は大きくなかったということを申し上げているわけではございませんで、当然ながら音の受け止め方というものは人それぞれでございます。やはり今までなかった音が、実際に新飛行ルートによって品川区上空にもたらされているわけでございますので、その影響というものは非常に大きいという受け止めでございます。

○石田（ち）委員 音の受け止め方ということでしたけれども、一般質問でも紹介したように、本当に区民の皆さんからは、音で勉強に集中ができない、学力の低下につながるのではないかと、在宅勤務で窓を閉めていても騒音が気になり集中できない、そしてさらには、このような状況だと知っていたなら品川区に住んでいなかったかもしれないと、こういった声まで出されているという状況を紹介したので、やはり区民の実態です。約3時間飛んでいる、その下で感じているその被害というのは、本当に大きなものだと思います。ですので、数字的には突出して大きい騒音が出たという認識ではないということではなくて、これだけの被害を与えているという認識をぜひとも持っていただきたいと

思います。

それでL d e nについても、この間区民の皆さんから、やはりおかしいのではないか、どうしてもおかしいのではないかという声も寄せられております。L d e nは1日の騒音の総量を基に計算した1秒当たりの値ということで、ここにこの品川区の3時間の新ルートの騒音をはめ込めば、騒音規制法としては問題ないというふうにされてしまう。80デシベル以上の轟音が約3時間に、コロナで今減便ですけれども、これが本格運用されれば1時間に最大44機が飛んでくると。それが24時間で押しなべられれば問題なしとされてしまうこと、これが問題ではないかと私も思います。新聞報道では、国交省のある職員が、防音工事助成をしなくても済むよう考え出した方法だと、こうしたことも報道されていますけれども、上空を飛ぶ約3時間は、区民への被害は防げない。このL d e nで問題なしということ自体問題だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 L d e nの考え方につきましては、これは防音工事助成の対象になるかならないかというところに直結してくる数字で、非常に大事な数字だというふうに区としても受け止めているところでございます。しかしながら、このL d e nの考え方につきましては、この新飛行ルートが行われることで初めて示されたものではなくて、やはり日本全国の空港がございまして。住宅街の上空を飛ぶ空港もございまして。そうしたものに対して、防音工事助成というものは日本全国で行われているわけですので、この基本的なところの考え方は今回初めて示されたわけではなくて、このL d e nの考え方というものは従前から示されているわけでございます。区としては、このL d e nの考え方がおかしいというところではなくて、やはりルート直下、影響のある騒音環境について、少しでも軽減になるような取組みを、以前も、これからも求めていくというところでございます。

○石田（ち）委員 やはりこのL d e nが元からあるものだと思いますけれども、これをこの新ルートに当てはめたときに、3時間しか飛んでいないこの状況をわざわざ国が、国交省がつくっているということが問題だと思うのです。L d e nが62デシベル以上になれば防音工事を保障しないといけない。それを避けるために3時間程度にしておけば防音工事もしなくて済む。その程度の考えで、約3時間にわたって80デシベル以上の騒音にさらされる区民の暮らしなど、考えられていないということが明らかではないですか。それで区民の被害の実態から、これは考えるべきだと思います。騒音規制法の問題は回避できたとしても、区民の不安、被害は消えません。L d e nで問題なしとするのはやめるよう国に求めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 国の職員が対象にならないように行ったということがありましたが、それは区として、何か直接お聞きしたことは一切ございませんけれども、基本的にL d e nというものは音の総エネルギーということで、例えば夜間、静かなときに係数を多くして、あるいは実際に飛んでいる時間を考えるという、L d e nの考え方というものはそういうものかなというような区の受け止めてございますが、それによって、今現在区内では対象になるようなところがないということでございましたけれども、これは保育園や学校について拡充が行われたことと同様、区としては、この住宅に対する防音工事助成についても、このL d e nの制度自体がおかしいということではなくて、やはり対象になるような助成制度の拡充というものを、以前も求めてきていますし、今後もしっかりと国のほうには求めていきたいというふうに考えてございます。

○石田（ち）委員 そのL d e nで問題がないということが、この新ルートを解禁した元にもなっているのです。ですので、やはりこうした考えを区から改善させていく、そうした声を区民とともに上げていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次、くにはば委員。

○くにはば委員 順不同に２９９ページ、産学連携推進事業、３０１ページ、商店街振興事業、３０３ページ、商店街国際化推進事業、空き店舗活用支援事業についてお伺いします。

品川区では産学連携推進事業として、区内の産業技術大学院大学等と相互協力と連携強化の包括協定を締結しています。この協定では、品川区と同大学は、産業振興、教育、文化などの政策等における包括的な連携の下、品川区における地域社会の課題解決と同大学の教育・研究機能の向上のため、双方が一層の協力関係を構築し、連携・支援および協力しながら事業を展開していくとの内容になっています。多様性のある視点からの施策は、行政にとっても重要だと思いますので、今後もぜひ連携を強化して、様々な機会を捉えて意見交換を行っていただきたいと思います。

私も区民委員会所属ということでお声かけがあったのですが、この産業技術大学院大学で、品川区の地域活性化、商店街活性化の研究をしている板倉研究室の社会人学生たちと、個人的に面談やＺｏｏｍで情報交換を重ねています。その中で、品川区のＩＴを活用した地域商店街の活性化について、研究、意見交換をしておりますので、その点を質問させていただきます。

現在、商店街振興事業として、商店街ＩＴ導入支援、商店街エリアサポーターの２事業を実施していますが、この２事業について、現状の取組みと今後の方針をお聞かせください。また、五反田バレーと商店街との連携など、現在品川区が考えるＩＴの活用による地域活性化、商店街活性化についての考えと、今後の方針についてお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず、ＩＴの関係でございますけれども、当初助成制度ということで考えていたところでございますが、先ほど言った販路拡大支援事業という形のものに変わりました進めているところで、そちらの事業については一時停止という形にさせていただいているところです。

それからＩＴサポーターの関係でございますけれども、今エリアサポーターと一緒に各地域への、当初ですと本来はエリアサポーター制度というものが１０のモデル地区を選定いたしまして、その課題解決などを支援するという形だったのですが、ちょっとコロナ禍ということで、先ほど言った１０地区に分かれたところで、とにかく情報を届けるという形のものになりまして、ＩＴについてもそれに沿ったような形になっているところでございます。

それから五反田バレーと商店街の関係でございますけれども、これは商店街、なかなかＩＴが進展しづらいというか、ＩＴになじみがないところがあって、一方五反田バレーのほうも、販路拡大というところでなかなか結びつきがしにくい、販路拡大できなかったというところがあります。それぞれの特徴を捉えまして、ちょっと今後、来月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、五反田バレーと、それから商店街とで連携といいますか、イベントをちょっと考えておりまして、商店街のほうで、それぞれ今このようなコロナ禍で新たな課題が出てきているというところがありまして、それについて五反田バレーのほうでいろいろな様々な、その場で提案を考えてプレゼンをするというようなところで、今ちょっと進めているようなところでございます。

○くにはば委員 今おっしゃっていた形で、コロナ禍で商店街と五反田バレーとの取組みが何かそのきっかけとなって、ぜひともその区の貴重な資源である五反田バレー、そして商店街の連携を行政がその仲介になって行っていけるように、商業・ものづくり課のほうで連携のほうを強めていただきたいと思います。

もう１点、板倉研究室の研究テーマとして私が情報交換しているのが、商店街を活用した食の国際化の実現、ハラルフードについてのテーマです。まず、商店街の活性化のためには、魅力的な個店づくり

が重要であるとの考え方が1つ。品川区都市型観光プランで明文化されている、外国人観光客が安心して飲食を楽しめる仕組みづくり、宗教や文化に配慮した食の提供の検討、この側面からの観点が1つ。この宗教や文化に配慮した食の提供という点での品川区の1つの課題が、イスラム教徒、ムスリム向けのハラルフードについてです。イスラム教は世界3大宗教の1つで、世界で2番目に人口の多い宗教、世界宗教人口の約4分の1を占めています。訪日外国人としては、近年急速に増加し続けている東南アジアの地域などに、ムスリムの方は多く分布しています。そのイスラム教徒の方々は、宗教上の戒律で豚肉やアルコールなどが禁止されており、ムスリムが食べられる食品や料理をハラルフードと呼びます。観光庁、東京都、都商連は、それぞれ「ムスリム旅行者おもてなしハンドブック」を作成して、事業者にはハラルフードについて啓発、横浜市、福岡市、愛知県、神奈川県、宮城県などでは、ハラル対応している飲食店のマップを作成して配布、台東区、文京区、東京都は、それぞれハラル認証を取得する飲食店へ助成金を出しています。このように、自治体主導で様々な取組みがされていますけれども、品川区においても、東京2020大会に向けて、また、その後のインバウンド施策として、宗教人口の多いムスリム向けのハラルフードへの取組みが必要かと考えます。

質問します。これまでの区としての産業振興の観点でのハラルフードについての取組みをお聞かせください。また、今後の取組みとして、区が商店街や飲食店と連携したハラルフードについての施策として、区の商店街国際化推進事業の商店街おもてなし店PR事業などを活用して、さきに述べた複数の自治体と同様、ハラル対応などのムスリムおもてなしマップ作成や、おもてなし店のPR、商店街向けのセミナーなどについてご所見をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆるハラルフードについてのご質問でございます。商店街国際化推進事業では、区を訪れる外国人の増加が見込まれるというようなところがございまして、多言語による情報提供、外国人受入れのための整備などを行っているところにつきまして、国際化ならびに区民および商店街の外国人受入れに向けた機運醸成というような事業をやっているところでございまして、委員ご指摘いただきましたとおり、外国人の対応セミナー、それからおもてなし店というようなことでさせていただいたところでございます。

現状では、ハラルフードの品川区内のお店というものはちょっと把握していないような状況でございます。今後につきましてなのですけれども、現状につきましては、なかなかイスラムの方が渡航でいらっしゃるということがないような状況かと思いますが、今後間違いなく、外国から多くのイスラム教徒の方がいらっしゃって、観光にお見えになるような状況もあろうかと思いますが、一方でなかなか、ハラルフードを提供するとなると、例えばキッチンを別に設けなければいけないとか、消毒の方法だとか、通常の商店街ですとなかなかハードルが高いようなところもあるかと思いますが、ある程度大きめといいますか、都市型観光に合うような商店街が中心になるのかなというふうに考えているところでございます。現状はこの事業、商店街といろいろと連携しながら、委託事業という形になっておりますので、商店街連合会のほうとも相談しながら、まず入り口としてセミナーなどの部分について、ちょっと今後研究していきたいと思っております。

○くにば委員 このハラルフードに関しては、2016年ぐらいから日本の様々、官公庁含めて関心が上がっております。ですので、このハラルフードに関して、まだ品川区の取組みがないということで、1つ課題が見えたかなと思っておりますので、ぜひ取組みのほうお願いいたします。

最後にムスリムの方々の取り込みによる商店街の活性化施策の1つとして、空き店舗活用支援事業のチャレンジマート事業でのハラル対応店の開業などの事業費助成など、様々考えられますけれども、こ

ういった点に関してご所見をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 空き店舗活用支援事業の中のチャレンジマート事業になろうかと思えます。こちらにつきましては、商店街が自分たちで運営する、あるいは委託するような形で、そこに魅力的な商店を持ってきて運営するというような仕組みでございます。ハラルフードというところもあるかと思えますけれども、こちらにつきましては様々な事業といいですか、それぞれに合ったというところでございます。ハラルフードにつきましても、そこが商店街にとってはとても魅力的で、観光客を呼び込むというような事例がありますので、そこについてお話がありましたら、ぜひ前向きにこちらも推進等をしたいと思っております。

○くにば委員 こちらのチャレンジマート事業のほうで、直近の実績のほうを見たら、実際に助成を申請したのが1件であるとか、3件であるとか、なかなか進んでいない事業だということは認識しております。商店街のまた1つ新たな魅力の切り口として、こういったハラルフードという観点等、様々な商店街の方々とお話をなさって、ぜひともこういった取組みのほうもよろしく願います。

○あくつ委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 295ページ、中小企業経営支援事業費に関連して、家賃支援給付金などコロナ禍における中小企業への経営支援策について質問いたします。

品川区は、国および東京都が実施する家賃支援給付金に、東京都の2分の1の上乗せ給付を実施することとしました。共産党は3月の予算特別委員会以来、家賃や人件費などの固定費補助をはじめとする中小企業への直接支援を何度も要求してきましたが、品川区はなかなか応じてきませんでした。その態度を改め、直接支援に乗り出していることは評価できます。今日は、それをよりよいものへと改善していく立場から質問いたします。

まず、4点伺います。この東京都家賃支援給付金について、その東京都の2分の1を給付するということですが、これがなぜ2分の1なのでしょう。東京都の給付金、計算しますと、例えば家賃が月額10万円であれば、月八千数百円にすぎません。したがって品川区は、その半分の4,000円ほどにすぎないわけです。あまりにも微々たる額だと思います。2番目に、給付の期間が都も区も、国の6か月に対して、その半分の3か月にすぎません。なぜこのように減らすのでしょうか。それから3番目に、対象見込みが7,200件、区内事業者の約4割だとされています。これはどのようにしてこの数字、7,200件を割り出してこられたのでしょうか。それから4番目、給付費を1件当たり10万円だとして、予算7億円ほど組まれています。これは10万円というのは、家賃が月額80万円を想定したものとなっていると思います。これはかなり高い家賃を払っている事業所を想定しているように思えますけれども、これはなぜでしょうか、以上4点、まず伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 4点、家賃支援給付金についてお尋ねいただきました。まず、東京都の2分の1、なぜ2分の1なのかというところでございますけれども、こちらの事業につきましては、まず国のほうで、大まかに言って金額の3分の2を支給するという形になっているところでございます。そこに対して都が上乗せして、また私どもで上乗せさせていただくというところでございます。イメージといたしましては、おおむね家賃の部分の8割ぐらいが、国と私どもで支援させていただくという形になりまして、残り2割部分がご本人様、家賃を実際に払っている方が負担するような形になっております。こちらの部分につきまして、2割が適正か、あるいは1割かというような部分はあろうかと思えますけれども、実際にその家賃を払わないで自分の家で実施している方であれば固定資産税を払うとか、いろいろと経費がかかるようなところがあるかと思えます。そういう部分を勘案いたしまして、東京都

の2分の1というところが妥当であろうという形で設定させていただいたところでございます。

それから国が6か月のところ、私どものほうでは3か月ということでございまして、こちらにつきましても、東京都の3か月という形に合わせさせていただいたというところでございます。

それから7,200件の根拠でございます。区内の事業所がおおむね2万件ございまして、そのうち40%が賃借という形で考えておりまして、それで8,000件と。40%というのは、私どもで製造業対象の調査を以前したことがございまして、そこで大体3割強の方が賃借をしていたと。逆にこちらは感覚ですけれども、情報通信業などですと、なかなか自分の家というよりは家賃をかなり、8割、9割という形のもので賃借になるのかなというところでございます。あとは実際に今度は商店のほうになりますけれども、こちらは商店街連合会、実際に何割ということはつかんでいなかったのですが、聞いたところ大体4割ぐらいではないかなというところがございまして、その辺を総合して、今回は4割という形でさせていただいたところでございます。8,000件から、実際に7,200件という数字になりますけれども、こちらにつきましては、条件として昨年の5月から12月の売上高が前年同月比で50%以下というところがございまして、当然50%減に満たないというようなところもございしますので、それがおおむね1割ぐらいだろうというような形で、7,200件という数字にさせていただいたところでございます。

それから最後に、平均で大体10万円ぐらいの家賃ということで、普通の家賃ですと85万円ぐらいになるかなというところで考えて、それはちょっと高いのではないかとこのところでございます。中には当然家賃が低い区民の方もいらっしゃるかと思いますが、国のスキームの考えですと、最大で225万円までの家賃の面倒を見るというようなところがあったかと思いますが、というところがございまして、東京都の予算なども見ますと、おおむね85万円の家賃というところで、複数持っていられるような事業者もいらっしゃるということで組んでいるようでしたので、そちらを勘案して、私どもも大体1件当たり10万円という形の見積りをさせていただいたというところでございます。

〇おくの委員 今伺っておりますと、かなりざっくりと計算された結果だなと思いました。実態、平均家賃がこうだからとか、そのようなことではないのだと思いました。例えば、私はいろいろと伺ってきました、ある喫茶店経営者の方からは、売上げがかなり落ちたのだけれども、この給付金の基準には至らなかったで給付金は受けられないと。客足も落ちたし、密を避けるためにテーブルの数もかなり減らしたので、経営はかなりきついのだと。その方は、店舗にしても、自分の住居にしても、変わらず出ていく家賃の相場は低くならないのかと非常に思っていると。最近携帯料金を引き下げるというニュースが流れているけれども、携帯料金を下げるような力があるのなら、むしろ家賃の相場を引き下げることには力を使ってほしいと。そのぐらい家賃というものは負担になっているのだというふうにおっしゃっていました。

そこで、国が定めているこの給付金の要件、この要件を少しでも見直した要件で、つまり要件を広げた要件で、品川区でも独自に、少しでも給付して区民の方に差し上げるというようなことは考えられなかったのでしょうか。家賃が80万円であることを想定するよりも、そのようなことをお考えになったほうがよかったのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇遠藤商業・ものづくり課長 先ほど売上高が前年度同月比で50%以下というような説明をしましたが、もう一つ条件がございまして、5月から12月で連続する3か月の合計が30%以上落ちていると、2つの条件のどちらかを満たせば、給付の対象になるというところでございますので、苦しいところはこれだけ、このような部分が苦しいところなのかなというところで、国のほうで多分設定されてい

るのかなと思います。私ども、ほかの要件等も別の規定という形で給付などもできるかなというところもありますけれども、今回はとにかくスピーディーに審査をして、速やかな支払いをしたいというところがございまして、また、別の要件を設けますと、また新しくいろいろな書類だの何だのという形で、提出をいただかなければいけないと。そちらの審査につきましても1件1件確認しなければいけないということもございまして、今回は簡素というところを重点に置きまして、東京都の、あるいは国のという形のもので、同じような設定をさせていただいたというところでございます。

○おくの委員 それから、例えばほかのレストラン経営者の方に伺ったお話では、そこも客足が戻ってきてつつあるけれども、まだ戻りきらないというようなところなのですが、コロナが収束しても業態転換を考えなければいけないだろうというところで、まだまだ時間が欲しいということで、この家賃支援給付金、あるいは持続化給付金などもありましたけれども、これをやはり1回きりに終わらせてほしくないというご希望もあるわけです。そのようなことを考えましても、品川区独自のものを考えてもいいのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 この間販路拡大支援助成金なども、私どもでいろいろとご用意させていただいたところでございます。また、先ほどのレストランということであれば、東京都のほうでもいろいろな支援メニューがありますので、そのような部分、いろいろな形でのご紹介などもできるかと思っておりますので、そういう形で引き続き支援をしていきたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 299ページ、産学連携推進事業のうちのモンゴル高専との科学技術交流事業について、それから303ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成と、臨時商品券事業について伺います。

まず、モンゴルの高専との交流です。昨年度の決算特別委員会でも質問させていただきました。中小企業の技術不足課題や、日本の高専をモデルにモンゴルに設立された高専の初めての卒業生が、昨年10月、品川区内の電気機器メーカーに正式雇用されました。1年が経ちました。また、今年1月には別の区内の企業に、製造業ですが、2名の方が入社されました。こういったように、技術者を求める品川区内の企業とモンゴルの高専の学生を品川区がつないでいるというこの事業は、3名の雇用で実現してきました。すばらしい成果であると思うところですが、ただ、このようなコロナの関係のある中で、この3名の働いている、就業された方々がそれぞれの企業でどのような状況で就業されているかお尋ねします。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆるモンゴル高専との科学技術交流の、モンゴルからの就職という形でございます。今回最初に入っている方はどちらも電気の関係の会社ということで、事前にインターンシップなどもやって、それぞれの、実際に日本に来てもらって、順調にやっているかという部分も含めて、かなりこちらのほうでもマッチングなどをさせていただいているところでございます。その上で、モンゴルの方がある程度の期間日本で働くということで、もともとの国から移動されるという形でございますので、ある程度覚悟を持ってやってきているというところでございます。雇う側のほうも、今後モンゴル、引き続きという形を考えていらっしゃるところもありますので、そういう意味では、順調に今のところお仕事をさせていただいているというような状況でございます。

○高橋（し）委員 事前のマッチング等のご努力をされたというところですが、昨年のおきにも、インターンシップ事業などの一定期間の交流を創出するレベルなど、こういった形で正規雇用の意味合いは非常に深いというようなご答弁がありました。この成果からさらに一歩進んで、このように国を越えて

品川区に、先ほどの話ですが、覚悟を持ってこられた技術者、若き技術者たちが、可能な限り国内の企業で長く活躍し、そして定着していただくことが、区内企業の活性化には重要だと思います。そのためには慣れない日本の日常生活や暮らし、そして区民サービス等、あるいは地元にとのようになじんでいくかなどの様々な生活面に対しての部分と、先ほど少しありましたが、企業内におけるコミュニケーションなどを含めた受入体制、そういった企業側への支援も必要だと思います。それぞれの生活面、それから企業側への支援、そういった内容と、今後の定着、その方向性についてお尋ねします。

○遠藤商業・ものづくり課長 日本においでになったモンゴルの方、外国の方についての支援というところ、あるいは企業に対しての支援ということでございます。外国の方が日本で仕事をするに当たって、文化などの違いでいろいろと苦労されるというところがございます。そういう意味では、まず企業が、いらっしゃる外国の方の面倒をできるだけ見るというようなところが大事かと思っております。今回こちらのほうにつきましては、私ども専用の委託業者などを使って、それぞれ会社のほうに支援などもさせていただいているところでございます。

また、モンゴルに限らず、今このような形で、今後ほかのいろいろな国から多くの外国人の方が働かれるような状況になろうかと思えます。今年につきましては、オンラインでございますけれども、セミナーを連続で5回という形で、それぞれの企業を対象に、受入れするときの心構えや、あるいは受け入れるときに対しての支援の仕方などのセミナーをさせていただいているところでございます。

○高橋（し）委員 不安を抱え、しかし、覚悟を持って働かれている方が見えたときに、やはり生活面、そして今お話が少しありました、企業側への区の支援というものが大変重要になってくるかと思えます。今少しありましたが、今年度、先ほどの継続性ではありませんけれども、オンライン等でモンゴルの学生と区内企業とのマッチングの機会、どのような形でやられているのか、それから今度は2期生になると思いますが、その方々が今度モンゴル高専でどれぐらい卒業され、そして区内の企業がどのような形で参加され、採用予定がもし分かれば、その辺りの数字もお願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 まず採用予定のほうですけれども、既に5社6名が、6月の段階で内定を出すような形になりまして、本来ですと10月の頭ぐらいからこちら日本に来ていただいて、仕事をさせていただくという形で進めていたところでございます。ただ、今モンゴルは、直行便が全て飛んでいないというような状況でございまして、正直止まっているというような状態でございます。ただ、在留資格のほうは、もう一部の学生には下りているところでございますので、あとその、いわゆる渡航禁止が取れば、すぐにこちらのほうに来られるというところで、恐らく今のところでは1月ぐらいかなというふうに見込んでいるところでございます。

もう一方のインターンシップのほうですが、こちらにつきましては、なかなか来たときに2週間の隔離など、いろいろな部分があるので、ちょっとインターンシップについては、今年は難しいのかなというところで今進んでいるところでございます。

○高橋（し）委員 5社6名の方が内定しているということで、品川区の企業も期待されていると思いますし、ぜひ区としても、生活面、企業側への支援、先ほどお話ししましたが、バックアップをお願いしたいと思います。またその後の経過をお尋ねしたいと思います。

では次で、303ページのほうのプレミアム付区内共通商品券と、あと国の臨時商品券、これですが、昨年の10月にこの両方がほぼ同時期に実施された。消費税が10%に上がったことに対する国の商品券の事業でした。これは購入される方々や商店街の店舗などで、混乱などは発生しなかったのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長　昨年、比較的近い時期に2つの商品券が出たということでございますが、現場から特に混乱したという形は聞いておりません。

○高橋（し）委員　混乱はなかったということであります。ただ、品川区のほうのプレミアム付商品券は、商店街振興で大型店では使えない、しかし、国の臨時商品券は、大型店から取扱いの希望があった場合は区で断ることができないというような、取扱い店舗の違いがあったというふうに伺っております。その辺の状況があったと思うのですが、今混乱がないということですので、国のほうの商品券の購入というか、その実施内容はどのぐらいだったのでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長　わ！しながわプレミアム付商品券でございますが、こちら対象者が、特別区民税非課税者が約4万8,000人、それから3歳未満のお子さんが属する世帯が1万1,000人というところでございます。件数といたしましては、特別区民税非課税者につきましては申請が必要ということで、対象者は4万8,000人になるのですが、実際には1万件強の申請しかなかったということで、全体としては、おおむね予定の2割ぐらいという形でなっているところでございます。

○高橋（し）委員　予算は2億円計上しましたが、決算では8,000万円という形の購入の金額だったので、なかなか行き渡らなかった、受入れが難しかったということだと思います。今年また区の商品券を発行していますので、その事業が円滑に進められることを要望いたします。

○あくつ委員長　次に、中塚委員。

○中塚委員　295ページ、中小企業経営支援事業費に関わって、コロナで影響を受ける中小企業への支援について伺いたいと思います。

まず区の基本姿勢ですが、コロナ感染抑止と社会経済活動の回復には、検査の拡充と医療への支援が必要だと思います。同時に、ここからが質問ですけれども、事業所への支援について、やはり一過性や一時的なものではなく、継続的に行われることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長　企業に対する継続的な支援ということでございます。この間、今年に限りまして、様々な補正予算を要求させていただいたところでございます。当初27億円の予算のところ、補正を全部で4回ほどさせていただいて、プラスで30億円頂戴したところで、合計で57億円ということで、継続性を持って今まで対応してきたというふうに考えております。

○中塚委員　継続性を持って対応してきたということですが、これからもその継続性が私は必要だと思います。コロナによる経済への影響の特徴が多職種にわたっていることや、コロナの収束が全く見通せない中、日々、毎日、毎月、支出があるということです。既に自分の貯金を下ろして、お店の運転資金に使っているという方もいらっしゃいます。そこで販路拡大支援助成について伺います。利用した方から、検温器は対象になったが、マスクとアルコール代が対象にならなかったと。支出もあるので対象にしてほしいとおっしゃってございました。お店でお客様をお迎えするために、非接触型の検温器は助成対象なのだから、お店の営業に欠かせない従業員のマスクと、お店で使うアルコールも助成対象にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長　販路拡大支援助成の対象という形になるかと思います。基本的にこちら販路拡大、いわゆる前向きな投資ということで、設備を更新したりというようなことによって、コロナウイルス感染症を乗り越えるというところで予算化させていただいたところでございますが、いわゆる消耗品につきましては、今回対象外とさせていただいたところでございますので、マスクあるいはアルコール等につきましては、こちらのほうで認めなかったというところでございます。

○中塚委員　前向きな投資ということなのですから、消耗品だとなぜ対象にならないのか、その

理由を伺いたいと思います。やはりコロナで売上げが落ち、そしてコロナで新たな支出が増えている中小企業への支援なのだから、コロナで発生している新たな支出は、マスクやアルコールも含め対象にすべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。この3月、4月と、品川区も自らの備蓄品であるマスクや消毒液を、介護や保育園や診療所など様々提供したり、また現場にかかった費用についても、補正予算で、こういったマスクやアルコールの費用も含めて様々支援を行ってきました。今度はこの経済を立て直そうというわけですから、マスクとアルコールも助成対象にできると思いますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 考え方になろうかと思いますが、マスクあるいはアルコール、先ほど言ったとおり消耗品というところがございます。こちらのほう、基本的に先ほど申しましたように、例えば機械設備や広告費、それから展示会の出展経費とか、あるいはコンサル等の委託という部分がおおむね対象となっているところがございます、マスクやアルコール等につきましては、今回のこの事業については対象外というふうにさせていただいたところがございます。

○中塚委員 だから、なぜ消耗品だと対象にならないのか、対象にしていないのか伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの部分につきまして、例えばマスクなどの消耗品ですと、いろいろな何といいますか、お店で使う以外の用途でもいろいろと使えるようなところもあるかと思います。そのような部分も含めまして、今回は助成の対象外というふうにさせていただいております。

○中塚委員 お店で使う費用をきちんと分けているのです。個人事業主も、お店で使うもの、家で使うもの、それは日常的に分けて仕事をしております。それを自分の家でも使うかもしれないから対象から外すということは、あまりにもひどい話だと思います。本気で中小企業を支援しようというのであれば、消耗品であっても、お店で使うマスクや消毒液は、しっかりと助成対象にすべきだと強く求めたいと思います。

そして、続いて申請期間なのですが、今年8月末で締め切られております。経済の落ち込みは深刻で長期的になっておりますので、申請を再び開始していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの販路拡大支援助成でございますが、申請期間は7月1日から8月31日までということで実施させていただいたところがございます。こちらのほう、一旦こちらのほうで締めさせていただきます、9月の下旬に支援の助成の対象者につきましては、交付の決定通知、あるいは不交付の決定通知という形で送らせていただいたところがございます。今後につきましては、現状におきましてはまだ考えていないところがございますが、状況等を見て、販路拡大支援助成以外の部分につきましても、中小企業向けの様々な支援について考えさせていただきたいと思っております。

○中塚委員 申請は一度打ち切りましたけれども、再開については状況を見て考えていきたいとのことです。経済の落ち込み深刻ですので、ぜひ申請の再開を検討していただきたいと思います。

続いて、品川区家賃支援給付金について伺いたいと思います。事前に伺いましたが、先ほどのやり取りでも、簡単に言うと月の8割が国と区の給付金をもらえる、対象になるとのことですが、まず品川区のチラシを見ましたが、どのような手続きをすれば幾ら入るのが全然分からない。給付金といながら、幾らなのかが分からない、これは改善が必要だと思います。しかも、まず国の家賃給付金を申請し、給付決定すると、これをもって東京都の申請ができることになり、この決定をもって品川区の申請ができることになるという三段構えなのです。この流れがこのチラシからは何も分かりません。

幾らもらえるのかのモデルケースや申請の流れなど、分かりやすく改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの品川区家賃支援給付金、なかなか分かりづらいというようなお話でございます。こちらはもともととはご案内のとおり、国の家賃支援給付金が元になりまして、そこから東京都のものを受けていただいて、最終的には品川区の家賃支援給付金を受けていただくというような流れになっております。こちらの、ホームページ等で今出させていただいているチラシにつきましては、確かに一部かなり分かりづらいといえますが、そもそも国のところがあるということが分かりづらいようなところもあります。こちらにつきましては、11月2日から実際には申請が受けられるような体制で、今進めているところでございます。こちらにつきましては、今この中身を全事業者に一応配布するような形で進めております。そのときにはこちらも含め、今載っている部分も含めまして、できるだけ利用者、該当者に伝わるような形のもので考えていきたいと思っております。

○中塚委員 伝わるように考えていきたいということですので、ぜひそうしていただきたいと思いますが、私はいろいろなチラシを見ましたが、これほど誰が対象で幾らもらえるのかが分からないチラシは、ちょっとひどいなと思いました。元は国のようですけども、ぜひ改善していただきたいと思います。

あと、先ほどもありましたが、この制度は国の制度が6か月分が一度に支給されます。しかし、品川区は、東京都と合わせて3か月のみと答弁でありました。やはり中小企業の営業を確保し、経済を立て直すためにも、せめて国の6か月に合わせるべきだと思います。東京都に対して6か月とすることを求めること、そして品川区も6か月とすることを求めますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 6か月にすべきだ、あるいは東京都に言うべきだというような話だったかと思います。今回につきましては、いろいろと3か月、あるいは逆に1年などという部分もあるかと思いますが、今回につきましては、いろいろと諸事情を勘案した結果、3か月というふうに決めさせていただいたところでございます。

○中塚委員 どのような諸事情をどのように勘案したのか伺いたいと思います。やはり今の状況は本当に深刻です。ぜひ東京都に対して6か月とすることを求めること、品川区も6か月とすること、これは最低、せめて国に合わせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 私どもは、こちらの家賃支援給付金以外にも様々な助成制度をつくらせていただいているところでございます。今回の家賃支援給付金につきましては、いろいろとご意見はあるところでございますが、3か月というふうにさせていただいたところでございます。

○中塚委員 理由を言えないのですよね。ほかにもいろいろとやっているから3か月と、このような理屈はないと思います。ぜひご商売されている方の実態を見て、何とか経済を立て直したいと、またその方の暮らしも立て直したいと、当然雇用もつながっていきますので、ぜひそこに目を向けて、必要な支援をしていただきたいと思います。

最後に、この販路拡大支援助成も家賃支援給付金も、いずれもまずは今年度中の改善、拡充も求めますけれども、ぜひこれは一度きりではなく、来年も実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 来年度もこちらの2つの事業について続けてというようなご要望かと思いますが。こちら家賃支援給付金、それから販路拡大支援助成金、どちらのほうも補正予算という形で頂戴したところでございます。当初想定されていなかったものが、今中小企業支援という形で実施されているところでございます。来年につきましても、そのときに適時適切な支援をさせていただきたいと

思いますので、こちらの2事業も含めまして、様々な支援を考えていきたいと思います。

○中塚委員 ぜひ今年度の支援の拡充、そして来年度への拡充、充実を強く求めて終わりたいと思います。

○あくつ委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 288ページ、清掃費からちょっとお伺いできればと思います。

ごみの収集なのですが、日頃から清掃員の方たちが、毎日というか、曜日を決めてごみの回収をさせていただいて、快適で衛生的なまちで生活を送れるということは非常にありがたいことだと思っているところですが、今回の、そうしたコロナウイルスの影響で、状況が少し変わってきているのかなと思っております。その感染症の影響で出てきている変化について、例えばごみの量、プラスチックの量などの増加や減少などの変化と、またその課題、どのような課題があるのか、またどのように対応しているのか、教えていただければと思います。コロナの影響で外出が自粛されて、テイクアウトやデリバリーが増えている中でありますので、ごみの量について教えていただければと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 コロナの影響の中での清掃事業における影響というところでございます。まず、やはり4月に外出自粛になりまして、ごみ、資源とも量が増えてございます。傾向といたしましては、やはり4月、5月、ごみでございまして、大体前年から10%増えまして、今若干落ち着いておりますけれども、相対としてはまだ前年比を上回っているということでございます。また、資源の量でございまして、4月、5月で25%ぐらい増、現在落ち着きまして十数%の増というところで、そのような状況になってございます。

それに対する我々の対応というところでございますが、やはり増量に対してもしっかりと適正処理をしなければいけないと、このような観点から、ごみ収集、資源ともに、収集車両、臨時対策的な清掃車両を増加しまして、増便いたしまして、適正な処理に努めたところでございます。また中間処理の部分で、プラスチックの部分の処理量がやはり増えておりまして、ペットボトル等につきましては、一部資源化センターで処理できない部分を外部で委託している、このような状況になってございます。

○大倉委員 そのような様々な影響があつて、今は少し落ち着いてきているということで、ペットボトルなどは外部委託で間に合っているということだということで認識いたしました。

コロナの影響がある中で、収集作業員の方もかなりのリスクがあつて、収集作業も丁寧に、かつコロナ感染しないような取組みをされながらやっているかと思います。特に今回、夏場でそうした対応になったことは、かなり大変な作業だったのだらうと思っております。感染リスク対策として、作業員の方たちがどのような対策を取りながら作業をされたのか、対策について教えてください。ごみの出し方等で、例えば収集作業車に入れたときにごみ袋が破裂してマスクが出てきたとか、飛び出してくるとか、ウイルスが付着している可能性のあるペットボトルやティッシュなどが出てくるようなお話も聞いたことがありますので、そうした感染対策についてはしっかりとやられていると思いますが、その対策について教えていただければと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 作業時におけるコロナの感染防止対策というところでございます。収集作業時における対策といたしまして、やはり手袋、マスク等の防護具の適切な使用というものは、もうこれは徹底させていただいております。また作業服自体も、もう必ず肌を出さないような形というところが一番でございます。また、作業ごとに事務所のほうに戻ってきた際には、アルコール消毒や手洗い、うがいの徹底等をしておりまして、また、清掃車両の中でもこまめな換気等をしているところでございます。また、感染症対策としまして、区民の方にもやはり協力をいただかなければいけないということ

で、コロナウイルスなどの対策として、家庭でのマスクの捨て方というところでご案内をさせていただいておりまして、ごみに直接触れない、それでごみ袋はしっかりと縛って封をしていただく、また、ごみを捨てた後は手を洗うということをお知らせしております。このことによりまして、ご家庭での感染を防ぐというところと、私どもの収集作業時の感染リスクも低減されるということで、そのような形で協力をPR等させていただいております。

○大倉委員 一番心配していたのは、先ほどのお話だとペットボトル等も外部で委託できているということで、感染してしまった場合、作業員の方がその対応がどうなるのかなと。補償はどうなっていくのだろうというところで、人材確保についても大丈夫なのかなというところで、感染が広がってそういった収集作業ができなくなってしまうというところの懸念があったので、様々対策をされて、そういったことがないように、これからもしっかりと清掃のごみ収集ができるということで認識をいたしましたので、ありがとうございます。

その中で1点、コロナウイルスなどの感染症対策として、家庭でのマスクの捨て方ということで、これはホームページで見たのですが、区のホームページにも参考というところで載っていましたが、ほかの自治体などを見ると、同じ環境省の家庭でのごみの捨て方というものも併せて併記されて、URLがついていて見えるようになっているのですが、そうしたこともしていただくといいのかなと。区民の方にも周知していただくほうがいいのかなと思っていますので、それをぜひやってくださいということで、何かあればご答弁いただきたいと思います。

今おっしゃっていた、ごみ収集をしている方たちがいただいている対策と併せて、区民ができることで何ができるかなということでは、まさに今おっしゃったごみの出し方に気をつけていただいて、特にコロナ禍においては非常に感染リスクを下げるというところで重要だなと思っておりますので、こうした周知徹底していただきたいと思っています。その中で、取組みで、私の近所の方が、毎回燃えるごみの日にごみ袋にお手紙を貼って、いつもありがとうございますという感謝のお手紙ということでいつもやられているのですが、私もいい取組みだなと思っていろいろと調べると、ほかの自治体などでもそうした取組みが行われていて、区のホームページ等でも紹介をされているのですけれども、そうした手紙については、結構そういった声があるのか、どのぐらい来ているのかということが分かれば教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 委員からお話がありましたように、やはりこのマスクの捨て方等は、しっかりと様々な媒体を使いまして、いろいろな機会を捉えまして、周知してまいりたいと思ってございます。

また、応援メッセージの件だと思っております。4月の中旬に入りまして、私どものほうでも収集現場の中で、ごみ袋に手紙が添えられたり、直接ごみ袋にマジックでお礼や感謝のメッセージをいただいたところがございます。通数にして600通以上のメッセージをいただきまして、私どもも何とか区民の方にお礼をしなければいけないというところで、ごみ・リサイクル通信の7月号に、ちょっと紙面を割きまして、お礼のメッセージや私どもの職員からの生の声という部分をお伝えしたところがございます。今後こういったところも、しっかりと発信してまいりたいと思っていますのでございます。

○大倉委員 通信のほうで、今600通あるようなものを紹介しながらお礼をしているということですが、これぜひ区の広報のほうともお話をさせていただいて、ホームページ等を使って、ほかのSNSの媒体でもいいと思うのですけれども、使って、頂いた感謝のお手紙にお礼を出すと同時に、併せて家庭でのごみの捨て方などの周知をして、さらに一層、感染症対策というところでも取り組んでいただけると、

こういった方たちが一生懸命やってくれていて、私たちもさらにごみの捨て方に注意して、気をつけて出さなければいけないということにもつながっていくかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は286ページ、環境費の中からリサイクル推進費、288ページ、清掃費、あと産業経済費もちょっと時間があれば、質問させていただきたいと思います。

引き続きごみの関係なのですが、清掃作業員の方はエッセンシャルワーカーの1つの業種になっているのです。大変に量も、今お話があったとおり厳しい状況の中で、感染症対策に対して、またこれからも十分配慮して、仕事のほうを頑張っていたきたいと思います。どうぞお願いします。

まずごみの関係です。マンションに今、事業所が結構ありますよね。そのマンションから出ているごみ、多分マンションの管理、そのような作業をやっていた方がいるから、袋が分からないと思うのですけれども、その事業所のごみというのは、家庭系のごみではなく事業所ごみになりますよね。その辺というものは、必ず有料シールを貼ってあるものなのか、それとも貼らないでそのまま出されているのか、その辺がどのようにチェックできているのか確認をさせてください。まずその点だけお願いします。

○工藤品川区清掃事務所長 マンション等に入っています事業所のごみでございます。これは事業活動で発生するごみでございますので、法律上でも、条例上でも、事業者責任で適正に処理していただくということになってございます。ですから、有料シールを貼る、もしくは収集業者のほうに処理をお願いすると、このような形になりますが、マンションということでございますと、ごみが少量ですので、有料ごみシール券を貼るような形になってございます。

○鈴木（真）委員 やはり区民の方の声の中で、マンションの中でそれがないというものが結構多い。最近マンションの事業所がかなり多い状況の中で、やはりその辺の公平性の問題というものもちょっと言われているので、チェック体制、どこまでできるか少し難しいところもあると思うのですけれども、やはりごみの排出に対して、家庭ごみ、事業系ごみ、その辺はきちんと対応していただくような、これはお願いにしておいたほうがいいと思うのですが、これからも検討のほうお願いします。

それから別件のほうで、集団回収についてです。リサイクル代金が変わっているということは十分、今までのお話の中にも出ておりますので、その辺は承知しているのですが、町会や各団体が資源収集したときに、区から報奨金として入っていただいています。ところが、その団体は同じ活動をしているのに、半年に一遍入ってくる金額がどんと減っているのです。これは量が減っているということは多少あると思います。例えば新聞なども、今取っている方が減っているから、全体的な量は減っているかもしれないけれども、団体として活動している中で、下がってくることだけ本当に、ちょっと対応について、もう少し考えられないのかということです。というのは、区で行政収集と集団回収の費用的にも、前もちょっとコストを考えたときには、集団収集の方のほうが安いというように、たしかお聞きした記憶があります。その辺を考えると、団体に対してもう少し支援ができないのかどうか、その辺についてお考えを教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 集団回収団体でございます。団体の中で登録していただいたものを、回収量に応じて報奨金を払っているということでお支払いしているということでございます。団体へのさらなる支援というところだと思います。やはり行政回収と比べまして、集団回収というものは、この報奨金をもって、この報奨金が地域の、何というのですか、果実となって地域活動がますます活性化され

るということで、私どもとしましてもそういった意味で進めてまいりたいというところでございます。やはり現在、新聞等の古紙類の排出が少し落ちていますので、現状としては、やはり1団体当たりの年間の報奨額というものが減ってございます。今後につきましては、やはり町会の皆様方のご苦労や取組み、リサイクルへの貢献、こういったところを総合的に私どもも検証しまして、報奨金等を含めまして、どのように支援をすればこの集団回収という活動が継続して、地域のモチベーションにつながっていくのかと、こういったところを考えてまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 決して報奨金だけを目当てに活動しているわけではないということは当然、各団体ともリサイクルという意識の中で、また、地域の活動ということを広めるためにやっているということが目的なのですけれども、それに見合ったものをぜひ今後考えていただきたいと、これを要望します。

産業経済費関係です。先日、特別区長会の要望の書類を、ホームページに出ているのでちょっと見させていただきました。その中で地域経済を活性化するための商店街等に対する積極的な支援策が必要ということを、区長会で東京都に要望しておりました。それは都の支援策を要望しているのだと思うのですが、区として、都に対してどのようなものを要望していくのか、その辺のお考えがもしあれば、あると思うので、その辺をちょっと教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 都への支援ということで、基本的には補助金という形になろうかと思っております。この間コロナ禍において、東京都のほうでもいろいろな助成金などを出していただいているところなのですが、なかなか使いづらかったり、そのような部分がございまして、なかなか現場と商店、都のほうで考えている部分と、かなりそごが出ているようなところがあります。そのような部分で、こちらからも直接、東京都の担当者なりに連絡しているところがございますが、そのような部分については、特に私どもは強く感じるというところがございます。

○鈴木（真）委員 ぜひその辺、実現に結びつけていただきたいということと、先ほど来ちょっとキャッシュレス関係のお話があったのですが、共通商品券も、商店街との関係もあるのですが、共通商品券は我々男性陣といったらあれですが、あまり持ち歩かない。財布の中に入れられないということもあるので、殊に今のG o T o関係のところでも、スマホで使うなどということが全然出てくるのですけれども、今後において区の共通商品券というものも何か考えていかなければいけないと思うのですが、その辺はお考えがあるのかどうか。それからもう1点、ごみの関係です。災害ごみの関係です。去年大田区、世田谷区で水害があって、その置場の問題もあったと思います。お話を伺った中では、世田谷は割合作業をするところに近かったのだけれども、大田はその場所がちょっと遠かったというような状況も聞きました。品川区からも、たしかお手伝いに行っていらっしゃると思うのですが、その辺どのように、その結果を区としてどのように活かしていけるか、その点についてお考えを教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 いわゆるキャッシュレス化のお話でございます。商品券につきましても、現在当然紙でやらせていただいているところがございますが、コストなども考えたり、あるいはスピードなども考えても、確かにキャッシュレスで一律にポイントを付与するという形になると、大変事務コストなども減って、スピードも上がってということでもいいのかなというところもあります。ただ一方で使う側、それから店舗側についても様々な課題があるというふうに認識しております。現在キャッシュレス化について、いろいろと商店街連合会との意見の交換などをさせていただいているところでございますが、まだちょっと勉強中というところがございますので、今後これからまた検討していきたいと思っております。

○工藤品川区清掃事務所長 災害ごみにつきましてのご質問でございます。昨年の台風１９号のときに世田谷のほうで水害があったということで、その家屋から粗大ごみ等が出された部分というところでお手伝いに行かせていただきました。職員、技能長２名が行って、実際のところ臨時の仮置場のほうに搬送するような作業をしたというところでございます。やはりこのような形で、実際の現場を見て、どういった状況だったのか、どういった形で処理をすればいいのかというところを、実際に私どものほうでも、派遣という形で十分勉強してまいりましたので、それを今ミーティング、朝のミーティング、また会議の際に、時間があるときに、いわゆる我々のミッションというところ、お話をさせていただいているところでございます。

○鈴木（真）委員 災害ごみ、これは水の関係ですけれども、一般的というか、もし万が一の場合の災害ごみの関係になると、計画は防災になるかと思うので、また改めてそちらでお聞きます。

○あくつ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は１０月１２日、午前１０時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後５時３９分閉会

委 員 長 あくつ 広 王